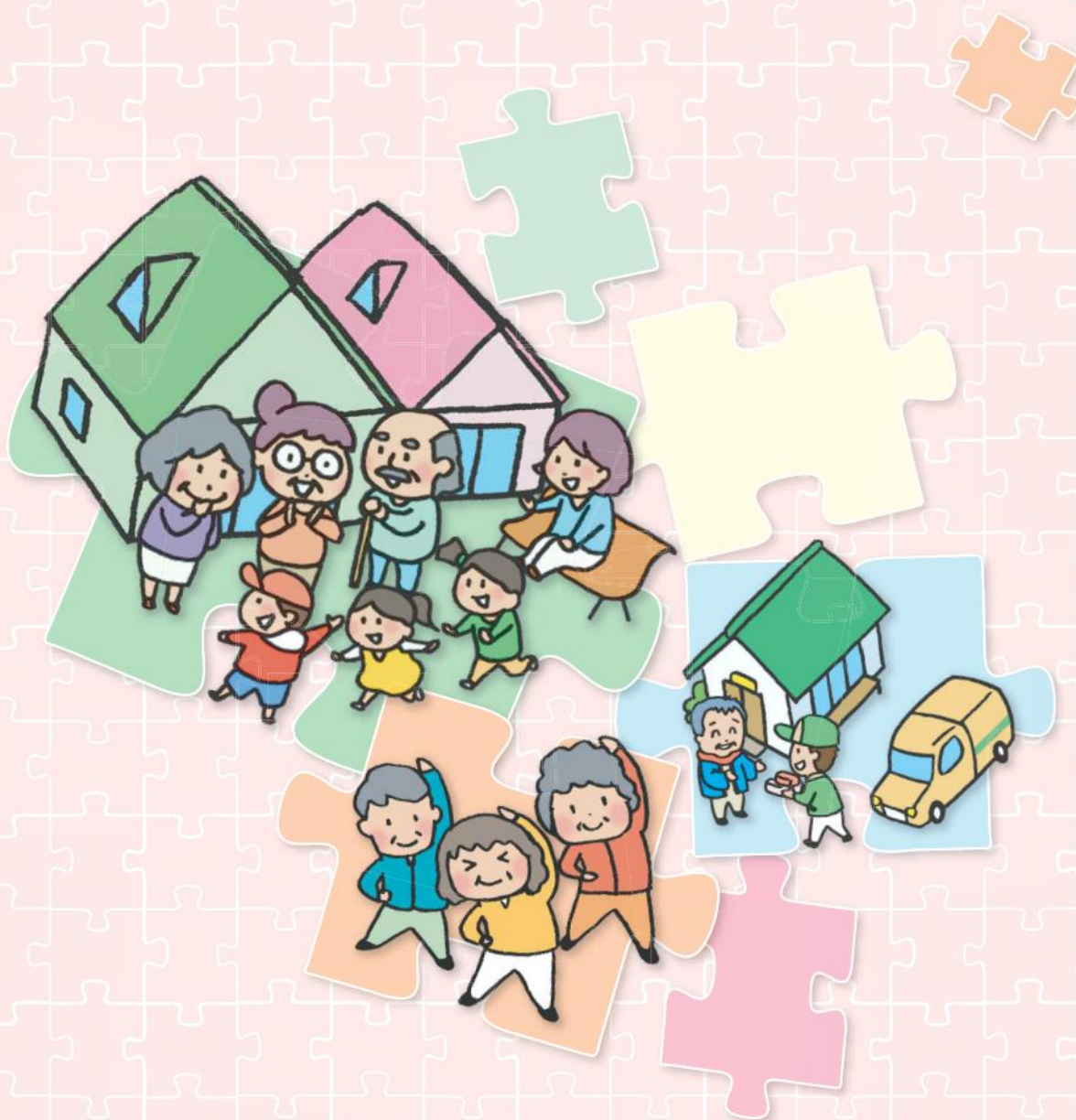


# いきいき高齢者プランまいばら

## 第6期介護保険事業計画/ 高齢者福祉計画



平成27年3月  
米 原 市



## はじめに

現在、我が国は、世界に類を見ない早さで高齢化が進み、前例のない高齢社会を迎えています。

誰もが生きがいに満ちた老後を安心して迎えられよう、要介護高齢者を社会全体で支えていく仕組みとして平成 12 年 4 月に創設された介護保険制度は発足から 15 年が経過しました。この間の高齢者の増加と介護サービス利用者の増加は、介護給付費の増大へとつながっています。



また、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯の増加や認知症の高齢者の増加が懸念され、高齢者を地域社会全体で支える仕組みの構築が重要となっています。

こうした中、今回の介護保険法の改正に伴う国の指針において、第 6 期（平成 27 年度から平成 29 年度まで）計画は、平成 37 年（2025 年）を見据えた「地域包括ケア計画」と位置付けられており、保険者である本市が主体となった地域づくり・まちづくりを本格的に進めるための計画とすることが求められています。

本市では、こうした制度改正と今後の展望を踏まえながら、「住み慣れた地域で みんながつながり支え合い 自分らしくいきいきと 安心して暮らし続けられる希望のまちづくり」を基本理念として、「いきいき高齢者プランまいばら」を策定しました。

本計画は、平成 37 年までの中長期的な視点に立ちながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、「介護」、「予防」、「医療」、「生活支援」、「住まい」の 5 つのサービスを切れ目なく、一体化して提供する地域包括ケアシステムの構築を進めていく計画としております。

地域における多様な主体による社会参加が求められる中、高齢者が支えられるだけの立場ではなく、支える立場として地域社会で活躍できるまち、支え合うことができる米原市となるよう、本計画に基づき、積極的に施策を展開してまいります。

結びに、本計画策定に当たりまして、御尽力いただきました米原市介護保険運営協議会委員の皆様を始め、関係各位に心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進と市民が夢や希望を持てるまち「希望都市まいばら」の実現に一層の御支援をいただきますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

米原市長 平尾道雄

# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定に当たって.....               | 1  |
| 1 計画策定の趣旨.....                    | 1  |
| 2 介護保険制度の改正の概要.....               | 2  |
| 3 計画の位置付けと期間.....                 | 2  |
| 4 計画策定の体制.....                    | 4  |
| 第2章 高齢者の現状と将来推計.....              | 6  |
| 1 高齢者の状況.....                     | 6  |
| 2 第5期計画の計画値と実績の比較.....            | 20 |
| 3 アンケートから見える米原市の現状.....           | 25 |
| 4 第5期計画における施策の評価.....             | 34 |
| 第3章 計画の基本的な考え方.....               | 38 |
| 1 計画の基本理念 ～高齢者介護のあるべき姿～.....      | 38 |
| 2 計画の基本方針.....                    | 38 |
| 3 施策の体系.....                      | 39 |
| 4 日常生活圏域の設定.....                  | 40 |
| 第4章 施策の取組内容.....                  | 45 |
| 1 高齢者がいつまでも元気で長生きできる.....         | 45 |
| 2 みんながつながり地域で支え合うことができる.....      | 53 |
| 3 多職種多機関が連携し、様々な方面から支援ができる.....   | 58 |
| 4 認知症になっても地域で安心して生活ができる.....      | 64 |
| 5 その地域、その人に合った質の高いサービスが提供できる..... | 69 |

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 第5章 介護保険料の設定.....               | 76  |
| 1 サービス見込量の推計の手順.....            | 76  |
| 2 人口および要支援・要介護認定者の推移と推計.....    | 77  |
| 3 利用者数、必要サービス量推計、介護給付費の見込み..... | 78  |
| 4 保険料基準額の算定.....                | 91  |
| 5 所得段階別保険料の設定.....              | 92  |
| 第6章 計画の推進体制.....                | 94  |
| 1 計画に関する啓発・広報の推進.....           | 94  |
| 2 計画推進体制の整備.....                | 94  |
| 3 進捗状況の把握と評価の実施.....            | 95  |
| 資料編.....                        | 96  |
| 1 米原市介護保険条例（抜粋）.....            | 96  |
| 2 米原市介護保険条例施行規則（抜粋）.....        | 98  |
| 3 介護保険運営協議会委員名簿.....            | 100 |
| 4 用語説明.....                     | 101 |



# 第1章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

我が国の総人口は減少しているものの、平均寿命の延伸や少子化の進行などにより、65歳以上の高齢者人口は年々増加し、4人に1人が高齢者という状況となっています。今後はいわゆる団塊の世代が高齢期を迎え、更に10年後の平成37年には団塊の世代が75歳以上高齢者（後期高齢者）となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要支援・要介護認定者（以下「要介護認定者」という。）、認知症高齢者が増加することが見込まれています。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、介護、医療、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要となっています。このため、平成23年には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設等の見直しが行われ、平成26年には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、地域における医療および介護の総合的な確保を促進するなど、多分野との連携強化により一層の地域包括ケアシステムの構築が求められています。

本市においても、「いきいき高齢者プランまいばら 第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画（以下「前計画」という。）」では、基本理念を「めざせ現役・1世紀 ～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる絆のまちづくり～」の実現を目指し、計画の基本目標として、1. 高齢者の元気力を高める、2. 地域の支え合いの力を高める、3. 安心して暮らせる生活環境を高める、4. 高齢者を支える介護力を高める「地域包括ケアシステム」の構築に向け、継続的かつ着実に様々な方策を講じてきました。

「いきいき高齢者プランまいばら 第6期介護保険事業計画/高齢者福祉計画」（以下「本計画」という。）では、前計画で定めた地域包括ケアシステムを新たな制度の下に、平成37年までの中長期的な視点に立ちながら、高齢者保健福祉施策および介護保険事業の基本的考え方や目指すべき取組などの見直しを行うものです。

## 2 介護保険制度の改正の概要

今回の改正は、介護保険制度を持続可能なものとするため、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を大きな目的としており、その主な内容は次のとおりです。

|                       |                                                                                             |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 地域包括ケアシステムの構築       | ①在宅医療・介護連携の推進<br>②認知症施策の推進<br>③地域ケア会議の推進<br>④生活支援サービスの充実・強化<br>⑤介護予防の推進<br>⑥地域包括支援センターの機能強化 |
| 2 介護サービスの効率化・重点化      | ①介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行<br>②特別養護老人ホームの中重度者への重点化                                         |
| 3 介護保険料の負担の抑制         | ①低所得者の第1号保険料の軽減強化等                                                                          |
| 4 所得や資産のある人の利用者負担の見直し | ①一定以上所得者の利用者負担の見直し<br>②補足給付の見直し                                                             |

### 3 計画の位置付けと期間

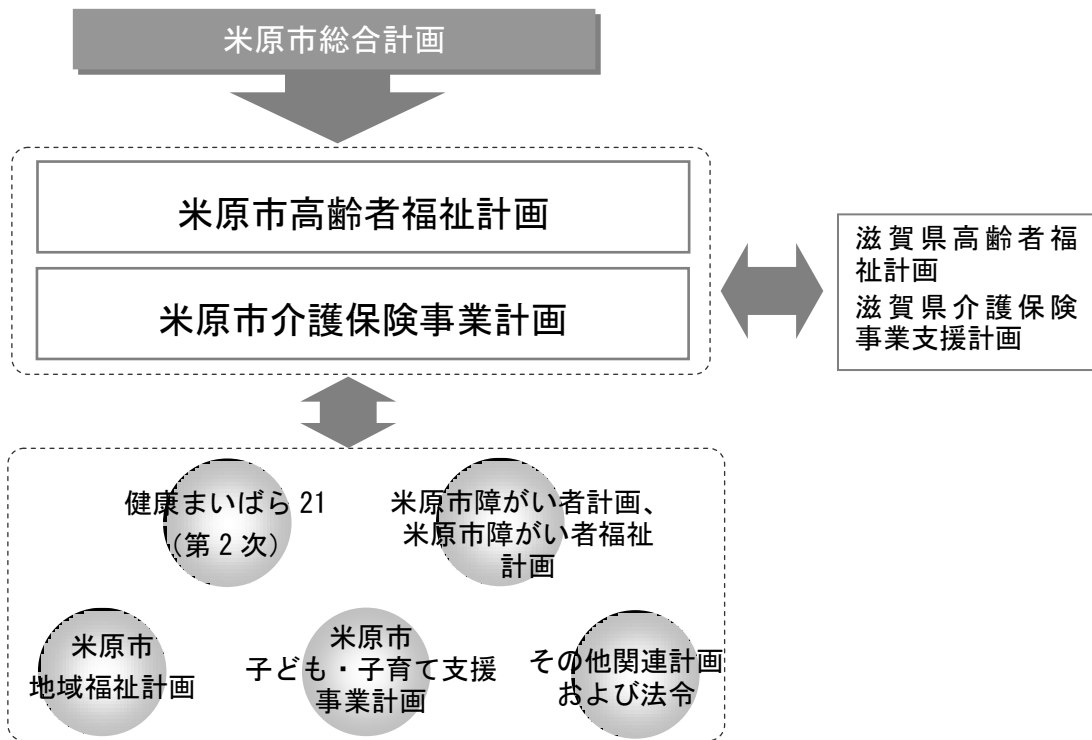
(1) 法令の根拠 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者福祉計画および介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

(2) 関連計画との関係 ●●●●●●●●●●●●●●●●

本計画は、米原市総合計画の高齢者施策の部門別計画として、また健康まいばら21（第2次）、まいばら福祉のまちづくり計画、米原市障がい者計画、米原市障がい福祉計画などの関連する計画との整合を図り策定したものです。

## 図 計画の位置付け

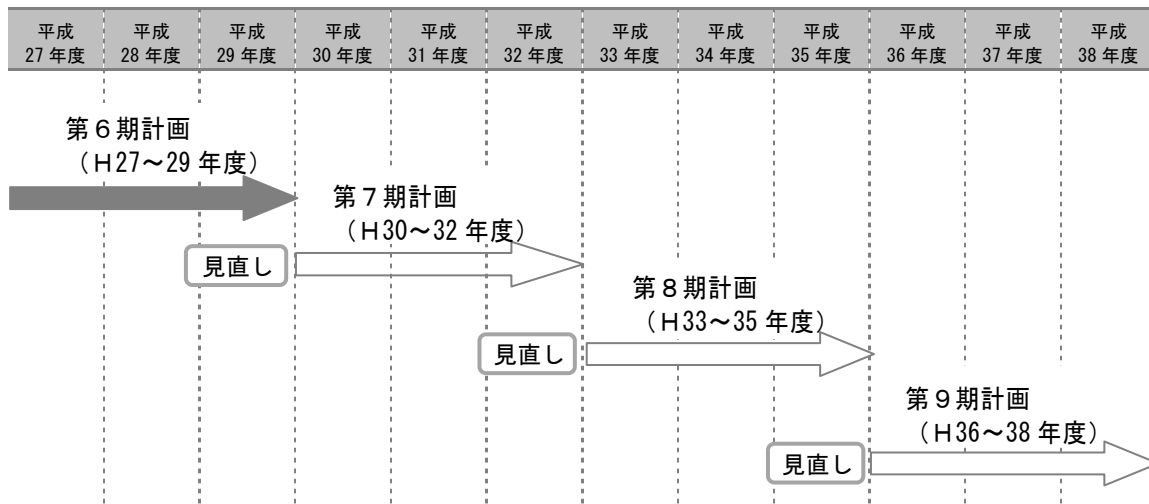


( 3 )

## 計画の期間

計画の期間は、2015 年度（平成 27 年度）から 2017 年度（平成 29 年度）までの 3 年間です。

本計画以後の計画は、2025 年度（平成 37 年度）までの中長期的なサービス・給付・保険料水準も掲載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



## 4 計画策定の体制

### (1) 米原市高齢者福祉・介護保険サービスアンケート調査の実施 ● ● ●

計画策定に先立ち、今後の介護保険事業、高齢者福祉施策を推進していくために、アンケート調査により高齢者に生活実態や高齢者福祉に対する意識、介護サービスの利用意向などについての現状を尋ね、市民の意識や今後のニーズなどを把握しました。

#### ① アンケート調査概要

| 区 分   | 内 容                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査対象者 | ①要介護認定を受けていない一般高齢者<br>（日常生活圏域ニーズ調査）<br>②在宅の要支援および要介護の認定者<br>（居宅要支援・要介護認定者調査）<br>③介護保険施設に入所している方<br>（介護保険施設等利用者対象調査）<br>④介護支援専門員<br>（介護支援専門員対象調査） |
| 調査期間  | 平成 26 年 3 月 12 日～3 月 28 日（①）<br>平成 26 年 1 月 31 日～2 月 14 日（② ③ ④）                                                                                 |
| 調査方法  | 郵送配布・郵送回収（① ② ③ ④）                                                                                                                               |

| 調査区分 | 配布数    | 回収数    | 回収率   | 有効回答数  | 有効回答率 |
|------|--------|--------|-------|--------|-------|
| ①    | 8,614通 | 6,664通 | 77.4% | 6,664通 | 77.4% |
| ②    | 1,640通 | 980通   | 59.8% | 980通   | 59.8% |
| ③    | 350通   | 213通   | 60.9% | 211通   | 60.3% |
| ④    | 90通    | 60通    | 66.7% | 60通    | 66.7% |



**介護保険運営協議会の開催 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●**

市民や有識者、関係団体、関係機関などで組織された米原市介護保険運営協議会において、本計画についての意見交換および審議を行いました。



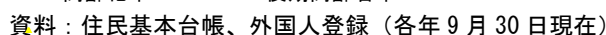
**パブリックコメントの実施 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●**

広く市民などから意見を聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施しました。

## 1 高齢者の状況

### ① 市の人口と高齢化率の変化

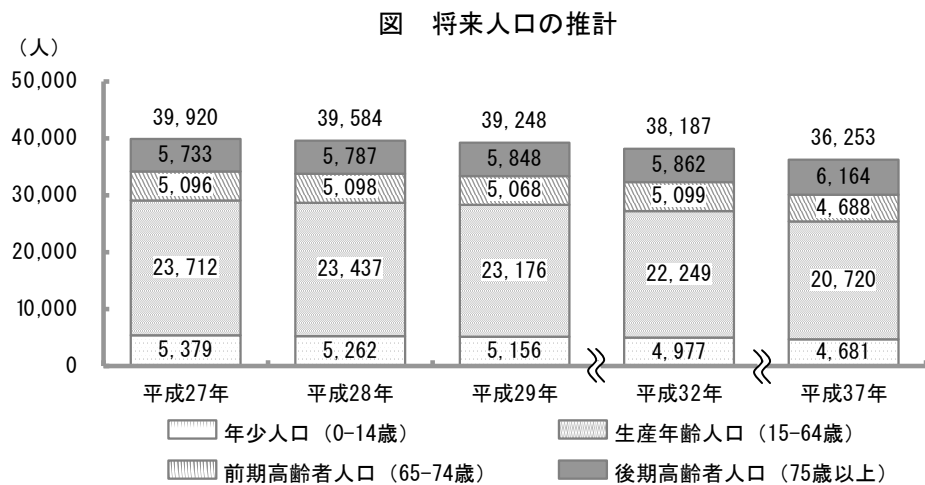
高齢化率は、年々増加傾向にあり、平成 26 年で 26.8%に達しています。また、後期高齢者率も増加しており、平成 26 年では 14.3%となっています。



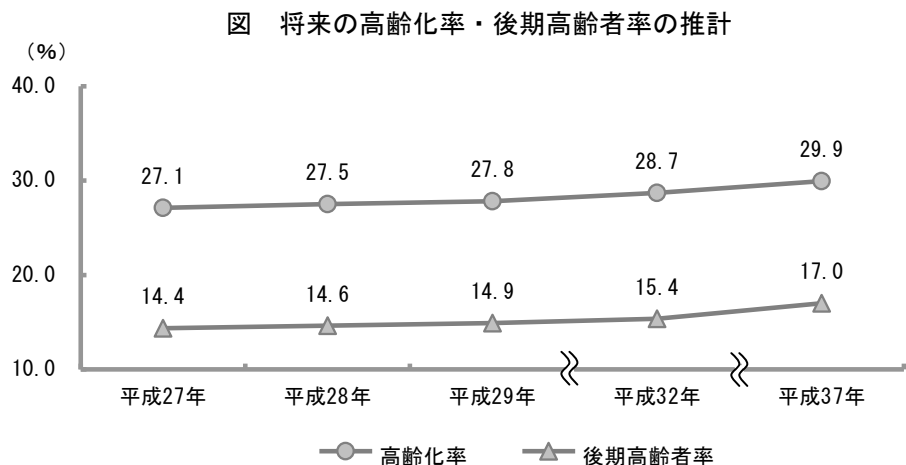
## ② 将来人口の推計

将来人口の推計をみると、総人口は減少を続け、平成 37 年で 36,253 人となると推計されます。その中でも後期高齢者人口は増加を続け、平成 37 年では 6,000 人を超えると見込まれます。

高齢化率も年々上昇すると見込まれ、平成 37 年には 3 人に 1 人が高齢者になると推計されます。また、後期高齢者率も上昇を続け、平成 37 年では 17.0%と、市民の 6 人に 1 人が後期高齢者になると見込まれます。



資料：住民基本台帳、外国人登録（各年 9 月 30 日現在）  
 ※推計値は平成 26 年までの実績を基に計算



資料：住民基本台帳、外国人登録（各年 9 月 30 日現在）  
 ※推計値は平成 26 年までの実績を基に計算

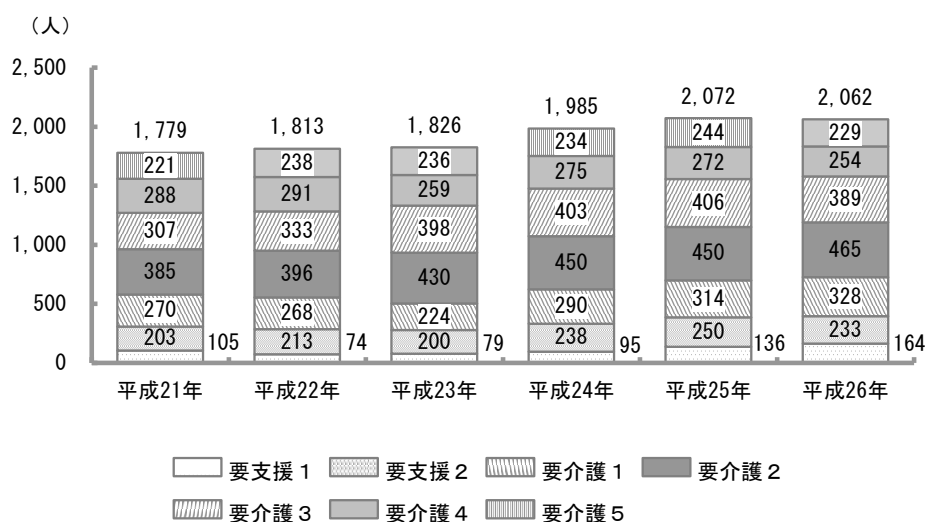
## 要介護認定者の推移 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

要介護認定者数は増加しており、平成 26 年では 2,062 人と、平成 21 年よりも 15.9%増加しています。

要介護度別にみると、要支援1が特に増加しており、平成21年の約1.6倍となっています。

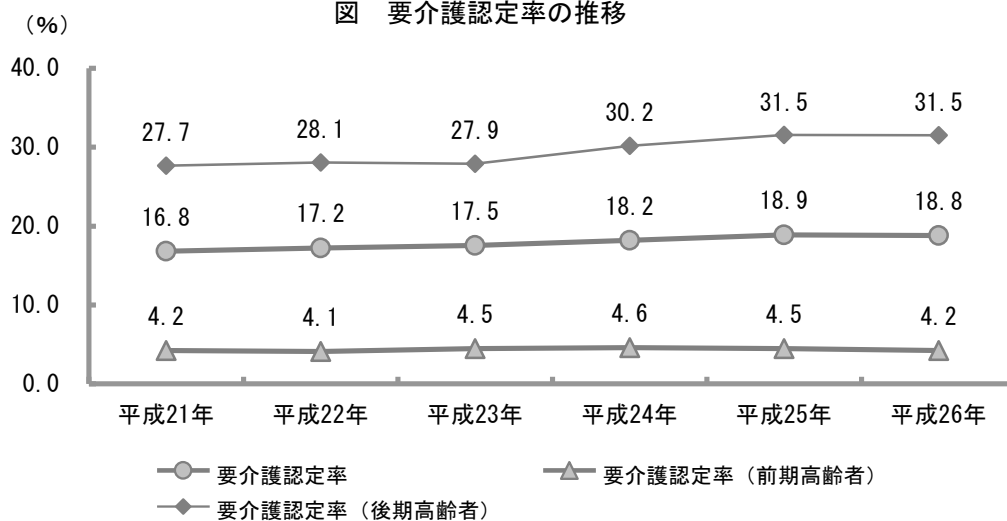
要介護認定率も年々増加しており、平成 26 年では 18.8%となっており、特に後期高齢者の要介護認定率は、平成 24 年から 30%を超えています。

図 要介護認定者数の推移



資料：介護事業報告月報（各年9月末現在）

図 要介護認定率の推移

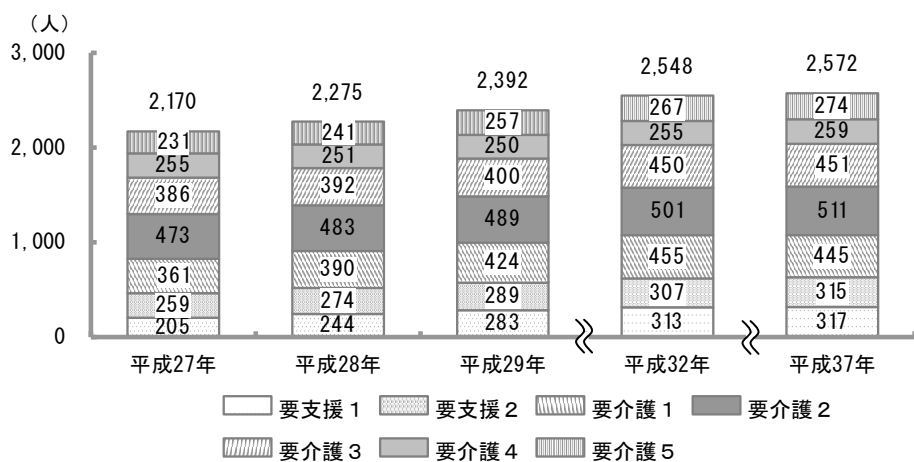


資料：介護事業報告月報（各年9月末現在）

( 3 )

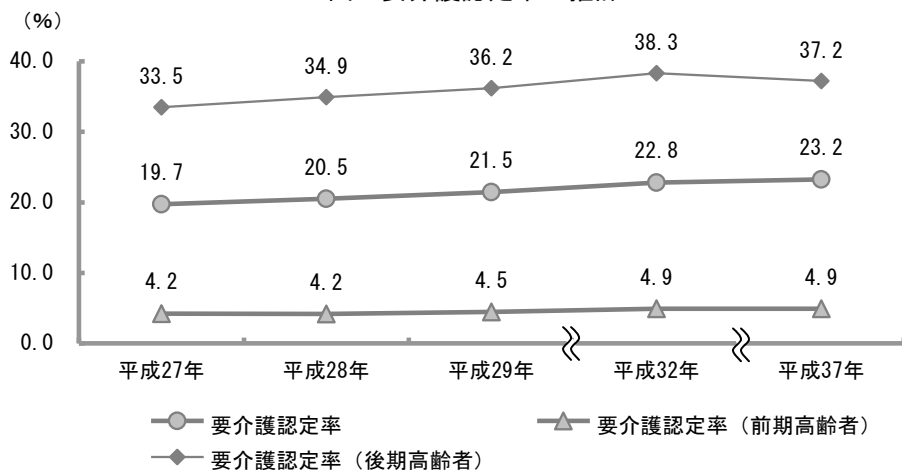
要介護度別でみると、要支援 1 の増加率が高く、平成 27 年から平成 37 年で 1.5 倍となると推計されます。

図 要介護認定者数の推計



資料：介護事業報告月報を基に計算

図 要介護認定率の推計



資料：介護事業報告月報を基に計算

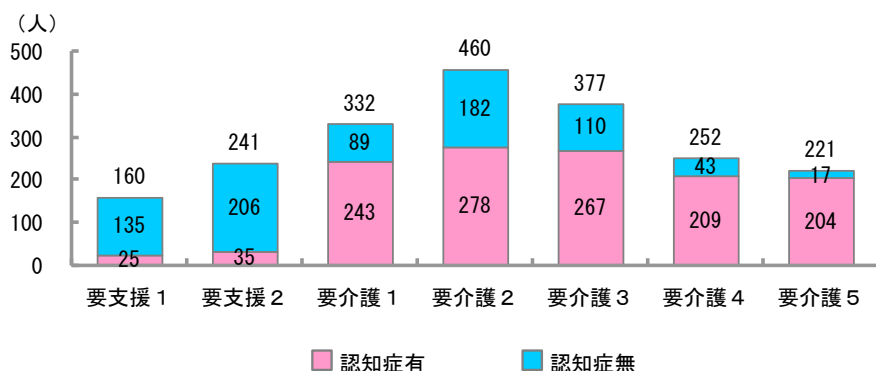
[illegible]

平成 26 年 9 月 1 日時点の要介護認定者に占める認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱa 以上）の割合は、要介護認定者 2,043 人のうち、認知症のある人は 1,261 人で 61.7%と約 3 分の 2 を占めています。

また、平成 26 年 9 月 1 日時点の要介護認定者に占める認知症高齢者の割合から、各年度の推計認定者数に認知症割合を乗じて、認知症者数を算出しました。

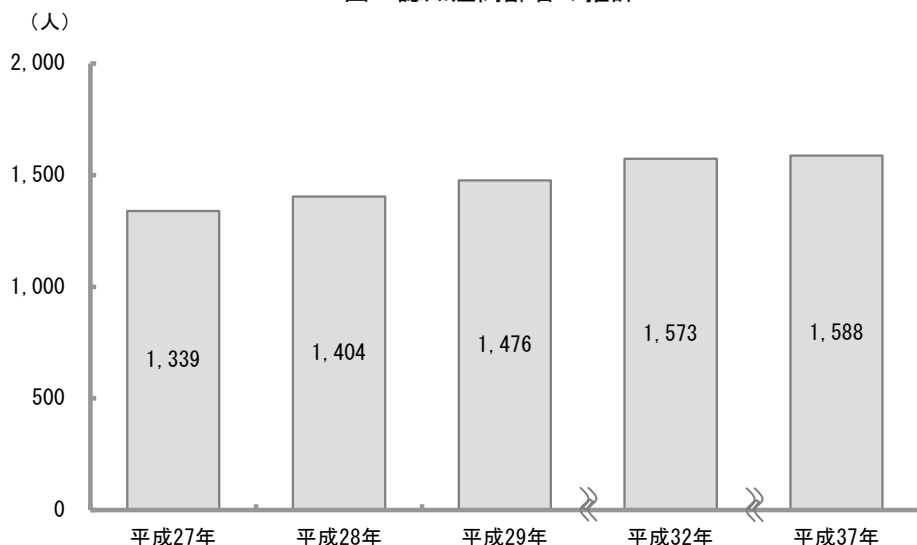
平成 27 年以降の認知症高齢者数は平成 29 年では 1,476 人、平成 37 年には 1,588 人と増加が見込まれます。

図 認知症高齢者の状況



資料：平成 26 年 9 月 1 日現在 要介護認定調査意見書  
転入者 9 人と記載なし 1 人を除く 2,043 人の状況

図 認知症高齢者の推計



※ 9 ページの「図 要介護認定者数の推計」から算出

要介護認定調査意見書を見ると、介護認定者 2,043 人の中、認知症状のある人（認知症高齢者日常生活自立度Ⅱa 以上）は 1,261 人で 61.7%と 2/3 を占めています。

図 介護度と認知症高齢者日常生活自立度

単位：人

| 介護度<br>認知症自立度  | 要支援1        | 要支援2        | 要介護1         | 要介護2         | 要介護3         | 要介護4         | 要介護5         | 計              |
|----------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------|
| 自立             | 83          | 115         | 39           | 81           | 43           | 16           | 11           | 388            |
| I              | 52          | 91          | 50           | 101          | 67           | 27           | 6            | 394            |
| Ⅱa             | 10          | 20          | 79           | 50           | 49           | 24           | 10           | 242            |
| Ⅱb             | 12          | 11          | 105          | 111          | 73           | 37           | 15           | 364            |
| Ⅲa             | 3           | 3           | 51           | 86           | 82           | 63           | 42           | 330            |
| Ⅲb             | 0           | 1           | 3            | 21           | 44           | 41           | 29           | 139            |
| IV             | 0           | 0           | 5            | 9            | 14           | 37           | 91           | 156            |
| M              | 0           | 0           | 0            | 1            | 5            | 7            | 17           | 30             |
| 計              | 160         | 241         | 332          | 460          | 377          | 252          | 221          | 2,043          |
| (再掲)Ⅱa 以上の人(%) | 25<br>15.6% | 35<br>14.5% | 243<br>73.2% | 278<br>60.4% | 267<br>70.8% | 209<br>82.9% | 204<br>92.3% | 1,261<br>61.7% |

資料：平成 26 年 9 月 1 日現在 要介護認定調査意見書

図 認定者 2,043 人の中認知症状のある人（認知症高齢者日常生活自立度Ⅱa 以上）

|               | 40～64 歳 |        | 65～74 歳 |        | 75～84 歳 |        | 85 歳以上 |        | 計     |        |
|---------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|-------|--------|
|               | 人       | 割合     | 人       | 割合     | 人       | 割合     | 人      | 割合     | 人     | 割合     |
| 認知症状あり（Ⅱa 以上） | 21      | 65.6%  | 93      | 44.9%  | 379     | 54.5%  | 768    | 69.3%  | 1,261 | 61.7%  |
| 認知症状なし        | 11      | 34.4%  | 114     | 55.1%  | 317     | 45.5%  | 340    | 30.7%  | 782   | 38.3%  |
| 計             | 32      | 100.0% | 207     | 100.0% | 696     | 100.0% | 1,108  | 100.0% | 2,043 | 100.0% |

資料：平成 26 年 9 月 1 日現在 要介護認定調査意見書

#### 認知症高齢者の日常生活自立度

- I：何らかの認知症状を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。
- Ⅱa：家庭外で、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難が見られても、誰かが注意していれば自立できる（たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つなど）。
- Ⅱb：家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる（服薬管理ができない、電話の応答や訪問者との応答等一人で留守番ができないなど）。
- Ⅲa：日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする（着替えや食事、排せつが上手にできない、時間が掛かる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等）。
- Ⅲb：夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
- IV：日常生活に支障を来すような症状や行動、意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
- M：著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患（意思疎通が全くできない寝たきり状態）が見られ、専門医療を必要とする（せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等）。

(5) 介

### ① 平成 25 年施設・居住・在宅（居住除く）別の介護費用の基本構造

※ 居住とは、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を指します。

介護費用の基本構造をみると、人数割合では在宅の割合が約8割となっており、一人当たりの費用額は134,961円、費用総額全体に占める割合が65.1%となっています。一方、施設の人数割合は、サービス利用者全体数の約2割となっていますが、一人当たり費用額は300,277円であり、費用割合が34.9%となっています。施設の一人当たりの費用額は、在宅に比べ約2.2倍と高くなっています。

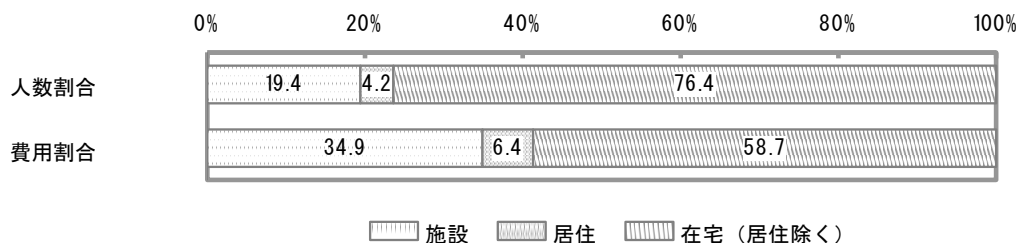
表 介護保険サービス利用状況

| 区分          | 施設      | 在宅      |          |         | 合計      |
|-------------|---------|---------|----------|---------|---------|
|             |         | 居住      | 在宅(居住除く) |         |         |
| 利用人数(人)     | 320     | 1,326   | 69       | 1,257   | 1,646   |
| 人数割合(%)     | 19.4    | 80.6    | 4.2      | 76.4    | 100.0   |
| 費用総額(千円)    | 96,089  | 178,958 | 17,706   | 161,252 | 275,047 |
| 費用割合(%)     | 34.9    | 65.1    | 6.4      | 58.7    | 100.0   |
| 1人当たり費用額(円) | 300,277 | 134,961 | 256,614  | 128,283 | 167,100 |
| 平均要介護度      | 3.72    | 2.30    | 3.11     | 2.26    | 2.58    |

※サービス利用の重複は考慮していない。

資料：介護保険事業〔月別〕実績分析報告書  
(平成25年10月利用実績)

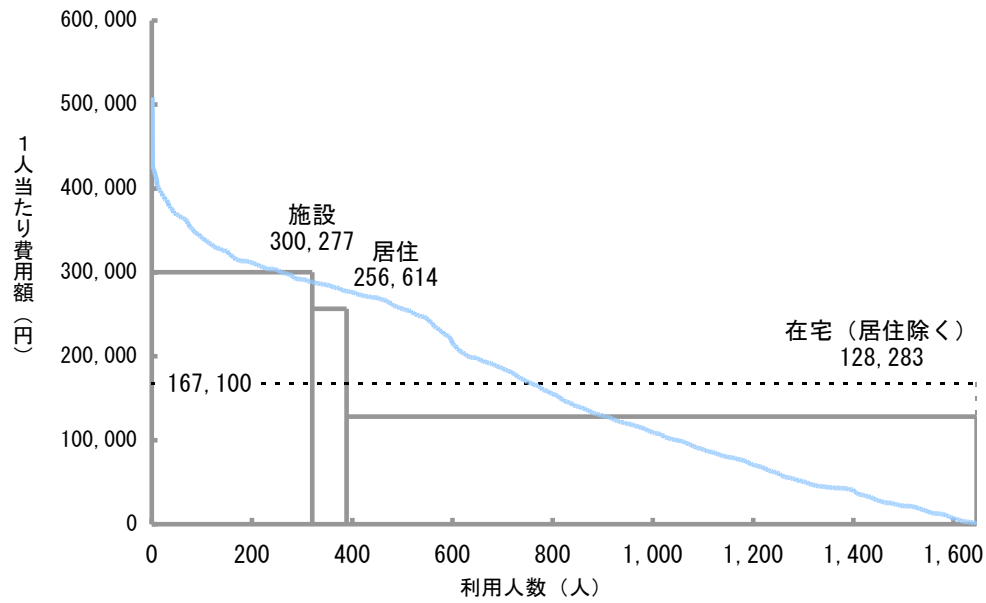
図 利用人数割合と費用割合



※サービス利用の重複は考慮していない。

資料：介護保険事業〔月別〕実績分析報告書  
(平成25年10月利用実績)

図 施設・居住・在宅別費用構造図



※利用人数を共通(底辺)とする3種類の面積で費用総額を表した図である。

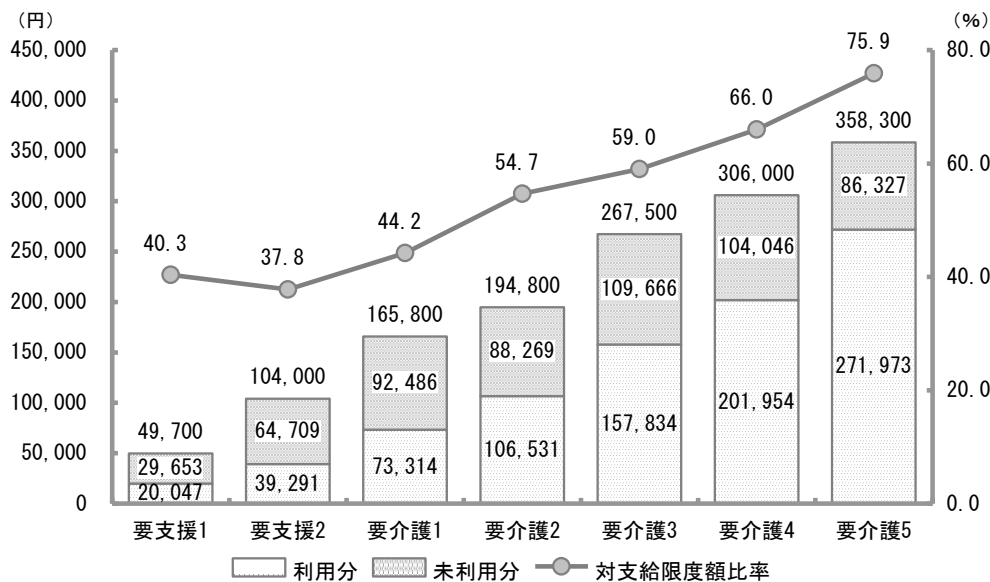
※なお、曲線は実際の利用者を費用額降順に並べた分布である。

資料：介護保険事業〔月別〕実績分析報告書  
(平成25年10月利用実績)

② 平成 25 年 10 月利用実績の支給限度額比率

平成 25 年 10 月利用実績の支給限度額比率みると、要支援 1 から要介護 1 の軽度で約 4 割、中・重度では約 6 割となっており、特に要介護 5 では約 76% と高く、重度になるにつれ、支給限度額比率が高くなっています。

図 要介護度別の対支給限度額比率の比較



資料：介護保険事業〔月別〕実績分析報告書（平成 25 年 10 月利用実績）

表 要介護度別の対支給限度額比率の比較

| 要介護度  | 人数<br>(人)<br>A | 費用総額<br>(千円)<br>B | 1人当たり<br>費用額 (円)<br>C (B/A) | 支給限度額<br>(円)<br>D | 対支給限度額<br>比率 (%)<br>C/D |
|-------|----------------|-------------------|-----------------------------|-------------------|-------------------------|
| 要支援 1 | 59             | 1,183             | 20,047                      | 49,700            | 40.3                    |
| 要支援 2 | 137            | 5,383             | 39,291                      | 104,000           | 37.8                    |
| 要介護 1 | 211            | 15,469            | 73,314                      | 165,800           | 44.2                    |
| 要介護 2 | 344            | 36,647            | 106,531                     | 194,800           | 54.7                    |
| 要介護 3 | 265            | 41,826            | 157,834                     | 267,500           | 59.0                    |
| 要介護 4 | 134            | 27,062            | 201,954                     | 306,000           | 66.0                    |
| 要介護 5 | 106            | 28,829            | 271,973                     | 358,300           | 75.9                    |
| 軽度    | 196            | 6,566             | 33,498                      | —                 | 38.2                    |
| 中・重度  | 1,060          | 149,833           | 141,352                     | —                 | 59.5                    |
| 全 体   | 1,256          | 156,399           | 124,521                     | —                 | 58.1                    |

資料：介護保険事業〔月別〕実績分析報告書（平成 25 年 10 月利用実績）

※対象となるサービスは、訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハ、通所介護、通所リハ、福祉用具、短期入所、夜間訪問、認知症デイ、小規模多機能、グループホームの 12 種類

### ③ 在宅サービスにおける介護給付の利用人数および費用額の経年変化

在宅サービスにおける介護給付の利用人数は、通所介護、福祉用具貸与で利用人数が多く、また、利用人数も増加を続けています。また、平成 21 年に比べ、平成 25 年の利用人数は、通所介護、福祉用具貸与で約 1.2 倍となっています。

費用額は、通所介護が最も多く、また費用の伸びも大きく、平成 25 年の費用額は平成 21 年の 1.5 倍となっています。

表 在宅サービスにおける介護給付の利用人数の経年変化

単位：人

|             | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 訪問介護        | 330     | 346     | 342     | 340     | 314     |
| 訪問入浴        | 74      | 70      | 64      | 62      | 59      |
| 訪問看護        | 138     | 141     | 129     | 148     | 148     |
| 訪問リハビリテーション | 3       | 25      | 30      | 33      | 46      |
| 居宅療養管理指導    | 92      | 89      | 89      | 130     | 143     |
| 通所介護        | 521     | 532     | 568     | 598     | 647     |
| 通所リハビリテーション | 158     | 171     | 156     | 171     | 173     |
| 短期入所生活介護    | 100     | 85      | 98      | 101     | 121     |
| 短期入所療養介護    | 117     | 127     | 137     | 141     | 135     |
| 福祉用具貸与      | 553     | 589     | 623     | 664     | 682     |
| 特定施設入居者生活介護 | 13      | 16      | 15      | 17      | 20      |

資料：介護保険事業[月別]実績分析報告書（各年 10 月利用実績）

表 在宅サービスにおける介護給付の費用額の経年変化

単位：千円

|             | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 訪問介護        | 23,107  | 23,470  | 23,492  | 27,233  | 24,279  |
| 訪問入浴        | 4,541   | 4,509   | 4,266   | 4,463   | 4,222   |
| 訪問看護        | 6,537   | 6,486   | 5,089   | 6,239   | 6,089   |
| 訪問リハビリテーション | 73      | 617     | 626     | 873     | 1,274   |
| 居宅療養管理指導    | 551     | 541     | 538     | 854     | 962     |
| 通所介護        | 41,708  | 45,206  | 51,030  | 57,623  | 62,471  |
| 通所リハビリテーション | 12,635  | 12,235  | 12,477  | 12,923  | 12,686  |
| 短期入所生活介護    | 10,821  | 8,705   | 9,211   | 9,227   | 10,044  |
| 短期入所療養介護    | 11,645  | 11,303  | 12,978  | 14,848  | 13,228  |
| 福祉用具貸与      | 9,213   | 9,791   | 10,047  | 10,516  | 10,751  |
| 特定施設入居者生活介護 | 2,288   | 3,042   | 2,842   | 3,398   | 3,444   |

資料：介護保険事業[月別]実績分析報告書（各年 10 月利用実績）

#### ④ 地域密着型サービスにおける介護給付の利用人数および費用額の経年変化

地域密着型サービスにおける介護給付の利用人数は、認知症対応型共同生活介護の人数が最も多くなっており、伸び率をみても平成 21 年から平成 25 年で 2.4 倍となっています。また、人数は少ないものの、認知症対応型通所介護の利用人数が増加しており、平成 21 年から平成 25 年で 5.5 倍となっています。

費用額は、平成 23 年以降は認知症対応型共同生活介護が最も高くなっています。また、費用額の伸び率でみると、認知症対応型通所介護で伸び率が高く、平成 21 年から平成 25 年で 3.2 倍となっています。

表 地域密着型サービスにおける介護給付の利用人数の経年変化

単位：人

|                          | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 認知症対応型<br>通所介護           | 4       | 10      | 16      | 12      | 22      |
| 小規模多機能型<br>居宅介護          | 20      | 20      | 23      | 26      | 24      |
| 認知症対応型<br>共同生活介護         | 20      | 31      | 33      | 44      | 48      |
| 地域密着型特定施設<br>入居者生活介護     | 0       | 0       | 0       | 0       | 1       |
| 地域密着型介護老人福<br>祉施設入所者生活介護 | 2       | 2       | 1       | 1       | 0       |

資料：介護保険事業[月別]実績分析報告書（各年 10 月利用実績）

表 地域密着型サービスにおける介護給付の費用額の経年変化

単位：千円

|                          | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 認知症対応型<br>通所介護           | 726     | 1,738   | 2,603   | 1,975   | 2,355   |
| 小規模多機能型<br>居宅介護          | 3,921   | 6,862   | 4,952   | 5,441   | 5,658   |
| 認知症対応型<br>共同生活介護         | 5,442   | 5,338   | 9,112   | 12,382  | 13,623  |
| 地域密着型特定施設<br>入居者生活介護     | 0       | 0       | 0       | 0       | 268     |
| 地域密着型介護老人福<br>祉施設入所者生活介護 | 588     | 588     | 303     | 303     | 0       |

資料：介護保険事業[月別]実績分析報告書（各年 10 月利用実績）

## ⑤ 在宅サービスにおける予防給付の利用人数および費用額の経年変化

在宅サービスにおける予防給付の利用人数は、平成 25 年時点で、介護予防通所介護、介護予防福祉用具貸与が 80 人を超えています。また、介護予防福祉用具貸与の利用人数の伸びが大きく、平成 21 年から平成 25 年で約 2.4 倍となっています。

費用額は、介護予防通所介護がいずれの年でも最も高く、3,000 千円を超えています。費用額の伸びでは、介護予防訪問看護が大きく上昇しており、平成 21 年から平成 25 年で約 2.6 倍となっています。また、介護予防福祉用具貸与も、平成 21 年から平成 25 年で約 1.9 倍と、大きく伸びています。

表 在宅サービスにおける予防給付の利用人数の経年変化

単位：人

|                     | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護予防<br>訪問介護        | 69      | 50      | 45      | 53      | 58      |
| 介護予防<br>訪問入浴        | 0       | 0       | 0       | 0       | 1       |
| 介護予防<br>訪問看護        | 6       | 7       | 10      | 8       | 9       |
| 介護予防訪問<br>リハビリテーション | 0       | 1       | 3       | 5       | 1       |
| 介護予防<br>居宅療養管理指導    | 9       | 1       | 0       | 1       | 1       |
| 介護予防<br>通所介護        | 92      | 82      | 76      | 89      | 88      |
| 介護予防通所<br>リハビリテーション | 26      | 23      | 14      | 22      | 26      |
| 介護予防<br>短期入所生活介護    | 1       | 2       | 3       | 2       | 1       |
| 介護予防<br>短期入所療養介護    | 1       | 0       | 2       | 1       | 1       |
| 介護予防<br>福祉用具貸与      | 36      | 47      | 66      | 76      | 85      |
| 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 3       | 0       | 0       | 0       | 1       |

資料：介護保険事業[月別]実績分析報告書（各年 10 月利用実績）

表 在宅サービスにおける予防給付の費用額の経年変化

単位：千円

|                     | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護予防<br>訪問介護        | 1,434   | 1,017   | 946     | 1,024   | 1,244   |
| 介護予防<br>訪問入浴        | 0       | 0       | 0       | 0       | 70      |
| 介護予防<br>訪問看護        | 137     | 189     | 260     | 240     | 355     |
| 介護予防訪問<br>リハビリテーション | 0       | 31      | 49      | 104     | 12      |
| 介護予防<br>居宅療養管理指導    | 60      | 5       | 0       | 5       | 3       |
| 介護予防<br>通所介護        | 3,560   | 3,340   | 3,021   | 3,332   | 3,239   |
| 介護予防通所<br>リハビリテーション | 1,307   | 1,144   | 703     | 1,078   | 1,172   |
| 介護予防<br>短期入所生活介護    | 0       | 67      | 126     | 106     | 50      |
| 介護予防<br>短期入所療養介護    | 33      | 0       | 56      | 37      | 55      |
| 介護予防<br>福祉用具貸与      | 221     | 239     | 329     | 430     | 421     |
| 介護予防特定施設<br>入居者生活介護 | 274     | 0       | 0       | 0       | 145     |

資料：介護保険事業[月別]実績分析報告書（各年 10 月利用実績）

## ⑥ 地域密着型サービスにおける予防給付の利用人数および費用額の経年変化

地域密着型サービスにおける予防給付の利用人数および費用額は、小規模多機能型居宅介護では横ばいとなっています。

表 地域密着型サービスにおける予防給付の利用人数

単位：人

|                      | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護予防認知症<br>対応型通所介護   | 1       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防小規模<br>多機能型居宅介護  | 2       | 1       | 2       | 1       | 1       |
| 介護予防認知症<br>対応型共同生活介護 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

資料：介護保険事業[月別]実績分析報告書（各年 10 月利用実績）

表 地域密着型サービスにおける予防給付の費用額

単位：千円

|                      | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護予防認知症<br>対応型通所介護   | 49      | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防小規模<br>多機能型居宅介護  | 145     | 85      | 128     | 89      | 89      |
| 介護予防認知症<br>対応型共同生活介護 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |

資料：介護保険事業[月別]実績分析報告書（各年 10 月利用実績）

## ⑦ 施設サービスにおける利用人数および費用額の経年変化

施設サービスにおける利用人数は、平成 23 年以降で介護老人福祉施設人数が増加傾向にあるのに対し、介護老人保健施設の利用人数は減少傾向にあります。

費用額は、介護老人保健施設では横ばいであるのに対し、介護老人福祉施設では増加しており、平成 21 年から平成 25 年で 1.2 倍となっています。

表 施設サービスにおける利用人数

単位：人

|           | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護老人福祉施設  | 155     | 163     | 157     | 178     | 189     |
| 介護老人保健施設  | 119     | 125     | 131     | 108     | 116     |
| 介護療養型医療施設 | 20      | 29      | 18      | 13      | 15      |

資料：介護保険事業[月別]実績分析報告書（各年 10 月利用実績）

表 施設サービスにおける費用額

単位：千円

|           | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 介護老人福祉施設  | 42,550  | 44,925  | 44,005  | 49,529  | 51,977  |
| 介護老人保健施設  | 36,937  | 38,324  | 39,725  | 34,176  | 36,651  |
| 介護療養型医療施設 | 7,349   | 10,842  | 6,683   | 4,843   | 5,664   |

資料：介護保険事業[月別]実績分析報告書（各年 10 月利用実績）

## 2 第 5 期計画の計画値と実績の比較

第 5 期計画の計画値と実績の比較をみると、介護サービスでは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護などの訪問系のサービスの実績が計画値を下回っています。

介護予防サービスでは、介護予防訪問リハビリテーションの実績が計画値を下回っています。一方、介護予防居宅療養管理指導の実績は計画値を上回っています。

表 第5期計画の計画値と実績の比較【在宅サービス（介護給付）】

|             |         | 平成 24 年度 |         |      | 平成 25 年度 |         |      | 平成 26 年度 |         |      | 平成<br>26/24 |
|-------------|---------|----------|---------|------|----------|---------|------|----------|---------|------|-------------|
|             |         | 計画       | 実績      | 比率   | 計画       | 実績      | 比率   | 計画       | 見込      | 比率   |             |
| 訪問介護        | 給付費(千円) | 274,872  | 289,418 | 1.05 | 278,100  | 266,183 | 0.96 | 281,328  | 245,757 | 0.87 | 0.85        |
|             | 回数(回)   | 90,317   | 97,339  | 1.08 | 91,271   | 91,743  | 1.01 | 92,224   | 86,440  | 0.94 | 0.89        |
|             | 人数(人)   | 4,247    | 4,005   | 0.94 | 4,270    | 3,812   | 0.89 | 4,294    | 3,925   | 0.91 | 0.98        |
| 訪問入浴介護      | 給付費(千円) | 42,613   | 44,238  | 1.04 | 43,906   | 41,789  | 0.95 | 45,198   | 31,234  | 0.69 | 0.71        |
|             | 回数(回)   | 3,688    | 3,811   | 1.03 | 3,800    | 3,595   | 0.95 | 3,912    | 2,670   | 0.68 | 0.70        |
|             | 人数(人)   | 766      | 733     | 0.96 | 789      | 692     | 0.88 | 811      | 580     | 0.71 | 0.79        |
| 訪問看護        | 給付費(千円) | 67,342   | 66,679  | 0.99 | 67,834   | 65,918  | 0.97 | 68,326   | 52,840  | 0.77 | 0.79        |
|             | 回数(回)   | 9,740    | 10,000  | 1.03 | 9,772    | 10,116  | 1.04 | 9,804    | 8,810   | 0.90 | 0.88        |
|             | 人数(人)   | 1,670    | 1,717   | 1.03 | 1,685    | 1,806   | 1.07 | 1,699    | 1,687   | 0.99 | 0.98        |
| 訪問リハビリテーション | 給付費(千円) | 7,845    | 8,576   | 1.09 | 7,942    | 12,673  | 1.60 | 8,040    | 14,646  | 1.82 | 1.71        |
|             | 回数(回)   | 2,758    | 3,059   | 1.11 | 2,793    | 4,521   | 1.62 | 2,827    | 5,107   | 1.81 | 1.67        |
|             | 人数(人)   | 390      | 407     | 1.04 | 396      | 551     | 1.39 | 401      | 589     | 1.47 | 1.45        |
| 居宅療養管理指導    | 給付費(千円) | 4,691    | 8,231   | 1.75 | 4,752    | 10,067  | 2.12 | 4,812    | 10,800  | 2.24 | 1.31        |
|             | 人数(人)   | 825      | 1,371   | 1.66 | 834      | 1,664   | 2.00 | 843      | 1,638   | 1.94 | 1.19        |
| 通所介護        | 給付費(千円) | 550,922  | 588,608 | 1.07 | 547,784  | 646,192 | 1.18 | 544,646  | 707,378 | 1.30 | 1.20        |
|             | 回数(回)   | 63,766   | 67,322  | 1.06 | 63,380   | 73,845  | 1.17 | 62,994   | 80,379  | 1.28 | 1.19        |
|             | 人数(人)   | 6,799    | 7,027   | 1.03 | 6,769    | 7,779   | 1.15 | 6,740    | 8,377   | 1.24 | 1.19        |
| 通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 144,569  | 135,778 | 0.94 | 143,266  | 135,952 | 0.95 | 141,963  | 133,860 | 0.94 | 0.99        |
|             | 回数(回)   | 14,920   | 14,406  | 0.97 | 14,767   | 14,651  | 0.99 | 14,615   | 14,007  | 0.96 | 0.97        |
|             | 人数(人)   | 1,954    | 2,061   | 1.05 | 1,941    | 2,095   | 1.08 | 1,927    | 2,072   | 1.08 | 1.01        |
| 短期入所生活介護    | 給付費(千円) | 98,685   | 100,482 | 1.02 | 98,550   | 109,270 | 1.11 | 98,416   | 130,580 | 1.33 | 1.30        |
|             | 日数(日)   | 11,260   | 11,550  | 1.03 | 11,216   | 12,580  | 1.12 | 11,172   | 15,626  | 1.40 | 1.35        |
|             | 人数(人)   | 1,139    | 1,171   | 1.03 | 1,138    | 1,303   | 1.14 | 1,137    | 1,604   | 1.41 | 1.37        |
| 短期入所療養介護    | 給付費(千円) | 141,956  | 145,554 | 1.03 | 143,212  | 147,201 | 1.03 | 144,467  | 126,887 | 0.88 | 0.87        |
|             | 日数(日)   | 12,818   | 12,749  | 0.99 | 12,903   | 12,958  | 1.00 | 12,989   | 11,839  | 0.91 | 0.93        |
|             | 人数(人)   | 1,720    | 1,762   | 1.02 | 1,723    | 1,637   | 0.95 | 1,727    | 1,623   | 0.94 | 0.92        |
| 特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 35,302   | 35,589  | 1.01 | 36,018   | 36,950  | 1.03 | 36,766   | 59,242  | 1.61 | 1.66        |
|             | 人数(人)   | 201      | 209     | 1.04 | 205      | 225     | 1.10 | 209      | 307     | 1.47 | 1.47        |
| 福祉用具貸与      | 給付費(千円) | 108,382  | 118,859 | 1.10 | 108,614  | 119,918 | 1.10 | 108,846  | 120,786 | 1.11 | 1.02        |
|             | 人数(人)   | 7,568    | 8,140   | 1.08 | 7,541    | 8,278   | 1.10 | 7,513    | 8,357   | 1.11 | 1.03        |
| 特定福祉用具購入費   | 給付費(千円) | 4,482    | 5,707   | 1.27 | 4,591    | 5,016   | 1.09 | 4,700    | 5,121   | 1.09 | 0.90        |
|             | 人数(人)   | 221      | 224     | 1.01 | 226      | 199     | 0.88 | 231      | 212     | 0.92 | 0.94        |
| 住宅改修費       | 給付費(千円) | 15,760   | 13,281  | 0.84 | 16,183   | 11,544  | 0.71 | 16,606   | 22,907  | 1.38 | 1.72        |
|             | 人数(人)   | 185      | 147     | 0.79 | 189      | 134     | 0.71 | 194      | 141     | 0.72 | 0.96        |
| 居宅介護支援      | 給付費(千円) | 178,215  | 180,964 | 1.02 | 182,551  | 182,897 | 1.00 | 186,887  | 181,294 | 0.97 | 1.00        |
|             | 人数(人)   | 12,009   | 12,065  | 1.00 | 12,294   | 12,396  | 1.01 | 12,579   | 12,791  | 1.02 | 1.06        |

資料：いきいき高齢者プランまいばら（平成 24 年度～26 年度）介護保険事業状況報告 年報

表 第5期計画の計画値と実績の比較【地域密着型サービス（介護給付）】

|                      |         | 平成 24 年度 |         |      | 平成 25 年度 |         |      | 平成 26 年度 |         |      | 平成<br>26/24 |
|----------------------|---------|----------|---------|------|----------|---------|------|----------|---------|------|-------------|
|                      |         | 計画       | 実績      | 比率   | 計画       | 実績      | 比率   | 計画       | 見込      | 比率   |             |
| 認知症対応型通所介護           | 給付費(千円) | 25,037   | 25,626  | 1.02 | 24,365   | 26,253  | 1.08 | 23,694   | 30,173  | 1.27 | 1.18        |
|                      | 回数(回)   | 2,252    | 2,183   | 0.97 | 2,187    | 2,289   | 1.05 | 2,123    | 2,808   | 1.32 | 1.29        |
|                      | 人数(人)   | 176      | 171     | 0.97 | 171      | 242     | 1.42 | 167      | 357     | 2.14 | 2.09        |
| 小規模多機能型居宅介護          | 給付費(千円) | 69,801   | 62,847  | 0.90 | 70,556   | 58,785  | 0.83 | 71,311   | 64,089  | 0.90 | 1.02        |
|                      | 人数(人)   | 328      | 314     | 0.96 | 331      | 271     | 0.82 | 335      | 287     | 0.86 | 0.91        |
| 認知症対応型共同生活介護         | 給付費(千円) | 142,018  | 125,448 | 0.88 | 150,206  | 141,961 | 0.95 | 159,210  | 161,218 | 1.01 | 1.29        |
|                      | 人数(人)   | 612      | 495     | 0.81 | 648      | 563     | 0.87 | 684      | 611     | 0.89 | 1.23        |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 給付費(千円) | 3,040    | 2,134   | 0.70 | 3,040    | 36      | 0.01 | 3,040    | 0       | -    | -           |
|                      | 人数(人)   | 12       | 7       | 0.58 | 12       | 1       | 0.08 | 12       | 0       | -    | -           |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 給付費(千円) | 0        | 0       | -    | 0        | 1,568   | -    | 0        | 0       | -    | -           |
|                      | 人数(人)   | 0        | 0       | -    | 0        | 7       | -    | 0        | 0       | -    | -           |

資料：いきいき高齢者プランまいばら（平成 24 年度～26 年度）介護保険事業状況報告 年報

表 第5期計画の計画値と実績の比較【施設サービス】

|           |         | 平成 24 年度 |         |      | 平成 25 年度 |         |      | 平成 26 年度 |         |      | 平成<br>26/24 |
|-----------|---------|----------|---------|------|----------|---------|------|----------|---------|------|-------------|
|           |         | 計画       | 実績      | 比率   | 計画       | 実績      | 比率   | 計画       | 見込      | 比率   |             |
| 介護老人福祉施設  | 給付費(千円) | 506,677  | 524,385 | 1.03 | 558,538  | 559,593 | 1.00 | 558,538  | 571,851 | 1.02 | 1.09        |
|           | 人数(人)   | 2,088    | 2,121   | 1.02 | 2,292    | 2,249   | 0.98 | 2,292    | 2,349   | 1.03 | 1.11        |
| 介護老人保健施設  | 給付費(千円) | 403,142  | 422,509 | 1.05 | 403,142  | 412,669 | 1.02 | 403,142  | 435,387 | 1.08 | 1.03        |
|           | 人数(人)   | 1,536    | 1,558   | 1.01 | 1,536    | 1,519   | 0.99 | 1,536    | 1,657   | 1.08 | 1.06        |
| 介護療養型医療施設 | 給付費(千円) | 120,718  | 67,413  | 0.56 | 54,572   | 69,983  | 1.28 | 54,572   | 76,297  | 1.40 | 1.13        |
|           | 人数(人)   | 384      | 198     | 0.52 | 180      | 198     | 1.10 | 180      | 214     | 1.19 | 1.08        |

資料：いきいき高齢者プランまいばら（平成 24 年度～26 年度）介護保険事業状況報告 年報

表 第5期計画の計画値と実績の比較【在宅サービス（介護予防給付）】

|                 |         | 平成 24 年度 |        |      | 平成 25 年度 |        |      | 平成 26 年度 |        |      | 平成<br>26/24 |
|-----------------|---------|----------|--------|------|----------|--------|------|----------|--------|------|-------------|
|                 |         | 計画       | 実績     | 比率   | 計画       | 実績     | 比率   | 計画       | 見込     | 比率   |             |
| 介護予防訪問介護        | 給付費(千円) | 11,757   | 10,946 | 0.93 | 13,262   | 13,235 | 1.00 | 14,767   | 15,888 | 1.08 | 1.45        |
|                 | 人数(人)   | 662      | 573    | 0.87 | 747      | 659    | 0.88 | 833      | 799    | 0.96 | 1.39        |
| 介護予防訪問入浴介護      | 給付費(千円) | 0        | 64     | -    | 0        | 559    | -    | 0        | 0      | -    | -           |
|                 | 回数(回)   | 0        | 8      | -    | 0        | 68     | -    | 0        | 0      | -    | -           |
|                 | 人数(人)   | 0        | 2      | -    | 0        | 13     | -    | 0        | 0      | -    | -           |
| 介護予防訪問看護        | 給付費(千円) | 3,495    | 2,934  | 0.84 | 3,944    | 2,832  | 0.72 | 4,393    | 4,137  | 0.94 | 1.41        |
|                 | 回数(回)   | 552      | 501    | 0.91 | 623      | 426    | 0.68 | 695      | 614    | 0.88 | 1.23        |
|                 | 人数(人)   | 138      | 111    | 0.80 | 156      | 86     | 0.55 | 173      | 128    | 0.74 | 1.16        |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 給付費(千円) | 462      | 1,001  | 2.17 | 518      | 302    | 0.58 | 575      | 253    | 0.44 | 0.25        |
|                 | 回数(回)   | 164      | 359    | 2.19 | 184      | 108    | 0.59 | 205      | 129    | 0.63 | 0.36        |
|                 | 人数(人)   | 27       | 52     | 1.93 | 31       | 14     | 0.45 | 34       | 14     | 0.40 | 0.26        |
| 介護予防居宅療養管理指導    | 給付費(千円) | 63       | 61     | 0.97 | 72       | 72     | 1.00 | 81       | 270    | 3.33 | 4.42        |
|                 | 人数(人)   | 14       | 13     | 0.93 | 16       | 18     | 1.13 | 18       | 40     | 2.22 | 3.08        |
| 介護予防通所介護        | 給付費(千円) | 38,585   | 35,581 | 0.92 | 43,393   | 37,459 | 0.86 | 48,201   | 41,446 | 0.86 | 1.16        |
|                 | 人数(人)   | 1,043    | 984    | 0.94 | 1,175    | 1,098  | 0.93 | 1,306    | 1,200  | 0.92 | 1.22        |
| 介護予防通所リハビリテーション | 給付費(千円) | 11,093   | 11,816 | 1.07 | 12,457   | 12,807 | 1.03 | 13,821   | 12,206 | 0.88 | 1.03        |
|                 | 人数(人)   | 233      | 261    | 1.12 | 261      | 299    | 1.15 | 290      | 298    | 1.03 | 1.14        |
| 介護予防短期入所生活介護    | 給付費(千円) | 1,466    | 1,211  | 0.83 | 1,650    | 1,152  | 0.70 | 1,834    | 781    | 0.43 | 0.64        |
|                 | 日数(日)   | 220      | 188    | 0.85 | 247      | 190    | 0.77 | 275      | 102    | 0.37 | 0.54        |
|                 | 人数(人)   | 55       | 25     | 0.45 | 62       | 27     | 0.44 | 69       | 16     | 0.23 | 0.63        |
| 介護予防短期入所療養介護    | 給付費(千円) | 1,076    | 450    | 0.42 | 1,209    | 771    | 0.64 | 1,341    | 0      | -    | -           |
|                 | 日数(日)   | 109      | 39     | 0.36 | 123      | 78     | 0.63 | 136      | 52     | 0.38 | 1.33        |
|                 | 人数(人)   | 27       | 13     | 0.48 | 31       | 18     | 0.58 | 34       | 6      | 0.18 | 0.46        |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 給付費(千円) | 0        | 0      | -    | 0        | 1,060  | -    | 0        | 0      | -    | -           |
|                 | 人数(人)   | 0        | 0      | -    | 0        | 7      | -    | 0        | 0      | -    | -           |
| 介護予防福祉用具貸与      | 給付費(千円) | 3,674    | 4,280  | 1.16 | 4,135    | 4,405  | 1.07 | 4,597    | 3,991  | 0.87 | 0.93        |
|                 | 人数(人)   | 824      | 849    | 1.03 | 927      | 992    | 1.07 | 1,031    | 1,030  | 1.00 | 1.21        |
| 介護予防特定福祉用具購入費   | 給付費(千円) | 874      | 758    | 0.87 | 916      | 1,146  | 1.25 | 957      | 2,112  | 2.21 | 2.79        |
|                 | 人数(人)   | 63       | 36     | 0.57 | 66       | 48     | 0.73 | 69       | 42     | 0.61 | 1.17        |
| 介護予防住宅改修費       | 給付費(千円) | 4,930    | 3,648  | 0.74 | 5,161    | 5,265  | 1.02 | 5,391    | 6,371  | 1.18 | 1.75        |
|                 | 人数(人)   | 50       | 36     | 0.72 | 53       | 44     | 0.83 | 55       | 40     | 0.73 | 1.11        |
| 介護予防支援          | 給付費(千円) | 9,101    | 9,488  | 1.04 | 8,527    | 10,126 | 1.19 | 9,954    | 10,427 | 1.05 | 1.10        |
|                 | 人数(人)   | 2,102    | 2,239  | 1.07 | 2,201    | 2,315  | 1.05 | 2,299    | 2,401  | 1.04 | 1.07        |

資料：いきいき高齢者プランまいばら（平成 24 年度～26 年度）介護保険事業状況報告 年報

表 第5期計画の計画値と実績の比較【地域密着型サービス（介護予防給付）】

|                 |         | 平成 24 年度 |     |      | 平成 25 年度 |       |      | 平成 26 年度 |       |      | 平成<br>26/24 |
|-----------------|---------|----------|-----|------|----------|-------|------|----------|-------|------|-------------|
|                 |         | 計画       | 実績  | 比率   | 計画       | 実績    | 比率   | 計画       | 見込    | 比率   |             |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 給付費(千円) | 2,124    | 968 | 0.46 | 2,385    | 1,038 | 0.44 | 2,646    | 3,160 | 1.19 | 3.27        |
|                 | 人数(人)   | 27       | 12  | 0.44 | 31       | 13    | 0.42 | 34       | 23    | 0.67 | 1.90        |
| 介護予防認知症対応型通所介護  | 給付費(千円) | 0        | 0   | -    | 0        | 17    | -    | 0        | 0     | -    | -           |
|                 | 回数(回)   | 0        | 0   | -    | 0        | 2     | -    | 0        | 0     | -    | -           |
|                 | 人数(人)   | 0        | 0   | -    | 0        | 1     | -    | 0        | 0     | -    | -           |

資料：いきいき高齢者プランまいばら（平成 24 年度～26 年度）介護保険事業状況報告 年報



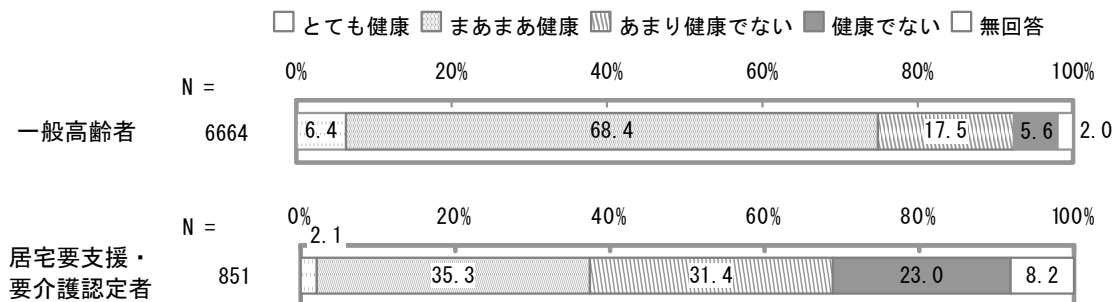
### 3 アンケートから見える米原市の現状

#### (1) 健康について.....

一般高齢者では、「とても健康」と「まあまあ健康」を合わせた“健康”の割合が74.8%、「あまり健康でない」と「健康でない」を合わせた“健康でない”の割合が23.1%となっています。

居宅要支援・要介護認定者では、「とても健康」と「まあまあ健康」を合わせた“健康だと思う”の割合が37.4%、「あまり健康でない」と「健康でない」を合わせた“健康でないと思う”の割合が54.4%となっています。

図 健康感



#### 【近所づきあいの程度別】

近所づきあいの程度別でみると、「あいさつをする程度の人がいる」、「つきあいはない」と回答した人の内で“健康でないと思う”の割合が約6割となっています。

図 健康感（近所づきあいの程度別）  
（居宅要支援・要介護認定者調査）

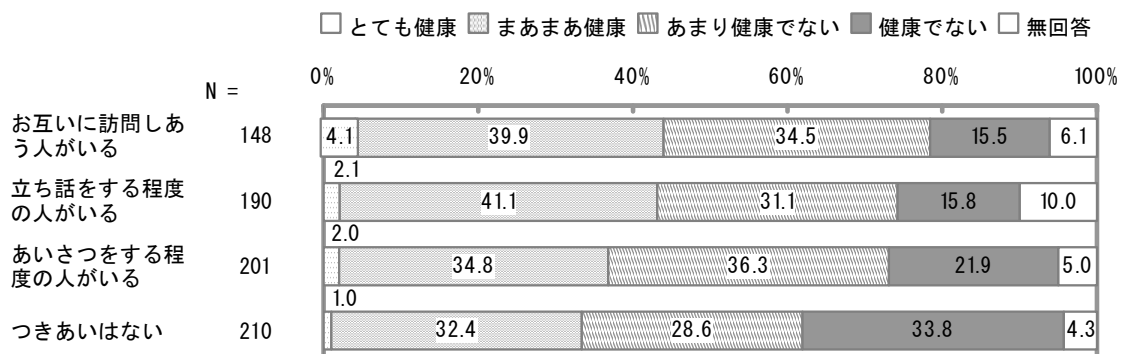
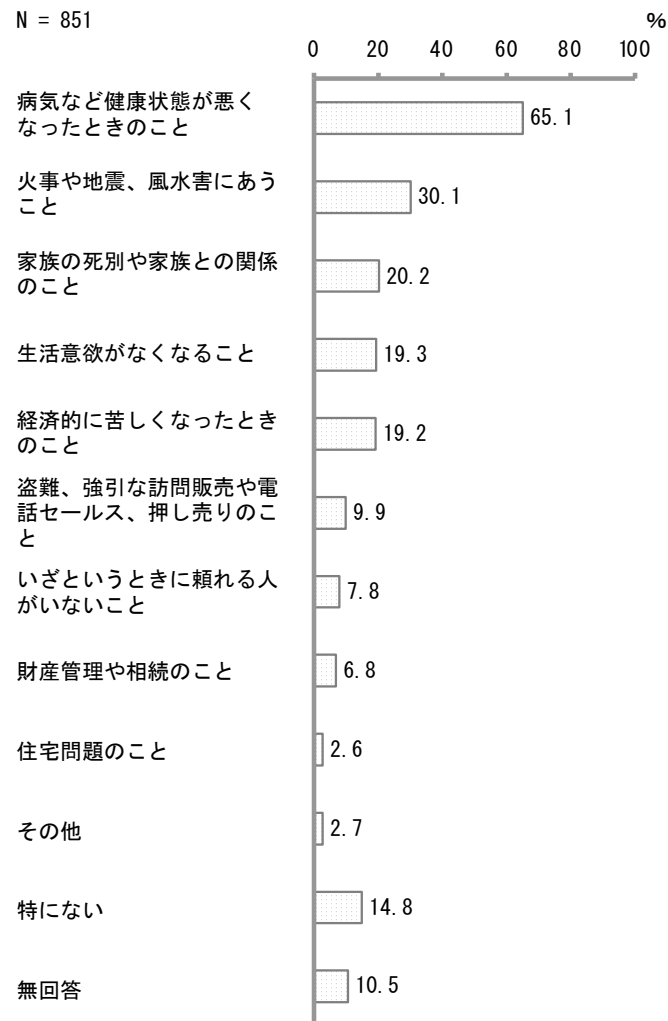




図 日ごろ生活する中で不安に思っていること（居宅要支援・要介護認定者調査）



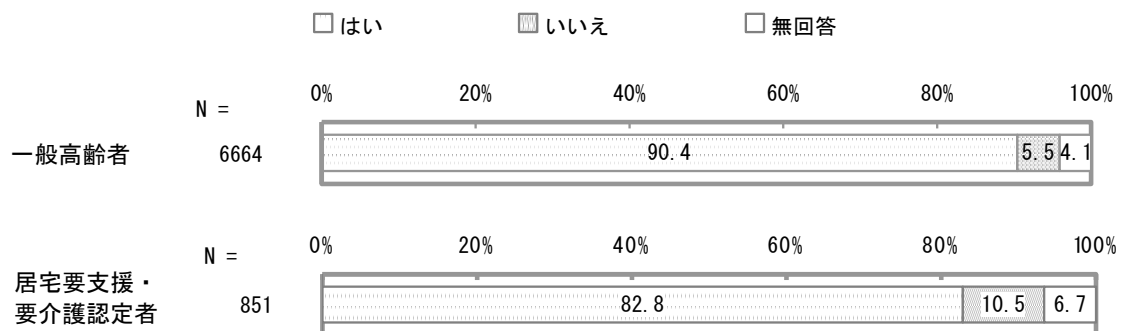
(3)

相談対応について.....

一般高齢者では、何かあった場合に家族や友人に「相談している」の割合が90.4%、「相談していない」の割合が5.5%となっています。

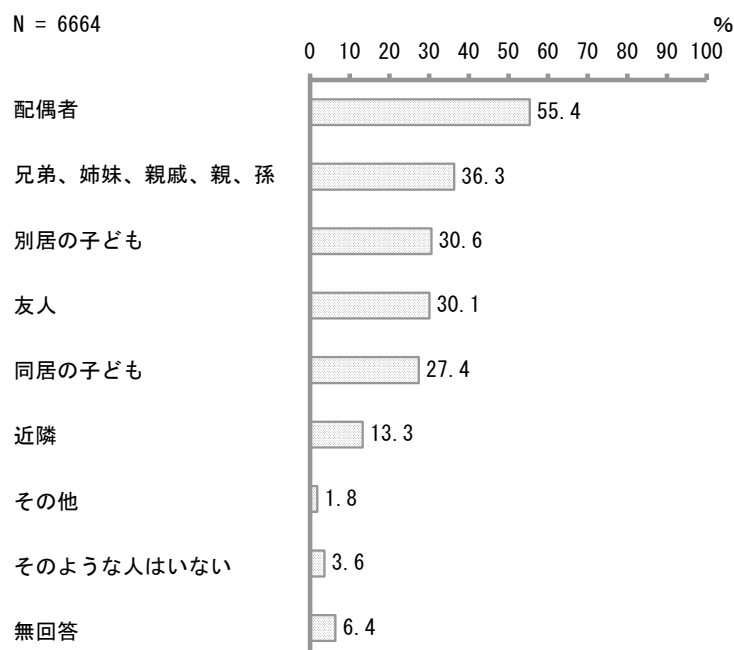
居宅要支援・要介護認定者では、何かあった場合に家族や友人に「相談している」の割合が82.8%、「相談していない」の割合が10.5%となっています。

図 相談相手の有無（居宅要支援・要介護認定者調査）



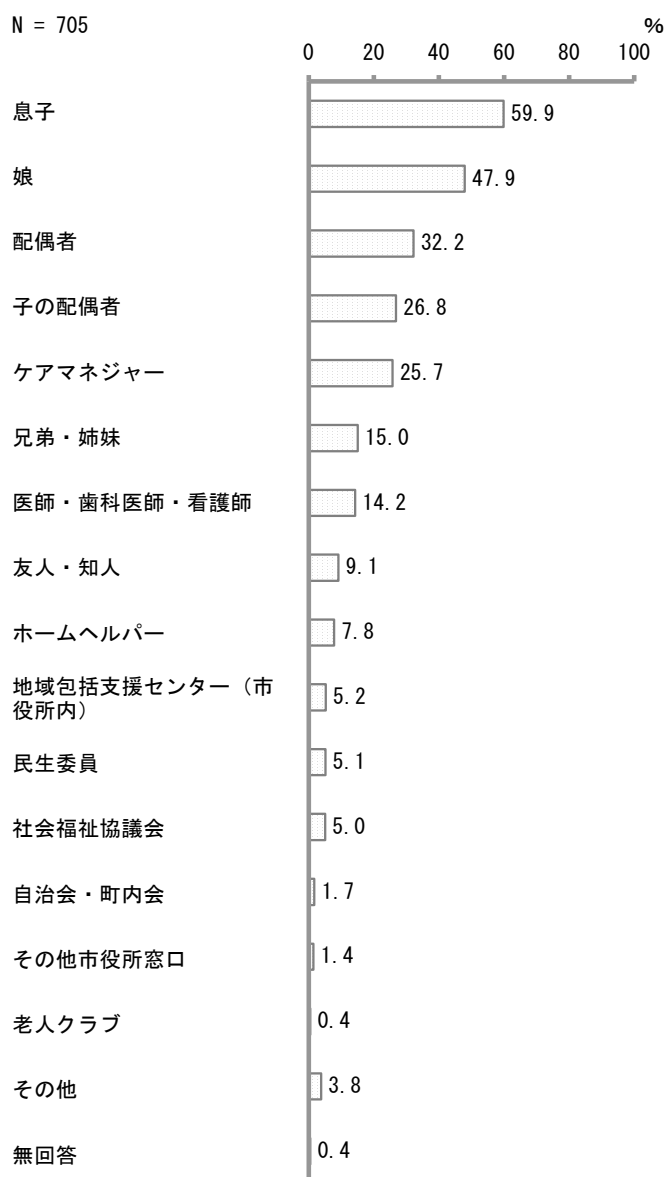
一般高齢者では、心配ごとや愚痴を聞いてくれる人について、「配偶者」の割合が55.4%と最も高く、次いで「兄弟、姉妹、親戚、親、孫」の割合が36.3%、「別居の子ども」の割合が30.6%となっています。

図 相談相手（一般高齢者）



「居宅要支援・要介護認定者では、相談相手について「息子」の割合が59.9%と最も高く、次いで「娘」の割合が47.9%、「配偶者」の割合が32.2%となっています。

図 相談相手（居宅要支援・要介護認定者調査）



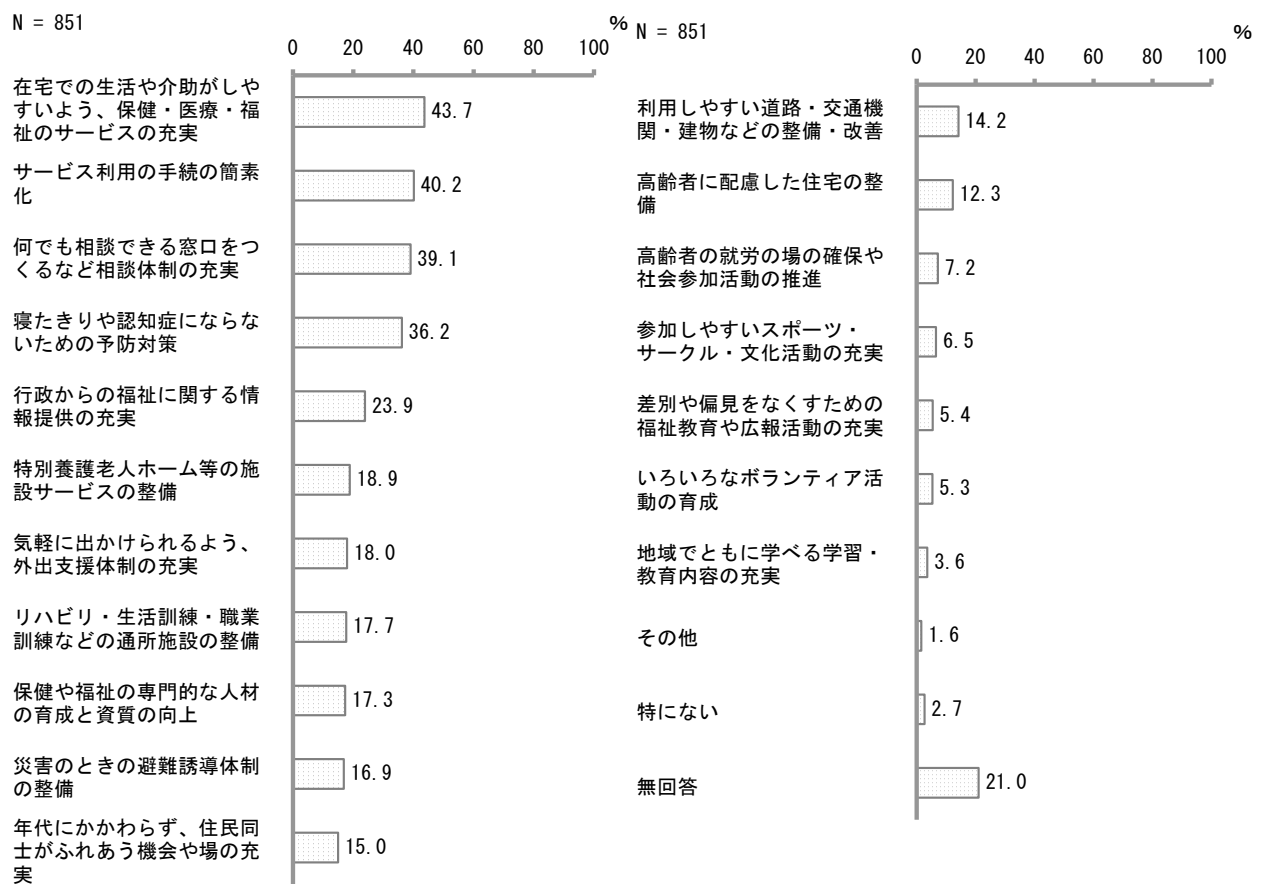


(5)

## 高齢者にとって住みよいまちづくりのため重点を置くべきこと・・・

「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実」の割合が 43.7%と最も高く、次いで「サービス利用の手続の簡素化」の割合が 40.2%、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」の割合が 39.1%となっています。

図 高齢者にとって住みよいまちづくりのため重点を置くべきこと  
(居宅要支援・要介護認定者調査)



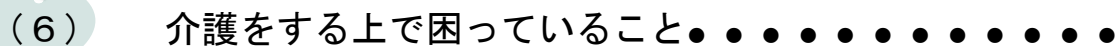
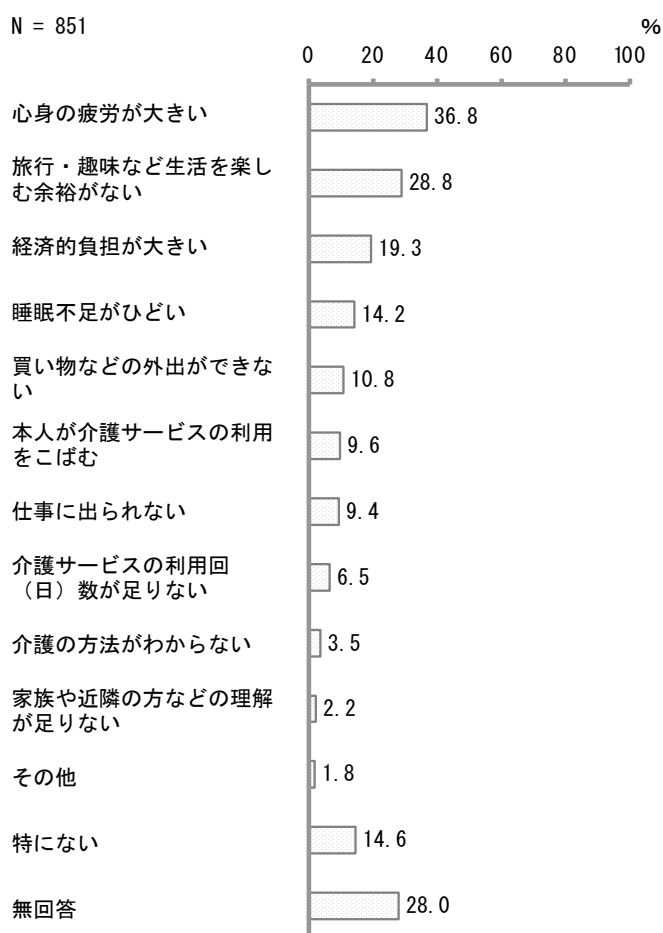


図 介護をする上で困っていること（居宅要支援・要介護認定者調査）



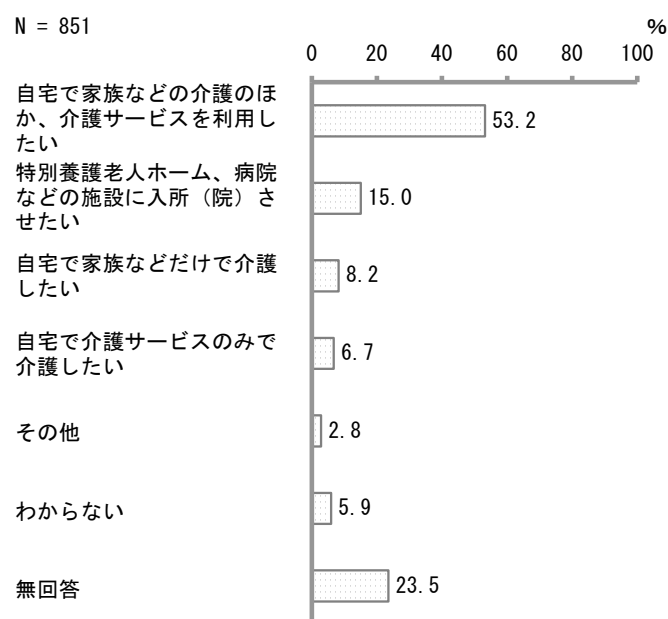


## (7) 今後、どのように介護していくか●●●●●●●●●●

「自宅で家族などの介護のほか、介護サービスを利用したい」の割合が53.2%と最も高く、次いで「特別養護老人ホーム、病院などの施設に入所（院）させたい」の割合が15.0%となっています。

図 今後、どのように介護していくか（居宅要支援・要介護認定者調査）

※要支援・要介護認定者を介護している方による回答



## 第5期計画における施策の評価

**高齢者の元気力を高める**

す。

| 取組                   | 指標               | 項目  | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------------|------------------|-----|----------|----------|----------|
| 老人クラブ活動などの地域活動団体への支援 | 老人クラブ会員数         | 計画値 | 7,100 人  | 7,200 人  | 7,300 人  |
|                      |                  | 実績値 | 6,451 人  | 6,327 人  | 5,868 人  |
|                      |                  | 達成率 | 90.9%    | 87.9%    | 80.4%    |
| 生涯学習、生涯スポーツ活動等への参加促進 | ルッチ大学および大学院受講生   | 計画値 | 50 人     | 50 人     | 50 人     |
|                      |                  | 実績値 | 49 人     | 50 人     | 31 人     |
|                      |                  | 達成率 | 98.0%    | 100.0%   | 62.0%    |
|                      | 出前講座の開催          | 計画値 | 150 回    | 150 回    | 150 回    |
|                      |                  | 実績値 | 142 回    | 172 回    | 149 回    |
|                      |                  | 達成率 | 94.7%    | 114.7%   | 99.3%    |
|                      | スポーツアドバイザーの活動    | 計画値 | 150 回    | 150 回    | 150 回    |
|                      |                  | 実績値 | 142 回    | 172 回    | 149 回    |
|                      |                  | 達成率 | 94.7%    | 114.7%   | 99.3%    |
| 就労に関する支援             | シルバー人材センター会員数    | 計画値 | 530 人    | 550 人    | 570 人    |
|                      |                  | 実績値 | 不明       | 533 人    | 540 人    |
|                      |                  | 達成率 | —        | 96.9%    | 94.7%    |
| 健康診査に基づく健康づくりの推進     | 後期高齢者健康診査受診者数    | 計画値 | 650 人    | 650 人    | 700 人    |
|                      |                  | 実績値 | 512 人    | 509 人    | 469 人    |
|                      |                  | 達成率 | 78.8%    | 78.3%    | 67.0%    |
|                      | 特定健康診査受診者（結果把握）数 | 計画値 | 3,100 人  | 3,150 人  | 3,200 人  |
|                      |                  | 実績値 | 3,085 人  | 3,094 人  | 2,872 人  |
|                      |                  | 達成率 | 99.5%    | 98.2%    | 89.8%    |
| 健康相談、健康教室等の充実        | 健康相談参加者          | 計画値 | 40 人     | 40 人     | 40 人     |
|                      |                  | 実績値 | 35 人     | 27 人     | 18 人     |
|                      |                  | 達成率 | 87.5%    | 67.5%    | 45.0%    |
|                      | 栄養相談参加者          | 計画値 | 40 人     | 40 人     | 40 人     |
|                      |                  | 実績値 | 13 人     | 36 人     | 7 人      |
|                      |                  | 達成率 | 32.5%    | 90.0%    | 17.5%    |

※ 平成 26 年度の実績値については、年度途中の集計値です。

(2)

地域包括支援センターを中心とした情報提供と相談支援は、福祉支援課 1 か所で行っています。今後更に身近な相談窓口の設置、機能強化、人材確保が必要となります。

| 取組                        | 指標   | 項目  | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---------------------------|------|-----|----------|----------|----------|
| 地域包括支援センターを中心とした情報提供と相談支援 | 相談件数 | 計画値 | 1,100 件  | 1,150 件  | 1,200 件  |
|                           |      | 実績値 | 1,029 件  | 914 件    | 692 件    |
|                           |      | 達成率 | 93.5%    | 79.5%    | —        |

※ 平成 26 年度については、平成 26 年 12 月現在の件数です。

(3)

ほぼ全ての取組において 100%前後の達成率となっています。認知症サポーター養成講座の開催は、地域の集会所を中心に実施しています。今後学校、事業所などでの拡充が必要です。

| 取組       | 指標               | 項目  | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------|------------------|-----|----------|----------|----------|
| 認知症対策の推進 | 認知症地域支援推進員の設置    | 計画値 | 0 人      | 1 人      | 1 人      |
|          |                  | 実績値 | 0 人      | 1 人      | 1 人      |
|          |                  | 達成率 | —        | 100.0%   | 100.0%   |
|          | 認知症サポーター養成人数     | 計画値 | 540 人    | 600 人    | 600 人    |
|          |                  | 実績値 | 1,118 人  | 549 人    | 587 人    |
|          |                  | 達成率 | 207.0%   | 91.5%    | —        |
|          | 認知症サポーター養成人数（累計） | 計画値 | 2,540 人  | 3,140 人  | 3,740 人  |
|          |                  | 実績値 | 3,038 人  | 3,587 人  | 4,174 人  |
|          |                  | 達成率 | 119.6%   | 114.2%   | —        |

※ 平成 26 年度については、平成 26 年 12 月現在の値です。



#### (4) 高齢者を支える介護力を高める ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

平成 25 年度は目標達成に至っていませんが、出前講座、歩楽るん教室で実績値の増加がみられます。対象者を明確にし、今後他機関、地区組織との連携を踏まえ、啓発方法の再検討が必要です。

| 取組                          | 指標                  | 項目  | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------------------------|---------------------|-----|----------|----------|----------|
| 訪問型介護予防事業                   | 訪問数（実人数）            | 計画値 | 100 人    | 100 人    | 100 人    |
|                             |                     | 実績値 | 36 人     | 10 人     | 11 人     |
|                             |                     | 達成率 | 36.0%    | 11.0%    | —        |
| 介護予防講座                      | 延べ利用者数（出前講座）        | 計画値 | 1,200 人  | 1,500 人  | 1,500 人  |
|                             |                     | 実績値 | 609 人    | 623 人    | 1,227 人  |
|                             |                     | 達成率 | 50.8%    | 41.5%    | —        |
|                             | 開催回数（年）（出前講座）       | 計画値 | 48 回     | 60 回     | 60 回     |
|                             |                     | 実績値 | 18 回     | 19 回     | 46 回     |
|                             |                     | 達成率 | 37.5%    | 31.7%    | —        |
|                             | 延べ利用者数（熟年いきいきセミナー）  | 計画値 | 70 人     | 80 人     | 100 人    |
|                             |                     | 実績値 | 17 人     | —        | —        |
|                             |                     | 達成率 | 24.3%    | —        | —        |
|                             | 開催回数（年）（熟年いきいきセミナー） | 計画値 | 10 回     | 10 回     | 10 回     |
|                             |                     | 実績値 | 10 回     | —        | —        |
|                             |                     | 達成率 | 100.0%   | —        | —        |
| 歩楽るん教室                      | 立上げ自主グループ数（累計）      | 計画値 | 33 グループ  | 48 グループ  | 63 グループ  |
|                             |                     | 実績値 | 15 グループ  | 21 グループ  | 24 グループ  |
|                             |                     | 達成率 | 45.5%    | 43.8%    | —        |
|                             | 参加者数（累計）            | 計画値 | 490 人    | 640 人    | 790 人    |
|                             |                     | 実績値 | 191 人    | 288 人    | 332 人    |
|                             |                     | 達成率 | 39.0%    | 45.0%    | —        |
| 認知症予防事業（認知症予防プログラム自主グループ活動） | 立上げグループ数（累計）        | 計画値 | 11 グループ  | 14 グループ  | 17 グループ  |
|                             |                     | 実績値 | 10 グループ  | 10 グループ  | 10 グループ  |
|                             |                     | 達成率 | 90.9%    | 71.4%    | —        |
|                             | 参加者数（累計）            | 計画値 | 60 人     | 78 人     | 96 人     |
|                             |                     | 実績値 | 50 人     | 50 人     | 50 人     |
|                             |                     | 達成率 | 83.3%    | 64.1%    | 52.1%    |

※ 平成 26 年度については、平成 26 年 12 月現在の値です。

| 取組                                  | 指標                | 項目  | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-------------------------------------|-------------------|-----|----------|----------|----------|
| 認知症予防事業<br>（ファシリテーター養成講座）           | 受講者数              | 計画値 | 20 人     | 10 人     | 10 人     |
|                                     |                   | 実績値 | 20 人     | 24 人     | 11 人     |
|                                     |                   | 達成率 | 100.0%   | 240.0%   | 110.0%   |
|                                     | 開催回数              | 計画値 | 1 回      | 1 回      | 1 回      |
|                                     |                   | 実績値 | 1 回      | 1 回      | 1 回      |
|                                     |                   | 達成率 | 100.0%   | 100.0%   | 100.0%   |
| 認知症予防事業<br>（認知症予防プログラム説明会・脳の健康チェック） | 受講者数              | 計画値 | 100 人    | 100 人    | 100 人    |
|                                     |                   | 実績値 | 177 人    | 91 人     | 63 人     |
|                                     |                   | 達成率 | 177.0%   | 91.0%    | —        |
|                                     | 開催回数              | 計画値 | 5 回      | 5 回      | 5 回      |
|                                     |                   | 実績値 | 7 回      | 7 回      | 3 回      |
|                                     |                   | 達成率 | 140.0%   | 140.0%   | —        |
| 認知症予防事業<br>（認知症予防プログラム結果説明会）        | 受講者数              | 計画値 | 60 人     | 60 人     | 60 人     |
|                                     |                   | 実績値 | 142 人    | 44 人     | 63 人     |
|                                     |                   | 達成率 | 236.7%   | 73.3%    | —        |
|                                     | 開催回数              | 計画値 | 5 回      | 5 回      | 5 回      |
|                                     |                   | 実績値 | 8 回      | 4 回      | 3 回      |
|                                     |                   | 達成率 | 160.0%   | 80.0%    | —        |
| 認知症サポーター<br>養成事業                    | 開催回数（年）           | 計画値 | 18 回     | 20 回     | 20 回     |
|                                     |                   | 実績値 | 21 回     | 18 回     | 17 回     |
|                                     |                   | 達成率 | 116.7%   | 90.0%    | —        |
|                                     | 認知症サポーター数<br>（累計） | 計画値 | 2,540 人  | 3,140 人  | 3,740 人  |
|                                     |                   | 実績値 | 3,038 人  | 3,587 人  | 4,174 人  |
|                                     |                   | 達成率 | 119.6%   | 114.2%   | —        |
| 介護予防・日常生活<br>支援総合事業                 | 生きがいデイサービス利用者数    | 計画値 | 10 人     | 20 人     | 20 人     |
|                                     |                   | 実績値 | 1 人      | —        | —        |
|                                     |                   | 達成率 | 10.0%    | —        | —        |

※ 平成 26 年度については、平成 26 年 12 月現在の値です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念 ～高齢者介護のあるべき姿～

今後10年間に団塊の世代が75歳以上になり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

こうした中、全ての高齢者が生きがいと満ち、暮らし続けるためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。しかしながら、近年の社会情勢から、高齢者を公的な福祉サービスだけで支えることは難しい状況となっており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、きめ細かく対応するためには、地域における支え合いや助け合いが求められます。

そこで、本計画の基本理念を「住み慣れた地域で みんながつながり支え合い 自分らしくいきいきと 安心して暮らし続けられる希望のまちづくり」とし、地域包括ケアシステムの構築を進めながら、高齢者が支えられる立場だけではなく、高齢者も支える立場として、地域の中で多様な主体による社会参加の機会を提供し、本市で暮らす全ての高齢者が、元気で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

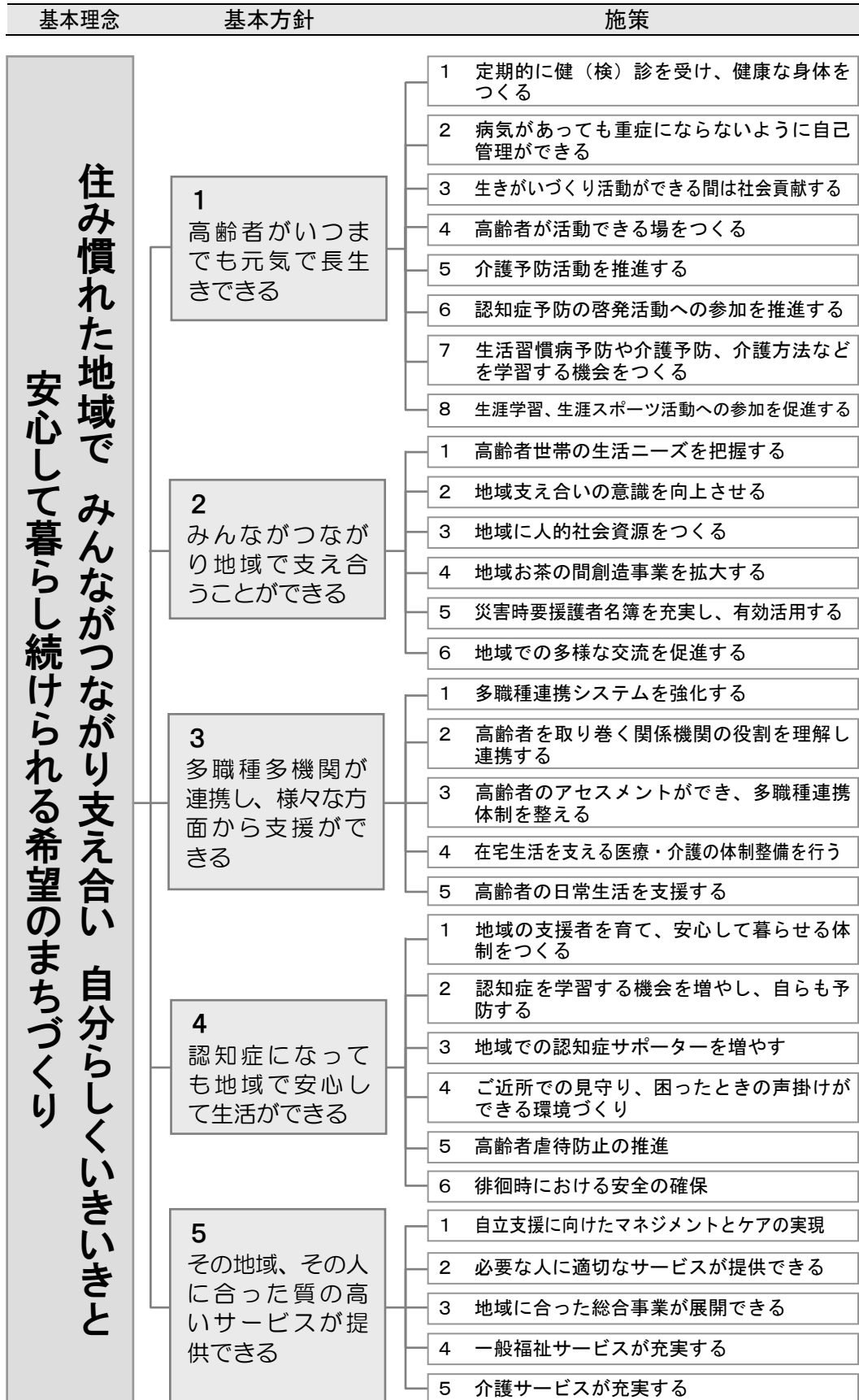
#### 基本理念

住み慣れた地域で みんながつながり支え合い  
自分らしくいきいきと  
安心して暮らし続けられる  
希望のまちづくり

### 2 計画の基本方針

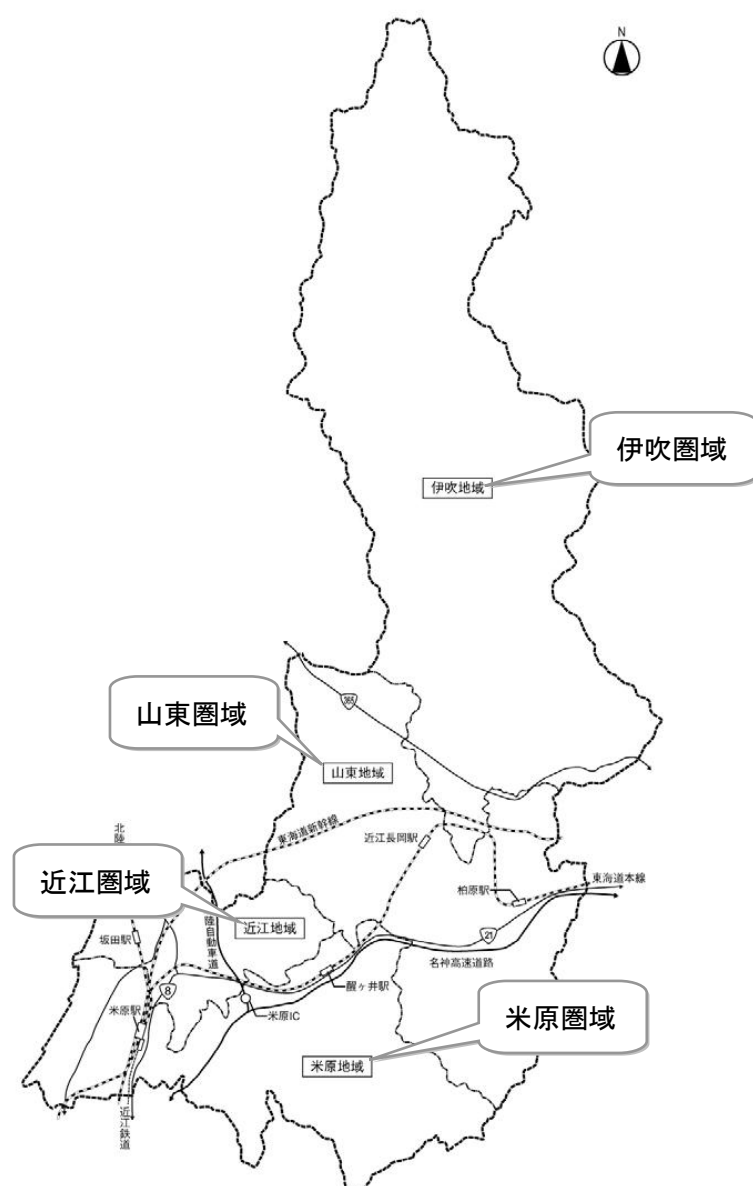
次の5つの基本目標に基づいて計画を策定、推進していきます。

- (1) 高齢者がいつまでも元気で長生きできる
- (2) みんながつながり地域で支え合うことができる
- (3) 多職種多機関が連携し、様々な方面から支援ができる
- (4) 認知症になっても地域で安心して生活ができる
- (5) その地域、その人に合った質の高いサービスが提供できる



## 4 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供および地域における継続的な支援体制の整備を図るため設定しています。地域密着型サービスなどの整備は日常生活圏域ごとに行うこととしていますが、前回計画の期間中に日常生活圏域ごとの人口や交通事情、その他社会的状況の大きな変化は見られないため、引き続き日常生活圏域を旧町単位の4つの圏域として設定します。



高齢化率と介護サービス施設配置図

< 伊吹圏域 >



| NO | 行政区   | 人口(人) | 65歳以上人口(人) | 高齢化率   |
|----|-------|-------|------------|--------|
| 1  | 甲津原   | 90    | 44         | 48.89% |
| 2  | 曲谷    | 68    | 25         | 36.76% |
| 3  | 甲賀    | 60    | 24         | 40.00% |
| 4  | 吉槻    | 102   | 58         | 56.86% |
| 5  | 上板並   | 203   | 78         | 38.42% |
| 6  | 下板並   | 75    | 38         | 50.67% |
| 7  | 大久保   | 176   | 80         | 45.45% |
| 8  | 小泉    | 39    | 12         | 30.77% |
| 9  | 伊吹    | 394   | 136        | 34.52% |
| 10 | 上野    | 773   | 211        | 27.30% |
| 11 | 弥高    | 211   | 63         | 29.86% |
| 12 | 春照    | 1,210 | 331        | 27.36% |
| 13 | 高番    | 420   | 129        | 30.71% |
| 14 | 杉澤    | 377   | 101        | 26.79% |
| 15 | 伊吹ヶ丘  | 134   | 17         | 12.69% |
| 16 | 南川    | 257   | 7          | 2.72%  |
| 17 | 村木    | 231   | 72         | 31.17% |
| 18 | 大清水   | 349   | 107        | 30.66% |
| 19 | 藤川    | 290   | 67         | 23.10% |
| 20 | 寺林    | 49    | 16         | 32.65% |
| 21 | 上平寺   | 53    | 13         | 24.53% |
|    | 伊吹圏域計 | 5,561 | 1,629      | 29.29% |

平成 26 年 10 月 1 日現在

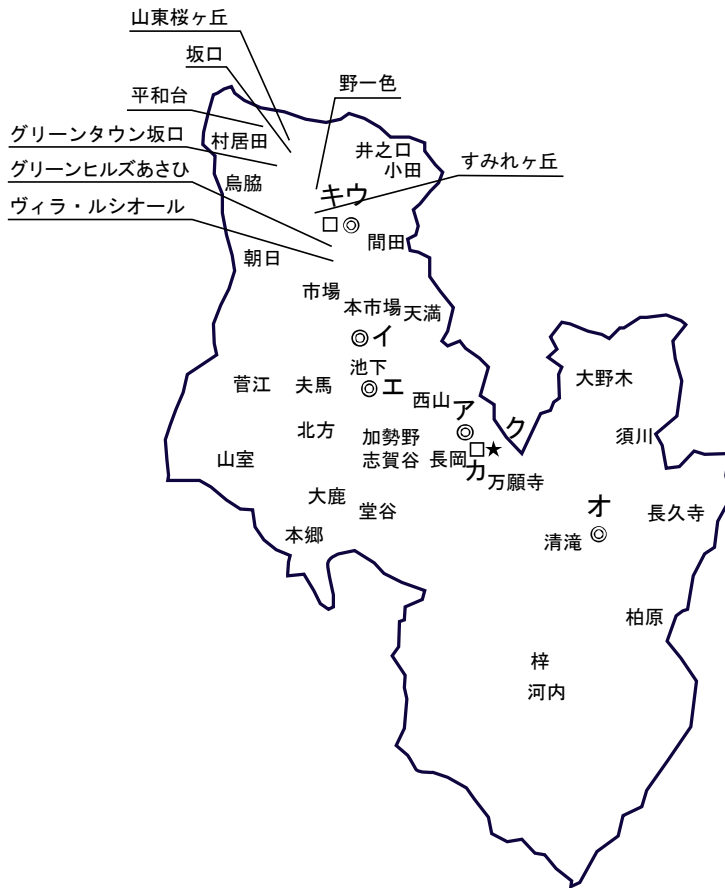
- ◎ 通所介護
- 通所リハビリ
- ◆ 小規模多機能居宅介護
- △ 認知症対応型通所介護
- ★ グループホーム

|   | 通所介護                          |
|---|-------------------------------|
| ア | スタイルケア                        |
| イ | (社福)米原社会福祉協議会 デイサービスセンター 愛らんど |
| ウ | (社福)米原社会福祉協議会 デイサービスセンター きたで〜 |
| エ | デイサービスNPO法人 ほほえみ              |
|   | 通所リハビリ                        |
| オ | ケアセンターいぶき 通所リハビリ              |

平成 27 年 1 月現在

# 高齢化率と介護サービス施設配置図

## < 山東圏域 >



|   |            |
|---|------------|
| ◎ | 通所介護       |
| □ | 通所リハビリ     |
| ◆ | 小規模多機能居宅介護 |
| △ | 認知症対応型通所介護 |
| ★ | グループホーム    |

| NO | 行政区        | 人口<br>(人) | 65歳<br>以上<br>人口<br>(人) | 高齢化<br>率 |
|----|------------|-----------|------------------------|----------|
| 1  | 長久寺        | 59        | 20                     | 33.90%   |
| 2  | 柏原         | 1,882     | 629                    | 33.42%   |
| 3  | 須川         | 166       | 55                     | 33.13%   |
| 4  | 大野木        | 437       | 144                    | 32.95%   |
| 5  | 清滝         | 299       | 86                     | 28.76%   |
| 6  | 梓          | 109       | 43                     | 39.45%   |
| 7  | 河内         | 285       | 105                    | 36.84%   |
| 8  | 志賀谷        | 382       | 133                    | 34.82%   |
| 9  | 北方         | 361       | 104                    | 28.81%   |
| 10 | 菅江         | 160       | 43                     | 26.88%   |
| 11 | 山室         | 297       | 91                     | 30.64%   |
| 12 | 大鹿         | 338       | 82                     | 24.26%   |
| 13 | 堂谷         | 169       | 64                     | 37.87%   |
| 14 | 本郷         | 358       | 118                    | 32.96%   |
| 15 | 長岡         | 1,083     | 362                    | 33.43%   |
| 16 | 万願寺        | 170       | 65                     | 38.24%   |
| 17 | 西山         | 203       | 65                     | 32.02%   |
| 18 | 加勢野        | 189       | 55                     | 29.10%   |
| 19 | 市場         | 230       | 70                     | 30.43%   |
| 20 | 夫馬         | 290       | 83                     | 28.62%   |
| 21 | 朝日         | 772       | 188                    | 24.35%   |
| 22 | 烏脇         | 144       | 41                     | 28.47%   |
| 23 | 坂口         | 160       | 34                     | 21.25%   |
| 24 | 村居田        | 381       | 101                    | 26.51%   |
| 25 | 井之口        | 249       | 72                     | 28.92%   |
| 26 | 野一色        | 498       | 101                    | 20.28%   |
| 27 | 小田         | 195       | 70                     | 35.90%   |
| 28 | 間田         | 444       | 76                     | 17.12%   |
| 29 | 天満         | 362       | 95                     | 26.24%   |
| 30 | 本市場        | 255       | 35                     | 13.73%   |
| 31 | 池下         | 381       | 102                    | 26.77%   |
| 32 | 山東桜ヶ丘      | 169       | 20                     | 11.83%   |
| 33 | すみれヶ丘      | 440       | 41                     | 9.32%    |
| 34 | 平和台        | 104       | 9                      | 8.65%    |
| 35 | グリーンタウン坂口  | 292       | 19                     | 6.51%    |
| 36 | ヴィラ・ルシオール  | 99        | 4                      | 4.04%    |
| 37 | グリーンヒルズあさひ | 205       | 2                      | 0.98%    |
|    | 山東圏域計      | 12,617    | 3,427                  | 27.16%   |

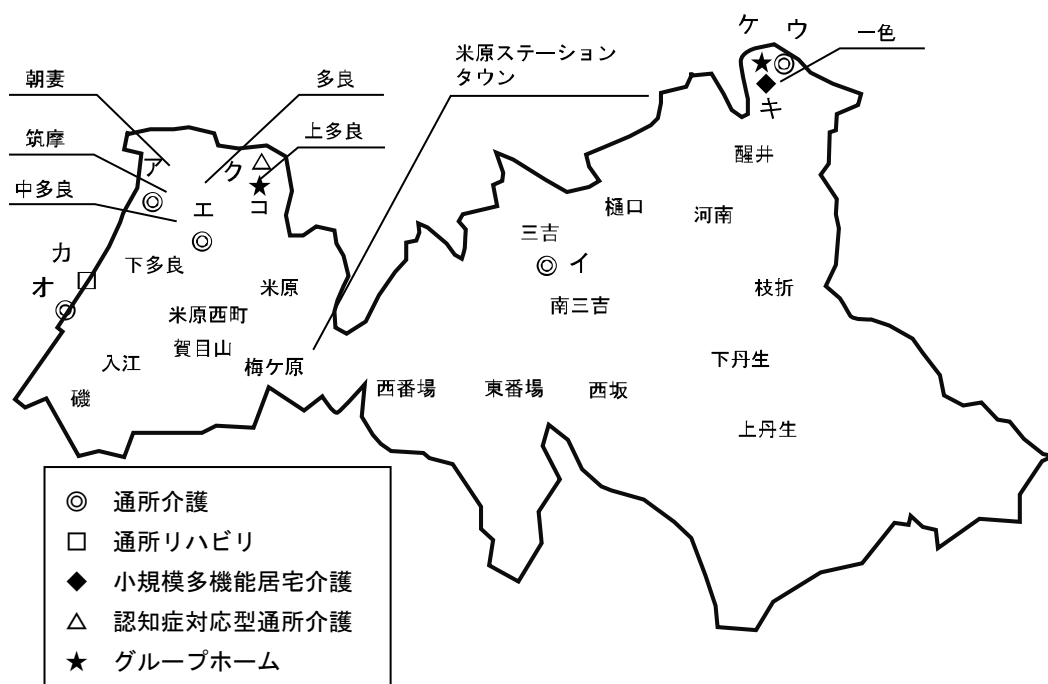
平成 26 年 10 月 1 日現在

|   | 通所介護                            |
|---|---------------------------------|
| ア | 山東デイサービスセンター                    |
| イ | デイサービスみしま池                      |
| ウ | (社福) 青祥会 坂田デイサービスセンター           |
| エ | (社福) 米原社会福祉協議会 あったかほーむ かせの      |
| オ | (社福) 米原社会福祉協議会 東部デイサービスセンター はびろ |
|   | 通所リハビリ                          |
| カ | 医療法人 緑泉会 水野医院デイケア 緑泉館           |
| キ | 坂田メディケアセンター                     |
|   | グループホーム                         |
| ク | 水野グループホーム                       |

平成 27 年 1 月現在

# 高齢化率と介護サービス施設配置図

## < 米原圏域 >



| NO | 行政区  | 人口(人) | 65歳以上人口(人) | 高齢化率   | NO | 行政区         | 人口(人)  | 65歳以上人口(人) | 高齢化率   |
|----|------|-------|------------|--------|----|-------------|--------|------------|--------|
| 1  | 梅ヶ原  | 397   | 114        | 28.72% | 14 | 南三吉         | 265    | 95         | 35.85% |
| 2  | 米原   | 857   | 273        | 31.86% | 15 | 三吉          | 602    | 175        | 29.07% |
| 3  | 米原西町 | 747   | 194        | 25.97% | 16 | 西坂          | 55     | 24         | 43.64% |
| 4  | 下多良  | 1,470 | 158        | 10.75% | 17 | 東番場         | 319    | 102        | 31.97% |
| 5  | 中多良  | 443   | 70         | 15.80% | 18 | 西番場         | 223    | 69         | 30.94% |
| 6  | 上多良  | 252   | 88         | 34.92% | 19 | 一色          | 265    | 95         | 35.85% |
| 7  | 多良   | 209   | 55         | 26.32% | 20 | 醒井          | 700    | 294        | 42.00% |
| 8  | 朝妻   | 216   | 77         | 35.65% | 21 | 枝折          | 590    | 190        | 32.20% |
| 9  | 筑摩   | 403   | 128        | 31.76% | 22 | 下丹生         | 396    | 132        | 33.33% |
| 10 | 磯    | 1,305 | 454        | 34.79% | 23 | 上丹生         | 444    | 186        | 41.89% |
| 11 | 入江   | 214   | 48         | 22.43% | 24 | 賀目山         | 494    | 119        | 24.09% |
| 12 | 河南   | 264   | 90         | 34.09% | 25 | 米原ステーションタウン | 158    | 1          | 0.63%  |
| 13 | 樋口   | 206   | 81         | 39.32% |    | 米原圏域計       | 11,494 | 3,312      | 28.82% |

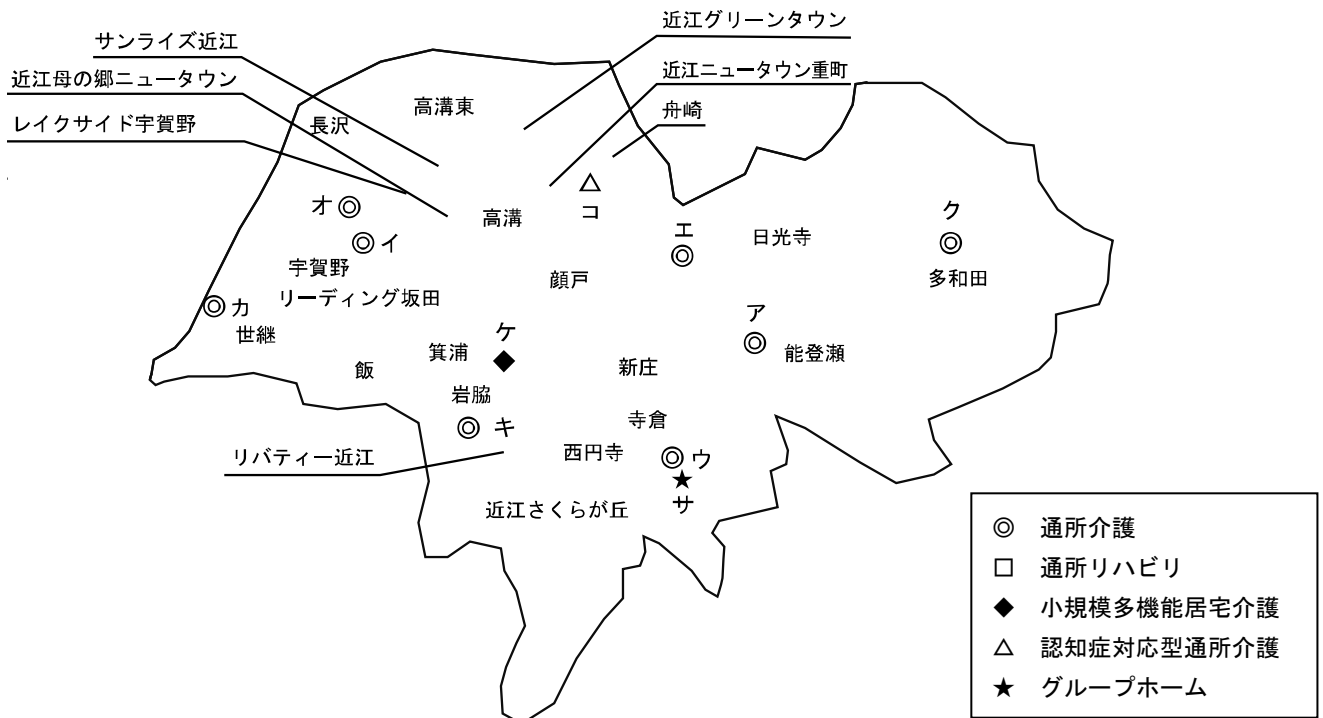
平成 26 年 10 月 1 日現在

|   | 通所介護                            |
|---|---------------------------------|
| ア | (社福)米原社会福祉協議会 西部デイサービスセンター きらめき |
| イ | (社福)米原社会福祉協議会 デイサービスセンター ゆめホール  |
| ウ | 特定非営利活動法人 ひだまり                  |
| エ | ファミリーケア 米原センター                  |
| オ | デイサービスセンターいそ                    |
|   | 通所リハビリ                          |
| カ | 医療法人悠々会 通所リハビリステーション いそ         |
|   | 小規模多機能居宅介護                      |
| キ | ほっとひだまり                         |
|   | 認知症対応型通所介護                      |
| ク | (社福)千寿会 デイサービスセンター 千寿倶楽部        |
|   | グループホーム                         |
| ケ | 縁ひだまり                           |
| コ | グループホーム千寿庵                      |

平成 27 年 1 月現在

# 高齢化率と介護サービス施設配置図

## < 近江圏域 >



| NO | 行政区 | 人口(人) | 65歳以上人口(人) | 高齢化率   | NO | 行政区         | 人口(人)  | 65歳以上人口(人) | 高齢化率   |
|----|-----|-------|------------|--------|----|-------------|--------|------------|--------|
| 1  | 多和田 | 748   | 227        | 30.35% | 14 | 飯           | 369    | 127        | 34.42% |
| 2  | 能登瀬 | 614   | 191        | 31.11% | 15 | 世継          | 622    | 181        | 29.10% |
| 3  | 日光寺 | 217   | 77         | 35.48% | 16 | 近江さくらが丘     | 254    | 60         | 23.62% |
| 4  | 寺倉  | 233   | 68         | 29.18% | 17 | 近江ニュータウン重町  | 142    | 27         | 19.01% |
| 5  | 新庄  | 432   | 122        | 28.24% | 18 | 近江グリーンタウン   | 231    | 24         | 10.39% |
| 6  | 箕浦  | 324   | 111        | 34.26% | 19 | サンライズ近江     | 753    | 62         | 8.23%  |
| 7  | 西門寺 | 148   | 53         | 35.81% | 20 | リバティー近江     | 481    | 32         | 6.65%  |
| 8  | 岩脇  | 566   | 173        | 30.57% | 21 | 近江母の郷ニュータウン | 754    | 53         | 7.03%  |
| 9  | 舟崎  | 154   | 44         | 28.57% | 22 | レイクサイド宇賀野   | 671    | 21         | 3.13%  |
| 10 | 高溝  | 236   | 66         | 27.97% | 23 | 高溝東         | 176    | 2          | 1.14%  |
| 11 | 顔戸  | 1,061 | 266        | 25.07% | 24 | リーディング坂田    | 99     | 1          | 1.01%  |
| 12 | 長沢  | 353   | 122        | 34.56% |    |             |        |            |        |
| 13 | 宇賀野 | 882   | 266        | 30.16% |    | 近江圏域計       | 10,520 | 2,376      | 22.59% |

平成 26 年 10 月 1 日現在

| 通所介護       |                                 |
|------------|---------------------------------|
| ア          | (社福)米原社会福祉協議会 デイサービスセンター 行こ家のとせ |
| イ          | (社福)米原社会福祉協議会 デイサービスセンター 寄ろ家うかの |
| ウ          | (社福)近江薫風会 スマイルデイサービス            |
| エ          | デイサービスセンター やすらぎハウス              |
| オ          | リハビリデイサービスこころは                  |
| カ          | デイホームゆりの木 米原                    |
| キ          | ポラリス デイサービスセンター米原               |
| ク          | ラウンド多和田                         |
| 小規模多機能居宅介護 |                                 |
| ケ          | (社福)米原市社会福祉協議会ヘルパーステーション いをぎの家  |
| 認知症対応型通所介護 |                                 |
| コ          | いきいきおうみ みんなの家                   |
| グループホーム    |                                 |
| サ          | スマイルグループホーム                     |

平成 27 年 1 月現在

## 第4章 施策の取組内容

### 1 高齢者がいつまでも元気で長生きできる

高齢者人口が増加する中で、介護を必要としない、あるいは、介護を必要とする期間をできるだけ短くできるように、壮年期から高齢者自身が進んで心身の健康について知識を深め、健康を基盤とした生活の質の向上を図ることが最も重要です。

健康教育、イベント、広報などを通じ、各種健（検）診の目的・生活習慣病予防の重要性などについて、更に積極的な周知を図るとともに、健康診査やがん検診などを主とした各種健（検）診の受診促進に向け、様々なライフスタイルに合わせた受診しやすい健（検）診体制の検討などの取組を推進します。

#### (1) 定期的に健（検）診を受け、健康な身体をつくる・・・

##### 【現状と課題】

本市では、各種健（検）診や特定健診・特定保健指導、健康相談等を行い、地域の健康づくり、個人の健康意識の向上に取り組んでいます。

健康意識やニーズが高まる中、市民の主体的な健康づくり活動や地域での健康に対する取組の支援が必要です。

高齢者人口が増加する中で、生活習慣病が原因で要介護状態となる高齢者もいることから、健康診断や人間ドックの受診率をより一層向上させ、生活習慣病予防により、介護を必要としない生活を送れるよう受診率向上を図るための未受診者勧奨等を推進していくことが必要です。更に特定保健指導へとつなげ生活習慣病予防の推進に向け、高齢者のライフスタイルに沿った保健指導内容が求められます。

出前講座や伊吹山テレビなどを利用して、健康づくりへの啓発および情報提供などを一層促進する必要があります。

## 【今後の方向性】

広報やパンフレット等を通して、高齢者に対し健康に関する知識の一層の普及に努めることで、高齢者自身が個々の身体の状態に応じた主体的な健康づくり、介護予防に取り組めるようサポートします。また、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者に義務付けられている特定健康診査やがん検診などを実施し、生活習慣病予防を推進します。また、若い世代から健（検）診を受けてもらえるよう、乳幼児健診や子育て支援センター等で周知を行うとともに、託児等を設け、子育て世代も受けやすい体制づくりに取り組みます。

### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事業              | 内 容                                                                                         |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 結核レントゲン検診       | 65 歳以上の高齢者を対象に、胸部レントゲン撮影を実施します。                                                             |
| 各種がん検診          | 胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診を実施します。                                                     |
| 特定健康診査・特定保健指導   | 40 歳から 74 歳までの国民健康保険加入者を対象に、糖尿病等の生活習慣病を早期発見するため、特定健康診査を実施します。特定健康診査の結果、必要がある者に対し保健指導を実施します。 |
| 39 歳以下健康診査・保健指導 | 20 歳から 39 歳の者を対象に健康診査を実施します。また必要がある者に対し保健指導を実施します。                                          |
| 後期高齢者健康診査       | 後期高齢者を対象に、健康診査を実施します。                                                                       |
| 健康相談、栄養相談       | 市民が健康について気軽に相談できる場を提供します。                                                                   |

## （２） 病気があっても重症にならないように自己管理ができる ● ● ●

### 【現状と課題】

本市では、リスクが高いと思われる人に対して個別に保健指導を行い、また医療機関と連携し重症化予防に努めています。

介護が必要な状態になるのを防ぐためには、脳血管疾患や認知症予防が必要です。将来、要介護状態になるリスクの高いと思われる人に対して、医療機関と連携した取組が求められます。

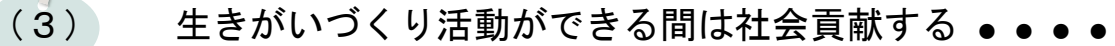
## 【今後の方向性】

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者に義務付けられている特定健康診査やがん検診などを実施し、介護の主な原因となる生活習慣病の予防を推進します。

また、介護や障がいの有無を問わず、健診や受診結果から高齢者自身が、自分の健康リスクや病気の進行度を知り生活改善ができるよう、生活習慣病の重症化予防に向けた支援を行ないます。各種事業の実施により、高齢者の主体的な疾病管理と高齢者のＱＯＬ（生活の質）の向上を目指します。

### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                 | 内 容                                                                                                                                                                |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特定保健指導以外の対象者への保健指導 | 生活習慣病のコントロール不良の高齢者を対象に、主体的な生活改善が継続できるよう、生活習慣病の重症化予防のための個別支援を実施します。また、湖北地域クリティカル連携パス（脳卒中）で連絡のあった脳卒中患者や、第２号（４０歳から６４歳までの方）の要介護認定者等に対しても脳卒中の再発予防、重症化予防に向けて、保健指導を実施します。 |
| 慢性腎臓病対策事業          | 特定健診結果などから慢性腎臓病ハイリスク者を選定し、透析導入の予防、遅延のために保健指導を実施します。                                                                                                                |
| 糖尿病重症化予防事業         | 特定健診結果などから糖尿病予備軍やハイリスク者を選定し、良好な血糖コントロールを継続するための保健指導を実施し、糖尿病の重症化を予防します。                                                                                             |
| 医療機関との連携           | 医師会、市内医療機関等との連携により、慢性腎臓病、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防を進めます。                                                                                                                    |
| 予防接種（肺炎球菌・インフルエンザ） | 高齢者を対象に、肺炎球菌・インフルエンザの予防接種を実施します。                                                                                                                                   |

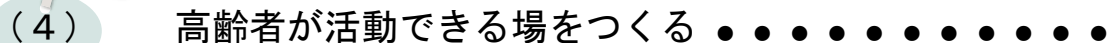


本市では、地域において、高齢者が安心して住み慣れた地域で生活できるよう、多様な交流の機会の提供等、地域での支え合いによるまちづくりを進めています。

## 【今後の方向性】

団塊の世代の高齢期を見据え、地域における生活支援サービスの担い手として地域に潜在する社会資源を活用することを視野に入れた、ボランティアの養成、活動支援の充実に努めます。

| 事業                      | 内容                                              |
|-------------------------|-------------------------------------------------|
| 地域での多様な交流の促進            | 若い世代、シニア世代などが気軽に集い、ふれあえる交流拠点の運営、イベントを展開していきます。  |
| 住民主体のデイサービス等の設置         | 機能が低下しても、社会に貢献したい意欲のある高齢者に対して、生きがいデイサービスを開設します。 |
| 地域支え合いセンターの設置           | 地域住民の交流や情報提供、相談支援の拠点として地域支え合いセンターの設置を進めていきます。   |
| ご近所元気にし隊員（介護予防サポーター）の養成 | 介護予防サポーターとして地域での予防活動を推進する者を養成します。               |



本市では、老人クラブ、シルバー人材センターへの支援を通して、高齢者の地域での仲間づくり、健康づくり、生きがいづくりを推進しています。

団塊の世代が高齢期を迎えるにあたり、ボランティアや老人クラブ、自治会、NPO法人、シルバー人材センターなどを通して、地域における生活支援サービスの担い手としての活動が求められています。

### 【今後の方向性】

高齢者の知識や経験を生かして、生きがいづくりや健康づくりなど、明るい地域社会づくりに貢献しようとする老人クラブ等の組織に対し、その活動を支援します。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事 業                  | 内 容                                                                                                                            |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 老人クラブ活動などの地域活動団体への支援 | 高齢者の社会参加・生きがいづくり・健康づくりの中心的地域活動組織である老人クラブ活動事業への助成および支援を行っています。また、広く高齢者に対し、地域における様々な地域活動にそれぞれの立場で活躍いただけるよう、必要な意識付けとともに支援を行っています。 |
| シルバー人材センターの活性化の促進    | 高齢者の就労の機会を確保するとともに、生きがいの充実および福祉の増進を図り活力ある地域社会づくりを推進するため、シルバー人材センターの活動を支援していきます。高齢者に向けた会員登録の呼び掛けや事業所からの仕事の確保を図り、会員数の増加に努めます。    |

(5) 介護予防活動を推進する ●●●●●●●●●●●●●●

## 【現状と課題】

本市では、地域包括支援センターを中核として、専門的および継続的な支援を行っています。今後も利用者の自助努力を基本にしながら、主体的な活動への意欲を向上させるために、各種介護予防事業の周知を一層進めることが必要です。

## 【今後の方向性】

生活習慣病予防や介護予防のために、元気な高齢者が、居場所づくりや介護予防運動教室、自主グループ活動や集いなどを運営できるよう支援します。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事 業                  | 内 容                                                       |
|----------------------|-----------------------------------------------------------|
| 地域の通いの場での予防活動と専門職の派遣 | 運動、口腔、栄養、認知症に関する地域の介護予防教室や自主グループ活動を、地域包括支援センター等が支援していきます。 |
| 短期集中訪問型介護予防サービスの実施   | 理学療法士、作業療法士、保健師等による短期集中的な訪問指導事業を実施し、介護予防を図ります。            |
| 地域リハビリテーション活動支援事業    | 地域における介護予防事業、サービスの取組の機能強化を行います。                           |

(6)

## 認知症予防の啓発活動への参加を推進する ● ● ● ● ●

### 【現状と課題】

本市では、広報や講演会、出前講座により市民に対し認知症について正しい知識を学ぶ機会の提供や認知症高齢者を支える人材育成に努めています。

認知症についての正しい知識や接し方について理解を深めるための一層の周知や支援の担い手の育成が必要です。

### 【今後の方向性】

地域包括支援センターとの連携を図りつつ、認知症サポーターなど、地域で暮らす認知症高齢者の見守りを担うボランティアの確保に取り組みます。

### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                   | 内 容                                                                                 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症への住民理解の向上         | 認知症予防講演会や広報、出前講座により認知症について正しい知識を学ぶ機会を提供していきます。                                      |
| キャラバンメイト、認知症サポーターの育成 | 認知症高齢者を地域で支えるために、啓発の担い手となるキャラバンメイトの養成や活動支援を行います。更に、キャラバンメイトを中心とした認知症サポーターを養成していきます。 |





(7)

## 生活習慣病予防や介護予防、 介護方法などを学習する機会をつくる ● ● ● ● ● ●

### 【現状と課題】

本市では、出前講座、介護サポーター養成、広報等を活用し、また地域での通いの場を通じて高齢者の健康や介護予防等の知識の普及に努めています。

高齢者の健康意識を高めるため、地域のニーズや健康課題に合わせて事業を展開する必要があります。

### 【今後の方向性】

高齢社会・情報社会の到来により生涯学習に対するニーズが多様化・高度化していることを受け、「いつでも・どこでも・だれでも」自らが学ぶことができる生涯学習環境を整え、地域のNPO法人等とも連携し、魅力ある事業を展開します。また、生活習慣病予防や介護予防としてだけでなく、居場所づくりや出番づくりのため、元気な高齢者が教室活動や集いなどを自主運営できるよう支援します。

### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                        | 内 容                                                                                                                                             |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出前講座、介護サポーター養成、広報等を活用した啓発 | 小地域の集いや老人クラブ等において介護予防に関する講習会・運動教室等に取り組んでいきます。<br><br>引き続き介護予防サポーターの養成に取り組み、高齢者を地域で支える仕組みづくりを支援します。<br><br>広報等を通じて介護予防や認知症等に対する正しい普及・啓発を行っていきます。 |
| 地域の通いの場での予防活動と専門職の派遣      | 運動、口腔、栄養、認知症に関する介護予防教室を地域包括支援センター等で実施していきます。                                                                                                    |



## (8) 生涯学習、生涯スポーツ活動への参加を促進する・・・

### 【現状と課題】

本市では、高齢者の生きがいづくりや学習意欲を満たすよう、出前講座やまなびサポーター制度を実施しています。また、生涯を通じたスポーツ活動を促進し、健康づくりや介護予防につながるよう、取り組んでいます。

高齢者の状況に応じた生きがいや元気づくりのための学びの場の提供や軽スポーツの提供が求められます。

### 【今後の方向性】

市民の学びの場において、「出前講座」や「まなびサポーター制度」の充実と活用を図り、市民が学習の成果や技術を地域社会や家庭において積極的に発揮し、市民が互いに学び合い、支え合うことのできる環境づくりを目指します。

またスポーツ関係団体やスポーツ関係者が連携し、生涯スポーツの普及に努め、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進することで、地域スポーツ振興やスポーツを通じたコミュニティづくりを促進できるよう支援します。更には、スポーツアドバイザーやスポーツ推進委員などと連携し、高齢者が要介護状態になることを防ぐために市が進めている「まいばら体操」の普及・啓発を進めるとともに、「歩楽るん教室\*」の活用を促進するなど、介護予防の取組を進めます。

### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                                       | 内 容                                                                                      |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 出前講座、まなびサポーター制度の充実                       | 高齢者の生きがいづくりや学習意欲を満たし、学んだ成果を地域社会に還元できるよう出前講座、まなびサポーター制度の充実を図ります。                          |
| 生涯を通じたスポーツ活動の促進および「まいばら体操」などを活用した介護予防の取組 | 高齢者に対し、スポーツに親しむ生涯スポーツの啓発を行い、健康づくりや「まいばら体操」「歩楽るん教室」などを活用した介護予防、スポーツを通じたコミュニティづくりの促進に努めます。 |

\*：本市が実施している、自治会単位で体操や運動に取り組み、介護が必要な状況にならない体づくりを目指す高齢者が対象の介護予防運動教室

## 2 みんながつながり地域で支え合うことができる

高齢者が元気で暮らしていくために、高齢者が年齢に関係なく、他の世代とともに社会の一員として、生きがいを持って活躍できるよう、ボランティア活動や就労、余暇活動を始めとする高齢者の社会参加活動を促進することが重要です。

本市では高齢者が元気で暮らしていくために、地域活動への参加の促進や働く喜びと生きがいづくりの場を充実させていきます。

また、本市ではいわゆるデイサービス事業所が被保険者一人当たりに対し、近隣市町と比較して多く整備されており、中でも介護保険法の改正に伴い平成28年度から地域密着型の小規模デイサービス事業所への移行が想定される定員18人以下の小規模なデイサービス事業所が大半を占めています。

地域密着型の小規模デイサービス事業所については、地域包括ケアシステムの構築を図るため、少人数ならではの生活圏域に密着したサービスとしての役割を期待されるため、計画的な整備を進めます。

### (1) 高齢者世帯の生活ニーズを把握する ●●●●●●●●

#### 【現状と課題】

高齢者のニーズを捉えるため、高齢者の実態把握を正確に行うことが必要です。社会福祉協議会、民生委員児童委員や他の団体との一層の連携が求められます。

#### 【今後の方向性】

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から、高齢者のニーズを捉えるため、高齢者の実態把握を行います。

#### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事業            | 内容                                          |
|---------------|---------------------------------------------|
| 高齢者の実態把握事業の実施 | 高齢者の実態把握を行うため、民生委員児童委員との情報交換会や、ニーズ調査を実施します。 |



## (2) 地域の支え合いの意識を向上させる ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

### 【現状と課題】

元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えられるよう、様々な地域活動内容の周知や参加への呼び掛けを進めていくことも必要です。また、参加した高齢者が地域で主体的に活動できるような仕組みづくりが求められます。

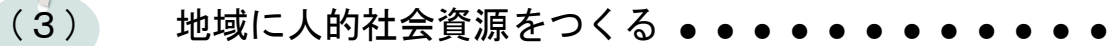
### 【今後の方向性】

市や社会福祉協議会の広報紙やホームページなどに掲載して周知するほか、各種イベントなどを活用して、地域住民同士の助け合いの必要性や地域の福祉活動の状況、社会福祉協議会の活動の状況などを啓発し、広く住民の福祉意識の高揚を図ります。

また、法改正に伴う地域密着型デイサービスの整備により、地域に密着したサービス提供と合わせた支え合い活動を推進します。

### ○実施する事業（事業・計画等）

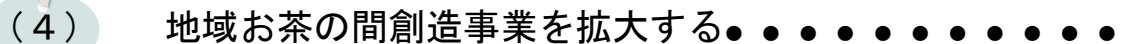
| 事業                     | 内 容                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社会福祉協議会での支え合い体制づくりへの支援 | 関係者や関係機関等との連携体制づくりを進めるとともに、社会福祉協議会における地域住民等による多様な地域福祉活動との協働に努めていきます。                                                                                                                                         |
| 住民主体のサービスの推進           | 総合事業の訪問サービスB型やD型および通所サービスB型の担い手となる団体の育成を図ります（地域お茶の間創造事業）。                                                                                                                                                    |
| 計画的な地域密着型サービスの提供       | 地域包括ケアシステムの構築と、生活に密着したサービスとして期待ができる地域密着型デイサービスについて、一定の基準を設け、地域バランスを考えながら整備を進めていきます。<br>また、各圏域（旧町ごと）に1か所以上、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、通い・訪問・宿泊の各サービスが柔軟に提供できる小規模多機能型居宅介護の整備を目指し、既設のデイサービス事業所からの転換も視野に入れた基準整備を行っていきます。 |
| 緊急通報システム事業の活用          | ひとり暮らし高齢者等の急病、事故等の緊急事態に対処するため、日常生活の不安の解消と安全確保を目的に、一定の要件に該当する高齢者に対し、緊急通報システム機器を貸し出し、緊急時に委託先の緊急通報受信センターに通報し、状況に応じて緊急依頼や、近隣住民の協力員に訪問依頼を行います。                                                                    |



今後、高齢者の増加や福祉ニーズが多様化することに対応するため、社会福祉協議会と連携し、地域で行われている福祉活動への参加の呼び掛けや活動支援を通じて一層の人材の確保が求められます。

自主的、主体的に活動できるリーダーやボランティアを養成し、支援します。

| 事 業                                      | 内 容                                                                    |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 意思疎通（コミュニケーション）支援事業の充実                   | 傾聴ボランティアや音読ボランティアなど、様々なボランティアを確保・育成していきます。                             |
| 地域支え合いセンターで有償・無償ボランティアの育成および NPO 法人、団体支援 | 地域支え合いセンターでボランティアグループの育成、支援を行うとともに、生活支援サービスの担い手として NPO 法人や団体への支援を図ります。 |



高齢者の地域での孤立やひきこもりを防止するため、地域お茶の間創造事業など、男女問わず気軽に参加できる機会や子どもとの関わりを通じた交流の場づくりの拡充が求められます。継続的に、地域住民が主体となった身近な場所での活動ができるような支援の充実が必要です。

一人一人がまちづくりの「主役」として活躍でき、心豊かに暮らせるよう、人材の育成および活躍の場の充実とそれを結び付ける仕組みづくりに取り組みます。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                   | 内 容                                                                                 |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域お茶の間創造事業実施団体の拡大と支援 | 地域での支え合いの活動で、元気な高齢者が活躍し、支援の必要な高齢者が身近な地域でサービスを受けられるような居場所づくりの立ち上げ、継続運営について支援を行っています。 |
| 介護予防拠点への支援           | 身近な地域で介護予防を行う拠点に対し支援を行います。                                                          |

 (5) 災害・緊急時等において安心できる体制を整える ●●

【現状と課題】

本市では、住民基本台帳を基に、障がい者情報、介護認定情報等により、避難行動要支援者名簿への登録対象者を把握し、名簿の更新を行っています。

災害時には、ひとり暮らし高齢者など要支援者に対する避難支援が必要であり、平常から避難行動要支援者の的確な把握および情報の共有が求められます。また、災害時、避難行動要支援者に必要な情報を伝えたり、速やかに避難が可能となる体制の整備も必要です。

避難行動要支援者名簿の活用促進や「米原市高齢者等安心確保（絆バトン）事業」の普及を行うとともに地域住民による見守り活動などを支援し、高齢者が安心・安全に暮らせるような、インフォーマルサービスの充実が必要です。

【今後の方向性】

避難行動要支援者への支援についての取組や、自主防災組織の活動を支援し、地域における防災対策を推進します。

また、救急医療情報カプセル「絆バトン」の配布の促進・制度の周知に努め、救急時に適切で迅速な医療活動を確保し、対象者が安心して地域内で生活でき、また災害時にも活用できるよう事業を推進します。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                  | 内容                                                                                                                                        |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難行動要支援者支援制度の推進     | 避難行動要支援者支援制度における台帳の更新、制度の啓発、見直しを行っていきます。                                                                                                  |
| 個別避難計画の促進           | 支援が必要な高齢者の個々に応じた避難計画作成を進めていきます。                                                                                                           |
| 高齢者等安心確保（絆ボタン）事業の推進 | 在宅の高齢者、障がい者等にかかりつけ医、疾病の有無、内服薬等救急時に必要な医療情報を保管する救急医療情報カプセル「絆ボタン」を配布することにより、災害時や救急時に適切で迅速な医療活動を確保し、対象者が安心して地域内で生活できる環境づくりに資することを目的に事業を実施します。 |



（６） 地域での多様な交流を促進する ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

本市では、世代間交流として、保育所等での異年齢交流の実施や高齢者を招いての交流会、地域の交流会やサロンの訪問などを行い、多様な世代の交流に努めています。

今後も世代間や地域間の交流が積極的に図られるよう、団体間の連携・ネットワークづくりが求められます。

【今後の方向性】

地域の高齢者と幼児との交流は、幼児の育ち、高齢者の生きがいづくりに  
おいて、地域の教育力として必要であるため、引き続き世代間交流の機会確保に取り組めます。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事業          | 内容                                                                                                   |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 世代間交流の機会の確保 | 地域の高齢者を保育所・幼稚園・認定こども園に招き、交流を行ったり、高齢者施設や地域の高齢者サロンへの訪問事業を行います。また、地域においては、子どもとの関わりを持つなど、世代間交流事業に取り組めます。 |

### 3 多職種多機関が連携し、様々な方面から支援ができる

高齢者が、いつまでも、住み慣れた地域に住み続けていくためには、身近な地域において、様々なサービスを受けることができることや、相談ができることが重要となります。そこで、地域包括ケア体制の中核となる地域包括支援センター機能の充実と関連機関等との連携の強化による、地域包括ケア体制の充実が求められています。

高齢者の尊厳の維持と自立支援を実現するために、保険者・地域包括支援センターが中心となり、ケアマネジャー、介護サービス事業者などが定期的に集まり、要支援者・要介護者のケアプランおよびサービス内容等について検討し、関係職種のレベルアップを図るとともに、会議を通して見えてくる地域課題の解決に向けて取り組みます。

#### (1) 多職種連携システムを強化する ●●●●●●●●●●

##### 【現状と課題】

高齢者やその家族が安心して住み続けるためには、地域が一体となり、行政、福祉関係団体、地域など様々な主体が「自助、互助、共助、公助」のそれぞれの役割を持ち、多職種が連携し、地域の福祉を推進することが大切です。

本市では、民生委員児童委員、ボランティアなどの地域で福祉活動を行っている機関、団体等に対して、高齢者保健福祉に関する情報提供や相談支援を行い、連携を図ることによって地域課題や市民ニーズの把握に努めています。

##### 【今後の方向性】

地域包括支援センター等を拠点に、地域の関係団体・機関による各種ネットワークを結び付きを強化するとともに、地域住民による共助や地域の福祉団体などによる活動と合わせ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など要支援者への効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                | 内 容                                                                                                         |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域包括支援センターの機能強化   | 広報紙などを通じて地域包括支援センター等の普及啓発を推進するとともに、身近なところで相談できる体制を整えるため、地域包括支援センターサブセンターを設置します。また、地域の実状に応じてセンターごとの機能を強化します。 |
| 医療福祉連携懇話会の設置      | 医療と福祉の連携強化を図るため、医療福祉連携懇話会の設置を進めていきます。                                                                       |
| 長浜米原地域医療支援センターの設置 | 2次医療圏域（湖北圏域）における医療と介護が連携する仕組みづくりを行います。                                                                      |

 (2) 高齢者を取り巻く関係機関の役割を理解し連携する ●●

【現状と課題】

本市では、地域医療、介護、保健の連携を図る仕組みづくりなどに努めています。特に期待されている相談事業を含めた地域包括支援センターの機能強化とともに、地域の各団体や様々な専門職が連携を図るための地域ケア会議の充実が必要です。

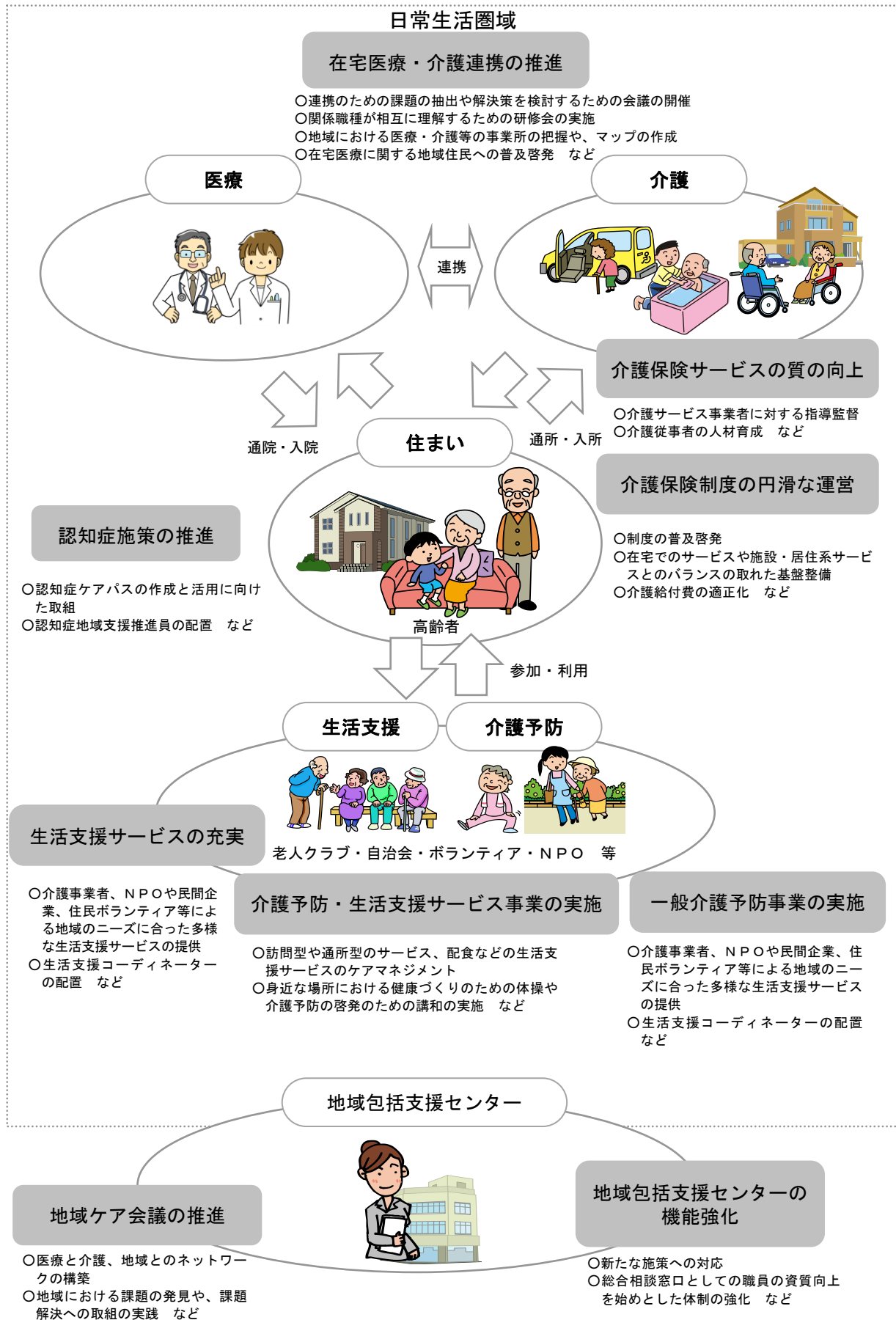
【今後の方向性】

今後高齢者の更なる増加が見込まれる中で、地域包括支援センターの機能強化とともに、庁内各課、関係機関・団体、近隣市町・県や様々な関係機関の専門職が連携強化を図り、高齢者施策の推進を図ります。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                     | 内 容                                                                                                                                                  |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域ケア会議（推進会議と個別ケア会議）の運営 | 地域ケア会議については、個別・圏域別・市全体レベルの推進会議が効果的・効率的に開催できるよう、体系的なルール整備や関係機関・団体への周知・啓発と調整を行います。また、地域包括支援センター運営協議会等他の会議と連携・連動する仕組みを整え、地域ケア会議の目的とする機能を果たすための体制を構築します。 |

図 地域包括ケアシステムのイメージ





### (3) 高齢者のアセスメントができ、多職種連携体制を整える ● ●

#### 【現状と課題】

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で住み続けられるために、保健、医療、福祉がそれぞれの役割を持ち、様々なサービスを継続的、包括的に提供できる体制づくりが求められます。また、高齢者の状況に応じたアセスメントを行い、地域の社会資源も活用したプランが必要です。

#### 【今後の方向性】

支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域でできる限り生活を継続していけるよう、保健、医療、福祉を含めた様々なサービスを、日常生活の場で継続的、包括的に提供できるよう連携を強化します。

#### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                 | 内 容                                                                     |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 地域包括医療福祉センターの設置、運用 | 地域包括医療福祉センターを、保健・医療・福祉における核として、関係機関の連携・交流を図り、地域に密着した医療や福祉サービスを提供していきます。 |
| ケアマネジャーへの支援        | 生活支援コーディネーターが把握する社会資源を提供し、地域で安心して暮らせるためのプランとなるよう支援します。                  |



### (4) 在宅生活を支える医療・介護の体制整備を行う ● ● ● ●

#### 【現状と課題】

本市では、在宅ケアと在宅医療の中心的役割を担う在宅療養支援診療所の拠点整備や地域医療、介護、保健の連携を図る仕組みづくりや、自立支援に向けて、質の高い医療や介護サービスが提供できるよう、地域包括支援センターを中心にシステムの見直しや研修等を実施しています。

今後、在宅医療の充実など、医療と介護の連携強化により、高齢者が自宅で安心して暮らせるための支援体制づくりの推進が求められます。

#### 【今後の方向性】

在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりをより推進するため、二次医療圏域では、地域医療支援センターを中心とした相談体制等の整備を行

い、市の地域ケア圏域（地域福祉計画での設定圏域）では、在宅医療拠点を中心にした体制を整備していきます。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事 業                            | 内 容                                                                               |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 資源の把握と課題の整理                    | 医療・介護サービス資源の整理を行い、医療・介護連携に関する課題を抽出し、関係者で協議します。                                    |
| 情報共有と多職種による研修                  | 在宅医療・介護サービスの情報を関係者間で共有し、多職種による研修を実施します。                                           |
| 長浜米原地域医療支援センターの設置（二次医療圏域）      | 二次医療圏域における住民啓発や相談窓口を設置します。また、切れ目のない在宅医療介護サービスの提供体制を地域医療支援センターと両市との間で検討を進めます。      |
| 在宅医療拠点の整備                      | 地域包括ケアセンターいぶきと地域包括医療福祉センターを在宅医療の拠点とし、在宅医療や多職種が集い、学び合い、質の高いサービスを提供できるよう、体制整備を行います。 |
| 24 時間の定期巡回・随時対応型訪問介護・訪問看護の体制整備 | 地域包括医療福祉センターに、24 時間の定期巡回・随時対応型訪問介護・訪問看護機能を設置するための検討・体制整備を行っていきます。                 |

(5) 高齢者の日常生活を支援する ●●●●●●●●●●●●●●

## 【現状と課題】

高齢者の身体、世帯、経済状況等に応じて、安全で安心な日常生活の確保に努めています。今後は世帯の実情や社会資源等の情報把握により、その実態に応じた事業展開が求められます。

## 【今後の方向性】

高齢者が安心して日常生活が送れるよう、各種支援事業を推進します。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事 業        | 内 容                                                                                                                                                |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配食サービス事業   | おおむね 65 歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯で傷病等によって食事の確保が困難な方に対し、食事を提供し、合わせて安否確認を行います。                                                                              |
| 外出支援サービス事業 | おおむね 65 歳以上で、寝たきりまたは車いす利用の方のうち、居宅から介護保険事業所または医療機関に、一般交通機関を利用して通院等をすることができない方に対して、生活の質の確保を図ることを目的に、リフト付き車両で送迎を行います。運行範囲は米原市内および近隣市にある介護保険施設、医療機関です。 |

| 事業             | 内容                                                                                                |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者住宅小規模改造助成事業 | 日常動作能力の低下した高齢者のための住宅改修に対し、高齢者の日常動作を容易にし、ＱＯＬ（生活の質）の向上を図ることを目的に、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費を超えた経費の一部を補助します。 |
| 高齢者自立支援住宅改修事業  | 介護認定を受けていない低所得のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯に、転倒等を予防し、在宅で健康に生活を送ることができるように支援することを目的に、住宅改修の費用の一部を助成します。        |
| 訪問理容サービス事業     | 在宅の寝たきり高齢者等に対し、快適な生活ができるよう支援することを目的に、訪問による理容サービスを実施します。                                           |



## 4 認知症になっても地域で安心して生活ができる

高齢化の進行により、認知症高齢者が今後更に増えると予想される中、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、認知症予防を主軸としたサービス提供の支援体制や公的サービス以外の、地域住民や地域の支援組織、関係者などと協力した支援体制が必要です。同時に多様なサービスを分かりやすく示し、認知症の進行の時期に応じた適切なサービスを利用することにより、重症化を予防していくことも重要であり、それを実現するために、認知症ケアパスの作成・周知が求められます。

認知症の初期症状が現れた高齢者を早い段階で発見し、迅速な対応ができるよう、認知症に対する正しい知識と理解を深め、相談体制や、地域住民による見守り活動の支援についても充実させていきます。

### (1) 地域の支援者を育て、安心して暮らせる体制をつくる●●

#### 【現状と課題】

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、認知症予防を中心とした介護予防事業や公的サービス以外にも、地域住民や地域の支援組織、関係者などと協力した支援体制が必要です。それを実現するために、認知症ケアパスの作成・周知が必要です。

医療機関や、地域の関係機関、団体等と連携を図りながら認知症の予防、早期発見・早期対応が図れる基盤づくりも必要となります。認知症高齢者を介護する家族の一層のケアも求められます。

#### 【今後の方向性】

地域の身近な場所で気軽に相談できる仕組みづくりや、認知症高齢者やその家族が安心して集える居場所の確保などに努めます。また、地域ぐるみで認知症についての正しい理解を深められるよう、専門職と当事者や家族が連携した取組を進めるとともに、認知症になっても安心して地域で暮らすことができるよう、体制整備を進めます。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                          | 内 容                                                                 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ご近所元気にし隊員（介護予防サポーター）の養成（再掲） | 介護予防サポーターとして、地域での予防生活を推進する者を養成します。                                  |
| 認知症グループホームの整備               | 各圏域に1か所以上の認知症グループホームの整備を目指し、未整備圏域へ1ユニット認知症グループホームの整備を行っていきます。       |
| 認知ケアパスの導入、周知                | 認知症高齢者の在宅支援に係る医療や介護サービスの情報、インフォーマルサービスを含む地域資源を整理し、市民に情報提供していきます。    |
| 認知症地域支援推進員の配置               | 介護と医療の連携を強化し、認知症についての啓発、地域に係る人材育成、サービス調整等認知症施策を推進していきます。            |
| 認知症初期集中支援チームの設置             | 認知症高齢者や家族に関わり、初期支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。                       |
| 認知症徘徊SOSネットワーク事業            | 徘徊高齢者の捜索、見守りについてのネットワークづくり徘徊模擬訓練を行います。                              |
| （仮称）「ちょっと相談所」の開設            | サービス事業所の協力を得て身近な地域で、相談窓口を開設していきます。                                  |
| （仮称）認知症出張カフェの実施             | 小規模型通所施設等に専門職とカフェボランティアが出向き、認知症ケアについて対応や相談に当たります。また、啓発のための講座を実施します。 |
| 若年性認知症についての啓発、相談の実施         | 若年性認知症の当事者、家族を対象に相談の機会を設けていきます。また、カフェ等で啓発事業を開催します。                  |



## （２） 認知症を学習する機会を増やし、自らも予防する・・・

### 【現状と課題】

本市では、認知症予防講演会や広報、伊吹山テレビ、出前講座により認知症について正しい知識を学ぶ機会を提供しています。

アンケート調査では、認知症の人を積極的に支援したい高齢者が多いことから、認知症についての正しい知識や接し方、支援のニーズ等を含めた一層の周知や支援の担い手の育成が必要です。

### 【今後の方向性】

地域や小・中学校、職域での認知症サポーター養成講座、健康教育などにより、認知症に関する知識の普及や認知症の人と家族を地域で支援する体制づくりを進めます。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                | 内 容                                                  |
|-------------------|------------------------------------------------------|
| 若い世代からの健診受診の促進    | 壮年期だけでなく、青年期からの健診受診を促進し、脳の血管を自ら守り、認知症予防への意識を高めていきます。 |
| 小・中学生の認知症の学習機会の確保 | 次世代を担う児童・生徒にも認知症に対する正しい知識を身に付けてもらうための学習機会を設けていきます。   |
| 出前講座の実施           | サロン、お茶の間、ハートフルフォーラム等で正しい認知症の理解についての学習を取り入れていきます。     |

(3)

地域での認知症サポーターを増やす ●●●●●●●●●●

【現状と課題】

今後、増加する認知症の人への対応として、認知症サポーター養成講座を積極的に展開するため、県等の関係機関と連携して講師となるキャラバンメイトの確保に努め、地域における認知症に関する理解を深めるとともに、認知症高齢者の見守り体制を強化します。

【今後の方向性】

地域包括支援センターとの連携を図りつつ、認知症サポーターなど、地域で暮らす認知症高齢者の見守りを担うボランティアの確保に取り組みます。

また、民間事業所や、小・中・高生など、より幅広い年代に対し講座を実施することでより地域での見守り体制の充実を図るとともに、認知症サポーターとなった人達が、各地域での見守り支援につながる活動ができるよう支援します。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事業           | 内 容                                                                                                                            |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| キャラバンメイトの拡充  | 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する住民をひとりでも増やすことにより、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。そのために、講師役のキャラバンメイトを更に養成し、認知症サポーター養成講座の開催数を増やしていきます。 |
| ライフサポート研修の実施 | 介護予防サポーター等を対象に認知症に携わる多職種協働に向けての啓発を実施します。                                                                                       |



(4)

## ご近所での見守り、困ったときの

## 声掛けができる環境づくり ●●●●●

### 【現状と課題】

本市では、認知症の早期発見・早期治療への支援や、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、かかりつけ医等の医療との連携も含めた、認知症高齢者を支える地域のネットワーク体制の整備・強化に取り組めます。

### 【今後の方向性】

認知症の初期症状が現れた高齢者を早い段階で発見し、迅速な対応ができるよう、地域住民の全ての年代において認知症に対する正しい知識と理解を深め、地域住民による見守り活動を次世代においても継続して行えるよう仕組みづくりを行います。

#### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                         | 内容                                                                                              |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (仮称) 子どもヘルパー制度の新設（声掛け、見守り） | 小・中・高生など、より幅広い年代に対し講座を実施し、認知症に対する正しい知識を学び、高齢者に対する声掛けや見守り、訪問等を行うなど地域ぐるみで認知症の方を支援していく仕組みづくりを行います。 |



(5)

## 高齢者の権利擁護・虐待防止の推進 ●●●●●●●●●●

### 【現状と課題】

本市では、地域包括支援センターが高齢者の虐待防止や養護者支援の中核的機能を担っており、通報や虐待を受けた本人からの相談や養護者への支援に関する指導・助言等を行っています。

高齢者数が増加する中、様々な立場や状況にある高齢者の尊厳が守られる体制づくりが重要です。引き続き、相談体制の充実、関係機関と連携した虐待防止の取組の継続・充実が求められます。また、認知症についての正しい知識や接し方についての理解を総合的に進めることで、高齢者の人権擁護を進めていくことも求められます。虐待の発見、通報や相談に対して、適切かつ迅速な対応ができるよう「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の機能を充実させ、関係機関や関係者と連携していくことが必要です。

## 【今後の方向性】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、高齢者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターなど関係機関との緊密な連携の下、虐待を受けた高齢者に対し迅速かつ適切な対応を行います。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事 業             | 内 容                                                                         |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者虐待防止の推進      | 高齢者の虐待防止について、地域での見守り活動の重要性を周知・徹底を図るとともに、関係機関との連携、研修など、早期発見のため、ネットワークを強化します。 |
| 成年後見サポートセンターの設置 | 成年後見制度の普及および利用促進を図るため成年後見サポートセンターの設置を進めていきます。                               |

(6) 徘徊時における安全の確保 ●●●●●●●●●●

### 【現状と課題】

地域の高齢者が増加する中、認知症高齢者の徘徊行動が懸念されています。今後とも徘徊高齢者探知サービス事業の周知を進め、必要性が認められる高齢者に対して、利用を促進することが必要です。

### 【今後の方向性】

認知症により徘徊行動が見られる高齢者に対し、居場所が不明な状況になったときに早期発見に努められるよう徘徊 SOS ネットワークの構築を進め、利用を促進することによって、徘徊高齢者およびその家族を支援します。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事 業           | 内 容                                                                             |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 徘徊高齢者探知サービス事業 | おおむね 65 歳以上の徘徊高齢者に対し、GPS 発信機を携帯させ、高齢者が不明な状況になった場合には、早期発見に努め、身の安全と家族の不安の解消に努めます。 |

## 5 その地域、その人に合った質の高いサービスが提供できる

高齢者が住み慣れた地域で生活していくためには、介護保険のサービス以外で、在宅介護の負担を軽減するための支援など地域住民が生活状況に応じて必要な福祉サービスを利用できることが重要です。また、本人やその家族のニーズに応じた事業の充実と利用促進を図る必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、高齢者福祉サービスとして、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に対する生活支援を推進します。



### (1) 自立支援に向けたマネジメントとケアの実現 ●●●●●

#### 【現状と課題】

総合的で重層的なネットワークを活用し、地域全体で高齢者を支援する体制の実現に向け、高齢者のニーズにあったサービスの提供に向けたマネジメントの強化が必要です。

#### 【今後の方向性】

地域の高齢者が尊厳を保持してその人らしい主体的な生活を継続できるよう、重症化予防を基本とした高齢者のニーズに応じた多様な社会資源の適切な活用を支援する包括的・継続的マネジメントの活用が期待されています。

このような高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を検討するため、地域ケア会議を開催します。

#### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事業                              | 内容                                                                                                             |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症ケア研究会の開催による介護ケアの質の向上         | 医療・福祉・介護関係機関等の地域の認知症ケアに関わる関係者の自主的な学習を支援します。                                                                    |
| ケアマネジャーやサービス事業者対象の研修会の開催による質の向上 | ケアマネジャーへの研修を開催し、重症化予防に向けたケアマネジャーの資質向上を図っていきます。<br>地域包括ケアに関する研修会を開催し、関係者（保健・医療・福祉）のスキルアップを図るとともに関係連携強化に努めていきます。 |

| 事 業          | 内 容                                                                                                                                                                             |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活管理指導員派遣事業  | おおむね 65 歳以上の高齢者で介護認定を申請した後に非該当（自立）となった高齢者のうち、社会適応が困難な者に対して、訪問により日常生活に対する指導、支援等を行い、要介護状態への進行を予防することを目的に生活管理指導員を派遣します。                                                            |
| 生活管理指導短期宿泊事業 | おおむね 65 歳以上の高齢者で介護認定を申請した後に非該当（自立）または要支援もしくは要介護 1 となった高齢者のうち、社会適応が困難な者のうち、家に閉じこもりがち、要介護状態になるおそれのある高齢者等に対して、日常生活に対する指導、支援等を行い、社会的孤立の解消、自立生活の助長および要介護状態になることの予防を図ることを目的に事業を実施します。 |



## （２） 必要な人に適切なサービスが提供できる ● ● ● ● ● ● ●

### 【現状と課題】

本市では、社会福祉協議会と連携し、介護職従事者の育成を支援しています。また、介護給付の適正化等を図ることで、サービスの質の向上に努めています。

介護従事者の質の向上、介護人材の定着を促進するため、従事者の技術や意欲等を高めるための研修の実施や、専門職同士や利用者との交流などを積極的に推進することが求められます。

### 【今後の方向性】

介護保険サービスだけではなく、市が実施している福祉サービスの充実を図るとともに、より多くの高齢者が利用できるよう、サービスの周知を図っていきます。

また、利用される高齢者のニーズにあった対応ができるよう、関係機関との連携を強化し、柔軟に対応していきます。

### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事 業             | 内 容                                                                                                                                                                             |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域支え合いセンターの機能強化 | 地域支え合いセンターにおいて地域資源の把握を行い、支援が必要な人を支援する人や関係機関・団体でつなげていく体制を整えていきます。                                                                                                                |
| 介護給付適正化事業の推進    | 第 3 期滋賀県における介護給付適正化のための取組方針に基づき事業を推進します。特に、高齢者の自立を支援するという観点に立って、介護給付を必要とする人を適正に認定し、真に必要とするサービスを事業者が適切にサービス提供できるよう、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適正化、事業所のサービス提供体制および介護報酬請求の適正化などの各事業を推進します。 |

| 事業             | 内容                                                                                                         |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護職従事者の確保・育成支援 | 超高齢社会を迎え、不足が予想される介護保険サービス事業所における介護職従事者の増加と定着を図り、総合事業の担い手としての活躍が期待される、専門的な知識を持つ地域住民の育成を目指し、必要な支援策を検討していきます。 |

### (3)

## 地域に合った総合事業が展開できる ●●●●●●●●●●

### 【現状と課題】

制度改正に伴い、予防訪問介護と予防通所介護が地域支援事業へと移行することから、国が示すサービス類型に基づくサービス提供体制の充実が求められています。介護予防事業と介護給付サービスの位置付け、対象者を明確にし、サービスの基盤整備、サービスの質の向上に取り組むことが求められます。また、2025 年を見据えた中で、これからの 10 年間で主に団塊の世代が支援者として積極的に参画できるよう、多様な選択肢による参加の機会が求められています。

地域と事業所などが連携を強化し、高齢者のニーズや状態に応じた必要なサービスが切れ目なく提供される体制の確立が求められます。

生活支援サービスのニーズについて、特に外出支援や買い物支援のニーズが高まっており、介護予防・日常生活支援総合事業のより一層の充実や情報提供、利用しやすい環境整備が求められます。

### 【今後の方向性】

様々な地域特性における地域の生活課題について、公的福祉サービスと関係団体、地域住民活動と協働して課題解決に向けた地域包括支援ネットワークを構築します。

### ○実施する事業（事業・計画等）

| 事業      | 内容                                                                                                                                                                                             |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総合事業の推進 | <p>既存事業所を始めNPO法人、また、住民主体のボランティア団体などについて、現状の事業（活動）状況を把握するとともに、効果的なサービスが提供できるよう指導を行うなど供給体制を整えていきます。</p> <p>利用者が効果的なサービスを受けることが出来るよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所など関係事業所に対し情報提供を行うなど事業実施に向け取り組んでいきます。</p> |





**介護サービスが充実する ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●**

## 【現状と課題】

小規模型の通所介護が地域密着型サービス等へ移行されることから、利用者が可能な限り自宅に近い事業所を利用できるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保を図る必要があります。地域密着型サービスを地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置付け、今後高まる需要に対応するため、計画的に整備を進めていく必要があります。

認知症高齢者も今後更に増えることが予想されることから、圏域ごとの住民ニーズを捉え、認知症デイサービスや認知症グループホームなどの適正な基盤整備を図っていくことが必要となります。

介護施設サービスについては、制度改正に伴い、軽度の要介護２以下の認定者が施設サービスを原則利用できなくなることから、軽度の待機者の受け皿として在宅サービスのうち居住系サービスの充実などが求められることが予測されます。

## 【今後の方向性】

介護保険制度が大きく変わる中で、介護保険事業サービスのニーズを的確に把握しながら、サービスの質の向上と量の確保に努めます。

介護が必要になった時に安心して在宅で生活できるよう、適切な在宅サービスの提供を行うとともに、施設サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年を見据え、計画的な施設整備を行います。

また、利用定員 18 人以下の小規模型の通所介護が、地域密着型の通所介護サービス等へ移行されることから、より身近なサービスとして地域の実情に応じた地域密着型の通所介護サービスの提供を進めます。

介護保険サービス事業者に対する指導・監査および地域密着型サービス事業者に対する集団指導、実地指導を定期的に行い、サービスの質を高めるとともに、介護給付の適正化に取り組みます。

サービスの質の確保のため、サービス従事者のスキルアップに向け、事業者が自主的に研修機会を設けてレベルアップを図るように働き掛けるとともに、市の主催による研修会等も実施します。

○実施する事業（事業・計画等）

| 事業           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 在宅サービスの充実    | 本市の要介護認定者数、サービス利用状況、今後の要介護等高齢者推計人口やサービス必要見込量等の介護保険に関する情報提供を適時行うなどして既存事業者の規模拡大や新規事業者の参入を促し、サービス供給体制を安定的に確保していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 施設サービスの充実    | 団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年を見据え、今後の高齢化の状況や入所待機者の状況を踏まえながら、おおむね 2 圏域に 1 か所程度（山東・伊吹圏域に 1 か所、米原・近江圏域に 1 か所）の広域型の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備を目指し、未整備圏域である米原・近江圏域に施設整備を行っていきます。また、地域密着型の特別養護老人ホームを米原・近江圏域に 1 か所整備を行います。また、既存特別養護老人ホーム内のサービス利用状況などから、短期入所生活介護（ショートステイ）の床数を見直し、特別養護老人ホームの利用定員の変更（増床）を行い、入所待機者の解消を図り、効率的な施設サービスの運用を行います。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 地域密着型サービスの充実 | 各圏域に 1 か所程度、認知症グループホームと小規模多機能型居宅介護の整備を行っていきます。<br>法改正により小規模なデイサービス事業所から移行する地域密着型サービスについては、一定の基準を設け、計画的な整備を進めていきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| サービスの質の確保・向上 | 自立支援の視点に立ったサービスを担保するためには、事業者指導等の保険者機能の強化や介護給付の適正化を一層推進していきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 介護給付適正化事業の推進 | <p>介護給付適正化事業は、第 3 期（平成 27 年度～29 年度）を迎え、滋賀県国民健康保険団体連合会との連携の下、主要 5 事業について、更なる取組を進めます。</p> <p>ア 要介護認定の適正化<br/>要介護認定調査については、調査員の研修および事例検討を定期的実施し、調査の適正化を図ります。<br/>介護認定審査会の委員についても、事務局による研修や相互の意見・情報交換を行うとともに、合議体間に格差が生じることがないように検証し、適切かつ公平・公正な審査体制の維持・向上に努めます。</p> <p>イ ケアプランの点検<br/>介護給付適正化支援システム等の活用により、対象者を絞り込み、ケアプラン作成傾向を分析します。その抽出した対象者について、介護支援専門員の作成するケアプランが利用者の自立支援に資する適切な内容であるか等に着目し、点検の充実を図ります。</p> <p>ウ 住宅改修等の点検<br/>住宅改修申請者の工事見積書による点検や必要時の実態調査により施行状況の点検を行います。<br/>福祉用具購入については、福祉用具購入費支給申請書と添付書類等による点検を行い、福祉用具貸与は介護給付適正化支援システム等により必要性や利用状況を確認します。</p> |

| 事業            | 内 容                                                                                                                                                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 介護給付の適正化事業の推進 | <p>エ 医療情報との突合、縦覧点検</p> <p>国保連合会のシステムから提供される医療情報と介護給付情報との内容確認を行い、請求やサービスの整合性の点検を行うよう努めます。また、国保連合会の点検結果に基づき過誤調整等を実施します。</p> <p>オ 介護給付費通知</p> <p>利用者に対し、介護給付費通知を送付し、利用者本人へサービス提供状況の確認を行います。</p> |
| 介護相談員派遣事業の推進  | <p>介護相談員は、市民の立場で事業者側と良好な関係を築きながら、利用者の意向を事業者へ伝え、話し合いをすることにより両者の橋渡しを行っています。今後も利用者の意見、要望等に適切に対応するため、研修等を実施し、介護相談員の質の向上を図ります。</p>                                                                |



## 第5章 介護保険料の設定

### 1 サービス見込量の推計の手順

サービス見込量は、以下の手順に沿って行います。

#### 1 人口推計

- (1) 65歳以上～75歳未満高齢者、75歳以上高齢者の人口推計
- (2) 介護保険対象者（40歳以上）の人口推計



#### 2 要介護認定者数の推計



#### 3 介護保険サービス利用者数の推計

施設・居住系サービス  
利用者数の推計



標準的居宅（介護予防）サービス  
標準的地域密着型（介護予防）サービス  
利用者数の推計



#### 4 サービス事業量の推計

- (1) 各居宅（介護予防）サービス年間利用量（日数、回数等）、利用人数
- (2) 各地域密着型（介護予防）サービス年間利用量（日数、回数等）、利用人数
- (3) 各介護保険施設サービス年間利用人数



#### 5 介護保険給付費の推計

## 人口および要支援・要介護認定者の推移と推計

## 高齢者人口の推移と推計 ●●●●●●●●●●●●●●

表 高齢者人口と高齢化率の推移と推計

單位：人

|                        | 実績値     |         |         | 推計値     |         |         |         |         |
|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                        | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 32 年 | 平成 37 年 |
| 第 1 号被保険者              | 10, 325 | 10, 560 | 10, 759 | 10, 829 | 10, 885 | 10, 916 | 10, 961 | 10, 852 |
| 65～69 歳                | 2, 378  | 2, 496  | 2, 580  | 2, 764  | 2, 918  | 2, 830  | 2, 498  | 2, 344  |
| 70～74 歳                | 2, 220  | 2, 295  | 2, 420  | 2, 332  | 2, 180  | 2, 238  | 2, 601  | 2, 344  |
| 75～79 歳                | 2, 153  | 2, 126  | 2, 028  | 1, 991  | 1, 989  | 2, 019  | 2, 122  | 2, 373  |
| 80～84 歳                | 1, 778  | 1, 784  | 1, 828  | 1, 775  | 1, 776  | 1, 765  | 1, 613  | 1, 717  |
| 85～89 歳                | 1, 131  | 1, 156  | 1, 182  | 1, 212  | 1, 224  | 1, 255  | 1, 242  | 1, 131  |
| 90 歳以上                 | 665     | 703     | 721     | 755     | 798     | 809     | 885     | 943     |
| 第 2 号被保険者<br>(40～64 歳) | 13, 177 | 13, 039 | 12, 917 | 12, 778 | 12, 718 | 12, 630 | 12, 329 | 11, 816 |
| 0～39 歳                 | 17, 201 | 16, 959 | 16, 537 | 16, 313 | 15, 981 | 15, 702 | 14, 897 | 13, 585 |
| 総人口数                   | 40, 703 | 40, 558 | 40, 213 | 39, 920 | 39, 584 | 39, 248 | 38, 187 | 36, 253 |
| 高齢化率 (%)               | 25. 4%  | 26. 0%  | 26. 8%  | 27. 1%  | 27. 5%  | 27. 8%  | 28. 7%  | 29. 9%  |

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## 要介護認定者数の推移と推計 ●●●●●●●●●●

表 要介護認定者数の推移と推計

单位：人

|           | 実績値     |         |         | 推計値     |         |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 32 年 | 平成 37 年 |
| 第 1 号被保険者 | 1, 939  | 2, 034  | 2, 027  | 2, 135  | 2, 233  | 2, 343  | 2, 497  | 2, 523  |
| 要支援 1     | 93      | 132     | 160     | 199     | 236     | 274     | 302     | 307     |
| 要支援 2     | 230     | 246     | 232     | 257     | 272     | 287     | 305     | 313     |
| 要介護 1     | 284     | 311     | 325     | 358     | 387     | 421     | 451     | 442     |
| 要介護 2     | 437     | 445     | 458     | 473     | 483     | 488     | 501     | 511     |
| 要介護 3     | 397     | 397     | 382     | 376     | 379     | 385     | 434     | 435     |
| 要介護 4     | 270     | 265     | 249     | 248     | 242     | 239     | 244     | 248     |
| 要介護 5     | 228     | 238     | 221     | 224     | 234     | 249     | 260     | 267     |
| 第 2 号被保険者 | 46      | 38      | 35      | 35      | 42      | 49      | 51      | 49      |
| 要介護認定者総数  | 1, 985  | 2, 072  | 2, 062  | 2, 170  | 2, 275  | 2, 392  | 2, 548  | 2, 572  |

資料：介護保険事業状況報告 月報（各年9月末現在、平成26年は5月末現在）

### 3 利用者数、必要サービス量推計、介護給付費の見込み

#### (1) 施設・居住系サービス利用者数の見込み ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

表 施設・居住系サービス利用者数の推移と推計

単位：人

|      | 実績値   |       |       | 推計値   |       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成32年 | 平成37年 |
| 要支援1 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 要支援2 | 0     | 1     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 要介護1 | 13    | 17    | 19    | 19    | 20    | 20    | 20    | 20    |
| 要介護2 | 47    | 54    | 59    | 59    | 61    | 61    | 61    | 61    |
| 要介護3 | 109   | 108   | 107   | 110   | 121   | 129   | 129   | 129   |
| 要介護4 | 106   | 111   | 111   | 115   | 128   | 140   | 140   | 140   |
| 要介護5 | 108   | 107   | 113   | 116   | 128   | 137   | 137   | 137   |
| 計    | 383   | 398   | 413   | 423   | 462   | 491   | 491   | 491   |

#### (2) 在宅サービス等の対象者数の見込み ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

表 在宅サービス等の対象者数の推移と推計

単位：人

|      | 実績値   |       |       | 推計値   |       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成32年 | 平成37年 |
| 要支援1 | 95    | 136   | 164   | 203   | 242   | 281   | 309   | 312   |
| 要支援2 | 238   | 249   | 230   | 243   | 258   | 272   | 289   | 297   |
| 要介護1 | 277   | 297   | 309   | 336   | 366   | 400   | 432   | 425   |
| 要介護2 | 403   | 396   | 406   | 407   | 414   | 418   | 428   | 437   |
| 要介護3 | 294   | 298   | 282   | 283   | 277   | 277   | 328   | 329   |
| 要介護4 | 169   | 162   | 143   | 132   | 116   | 104   | 109   | 113   |
| 要介護5 | 127   | 137   | 116   | 121   | 118   | 124   | 133   | 141   |
| 計    | 1,603 | 1,675 | 1,650 | 1,725 | 1,791 | 1,876 | 2,028 | 2,054 |



## [サービスの量の見込みの算定に当たっての考え方]

### ① 訪問介護

実績から利用者数、利用回数ともに減少傾向にあり、平成 29 年度までは減少傾向と推計しました。平成 37 年度までは、施設サービスの利用増加が見込まれない中で、在宅サービスの利用増加が見込まれるため、利用回数を増加傾向と推計しました。

### ② 訪問入浴介護

実績から利用者数は減少傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は増加傾向、利用回数は、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までは、軽度認定者の利用回数の伸びが顕著であり、利用回数は増加傾向と推計しました。

### ③ 訪問看護

実績から利用者数は増加傾向、利用回数は減少傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は増加傾向、利用回数は減少傾向と推計しました。平成 37 年度までは、利用者数は減少傾向にありますが、主に重度認定者の利用回数の増加が見込まれ、全体として利用回数の増加が見込まれます。

在宅を支える重要なサービスであり、今後、医療との連携により医療ニーズの高い高齢者の在宅療養や終末期の看取り看護を希望される要介護者の増加が見込まれます。

### ④ 訪問リハビリテーション

実績から利用者数、利用回数ともに増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数、利用回数ともに、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向と推計しました。

### ⑤ 居宅療養管理指導

実績から利用者数は増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも同様の傾向と推計しました。

### ⑥ 通所介護

介護保険の居宅サービスの中で中心的なサービスで、利用率も高いサービスです。

実績から利用者数、利用回数ともに増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用

者数、利用回数ともに、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも同様の傾向と推計しました。

#### ⑦ 通所リハビリテーション

実績から利用者数、利用回数ともに増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数、利用回数ともに、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも同様の傾向と推計しました。

#### ⑧ 短期入所生活介護

実績から利用者数、利用日数ともに増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数、利用日数ともに、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までは、要介護 2 の利用者数が減少する中で、他の要介護度での利用日数の伸びが顕著であり、増加傾向と推計しました。

#### ⑨ 短期入所療養介護

実績から利用者数、利用日数ともに減少傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数、利用日数ともに、減少傾向と推計しました。平成 37 年度までは、在宅の重度者の増加が見込まれるため、利用者数、利用日数ともに、増加傾向と推計しました。

#### ⑩ 福祉用具貸与

実績から利用者数は増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも同様の傾向と推計しました。

#### ⑪ 特定福祉用具購入

実績から利用者数は減少傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は、減少傾向と推計しました。平成 37 年度までは、在宅の重度者の増加が見込まれるため、利用者数を増加傾向と推計しました。

#### ⑫ 住宅改修

実績から利用者数は減少傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は、減少傾向と推計しました。平成 37 年度までは、在宅サービスの利用増加が見込まれるため、利用者数を増加傾向と推計しました。

### ⑬ 特定施設入居者生活介護

実績から利用者数が横ばいで推移しており、今後も横ばい傾向と推計しました。

### ⑭ 居宅介護支援（ケアマネジメント）

要介護認定者数は増加する見込みであることから、平成 29 年度までは利用者数は、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向と推計しました。

## ② 地域密着型サービス

表 地域密着型サービスの給付費、利用者数、必要サービス量

（年間）

| 種 類                          |         | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>32 年度 | 平成<br>37 年度 |
|------------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 定期巡回・随時<br>対応型訪問介護<br>看護     | 給付費（千円） | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                              | 人数（人）   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 夜間対応型<br>訪問介護                | 給付費（千円） | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                              | 人数（人）   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 認知症対応型<br>通所介護               | 給付費（千円） | 23,604      | 15,703      | 12,617      | 14,575      | 16,087      |
|                              | 回数（回）   | 2,031       | 1,280       | 964         | 1,109       | 1,224       |
|                              | 人数（人）   | 354         | 437         | 212         | 140         | 148         |
| 小規模多機能型<br>居宅介護              | 給付費（千円） | 57,158      | 62,945      | 69,892      | 80,049      | 82,317      |
|                              | 人数（人）   | 255         | 286         | 321         | 366         | 376         |
| 認知症対応型共同<br>生活介護             | 給付費（千円） | 155,171     | 182,201     | 182,201     | 182,201     | 182,201     |
|                              | 人数（人）   | 608         | 716         | 716         | 716         | 716         |
| 地域密着型特定<br>施設入居者生活<br>介護     | 給付費（千円） | 4,725       | 4,716       | 4,716       | 4,716       | 4,716       |
|                              | 人数（人）   | 21          | 21          | 21          | 21          | 21          |
| 地域密着型介護<br>老人福祉施設入<br>所者生活介護 | 給付費（千円） | 0           | 0           | 33,015      | 33,015      | 33,015      |
|                              | 人数（人）   | 0           | 0           | 348         | 348         | 348         |
| 看護小規模多機能<br>型居宅介護            | 給付費（千円） | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                              | 人数（人）   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 地域密着型通所介<br>護（仮称）            | 給付費（千円） |             | 279,883     | 302,813     | 348,308     | 340,450     |
|                              | 回数（回）   |             | 33,523      | 36,621      | 41,975      | 40,757      |
|                              | 人数（人）   |             | 3,540       | 3,920       | 4,635       | 4,688       |

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

## [サービスの量の見込みの算定に当たっての考え方]

### ① 認知症対応型通所介護

実績から利用者数、利用回数ともに減少傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数、利用回数ともに、減少傾向と推計しました。これは認知症高齢者であっても、一般の通所介護を利用される傾向があるからと考えられます。

平成 37 年度までは、要介護5の利用が主であり、利用回数が増加傾向と推計しました。

### ② 小規模多機能型居宅介護

実績から利用者数は増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、地域密着型サービスの利用増加を見込んで、増加傾向と推計しました。

### ③ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

平成 28 年 4 月に 1 ユニット（9 人）の新設による利用者数の増加を見込んでいます。

### ④ 地域密着型特定施設入居者生活介護

実績から利用者数が横ばいで推移しており、今後も横ばい傾向と推計しました。

### ⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

平成 29 年 4 月に 29 床の整備による利用者数の増加を見込んでいます。

### ⑥ 地域密着型通所介護

定員が 18 人以下の小規模な通所介護。デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

第 6 期から創設されたサービスであり、平成 28 年 4 月から 18 人以下の小規模な通所介護が地域密着型サービスに移行されます。既存の市内事業所の内、小規模事業所の利用者がそのまま移行するとして見込みました。

### ③ 施設サービス

表 施設サービスの給付費、利用者数、必要サービス量

(年間)

| 種 類                              |         | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>32 年度 | 平成<br>37 年度 |
|----------------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 介護老人福祉<br>施設                     | 給付費(千円) | 587,991     | 679,040     | 679,040     | 679,040     | 679,040     |
|                                  | 人数(人)   | 2,363       | 2,723       | 2,723       | 2,723       | 2,723       |
| 介護老人保健<br>施設                     | 給付費(千円) | 413,378     | 412,580     | 412,580     | 412,580     | 412,580     |
|                                  | 人数(人)   | 1,532       | 1,532       | 1,532       | 1,532       | 1,532       |
| 介護療養型<br>医療施設(平成32<br>年度以降は転換施設) | 給付費(千円) | 67,871      | 67,740      | 67,740      | 67,740      | 67,740      |
|                                  | 人数(人)   | 202         | 202         | 202         | 202         | 202         |

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

#### ① 介護老人福祉施設

平成 28 年 4 月に 30 床の新設による利用者数の増加を見込んでいます。

#### ② 介護老人保健施設

第 6 期計画期間中は新たな開設見込みがないことから、利用者数は現状のまま推移すると推計しました。

#### ③ 介護療養型医療施設

現在までの利用状況から、利用者数は横ばいで推移すると見込みました。



## 介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスの 見込量 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

## ① 介護予防サービス

表 介護予防サービスの給付費、利用者数、必要サービス量

(年間)

| 種 類                     |          | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>32 年度 | 平成<br>37 年度 |
|-------------------------|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 介護予防<br>訪問介護            | 給付費 (千円) | 16,447      | 12,863      | 9,737       |             |             |
|                         | 人数 (人)   | 777         | 582         | 439         |             |             |
| 介護予防<br>訪問入浴介護          | 給付費 (千円) | 108         | 458         | 1,088       | 2,543       | 4,776       |
|                         | 回数 (回)   | 13          | 55          | 132         | 308         | 579         |
|                         | 人数 (人)   | 11          | 23          | 36          | 42          | 43          |
| 介護予防<br>訪問看護            | 給付費 (千円) | 4,326       | 4,321       | 4,101       | 5,062       | 7,131       |
|                         | 回数 (回)   | 669         | 670         | 636         | 784         | 1,105       |
|                         | 人数 (人)   | 112         | 100         | 86          | 82          | 84          |
| 介護予防<br>訪問リハビリ<br>テーション | 給付費 (千円) | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                         | 日数 (日)   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                         | 人数 (人)   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
| 介護予防居宅療<br>養管理指導        | 給付費 (千円) | 148         | 198         | 258         | 302         | 313         |
|                         | 人数 (人)   | 36          | 48          | 62          | 72          | 75          |
| 介護予防<br>通所介護            | 給付費 (千円) | 40,418      | 32,465      | 23,003      |             |             |
|                         | 人数 (人)   | 1,250       | 1,018       | 733         |             |             |
| 介護予防<br>通所リハビリ<br>テーション | 給付費 (千円) | 12,647      | 14,444      | 16,632      | 18,090      | 18,387      |
|                         | 人数 (人)   | 334         | 415         | 514         | 580         | 588         |
| 介護予防短期入<br>所生活介護        | 給付費 (千円) | 420         | 719         | 1,411       | 1,561       | 1,502       |
|                         | 日数 (日)   | 85          | 209         | 474         | 551         | 545         |
|                         | 人数 (人)   | 11          | 14          | 18          | 21          | 21          |
| 介護予防短期入<br>所療養介護        | 給付費 (千円) | 525         | 1,091       | 1,841       | 2,885       | 4,208       |
|                         | 日数 (日)   | 54          | 113         | 191         | 299         | 437         |
|                         | 人数 (人)   | 6           | 11          | 16          | 19          | 19          |
| 介護予防<br>福祉用具貸与          | 給付費 (千円) | 4,908       | 5,444       | 5,946       | 6,617       | 6,753       |
|                         | 人数 (人)   | 1,081       | 1,200       | 1,313       | 1,470       | 1,501       |
| 特定介護予防福<br>祉用具販売        | 給付費 (千円) | 1,298       | 1,602       | 1,931       | 2,278       | 2,325       |
|                         | 人数 (人)   | 53          | 66          | 80          | 94          | 96          |
| 介護予防<br>住宅改修            | 給付費 (千円) | 5,947       | 7,311       | 8,889       | 10,067      | 10,209      |
|                         | 人数 (人)   | 48          | 58          | 70          | 78          | 79          |
| 介護予防<br>特定施設入居<br>者生活介護 | 給付費 (千円) | 6,268       | 6,256       | 6,256       | 6,256       | 6,256       |
|                         | 人数 (人)   | 42          | 42          | 42          | 42          | 42          |
| 介護予防支援                  | 給付費 (千円) | 9,811       | 9,034       | 7,794       | 7,484       | 7,654       |
|                         | 人数 (人)   | 2,232       | 2,058       | 1,773       | 1,702       | 1,741       |

## [サービスの量の見込みの算定に当たっての考え方]

### ① 介護予防訪問介護

平成 28 年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されることから、平成 29 年度までは利用者数、利用回数ともに、減少傾向と推計しました。

### ② 介護予防訪問入浴介護

実績から利用者数、利用回数ともに増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数、利用回数ともに、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向の推計としました。

### ③ 介護予防訪問看護

実績から利用者数、利用回数ともに減少傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数、利用回数ともに、減少傾向と推計しました。平成 37 年度までは、在宅サービスの利用増加が見込まれるため、利用回数を増加傾向と推計しました。

### ④ 介護予防訪問リハビリテーション

現在までの利用実績から、利用者数は見込んでいません。

### ⑤ 介護予防居宅療養管理指導

実績から利用者数は増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向の推計としました。

### ⑥ 介護予防通所介護

平成 28 年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されることから、平成 29 年度までは利用者数、利用回数ともに、減少傾向と推計しました。

### ⑦ 介護予防通所リハビリテーション

実績から利用者数、利用回数ともに増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数、利用回数ともに、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向の推計としました。

### ⑧ 介護予防短期入所生活介護

実績から利用者数、利用日数ともに増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数、利用日数ともに、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の

傾向の推計としました。

⑨ 介護予防短期入所療養介護

実績から利用者数、利用日数ともに増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数、利用日数ともに、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向の推計としました。

⑩ 介護予防福祉用具貸与

実績から利用者数は増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向の推計としました。

⑪ 介護予防特定福祉用具購入

実績から利用者数は増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向の推計としました。

⑫ 介護予防住宅改修

実績から利用者数は増加傾向にあり、平成 29 年度までは利用者数は増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向の推計としました。

⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護

過去の利用実績から、今後も横ばいで推移すると推計しました。

⑭ 介護予防居宅介護支援（ケアマネジメント）

平成 28 年度から訪問介護および通所介護の予防給付が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されることから、減少を見込みました。

## ② 地域密着型介護予防サービス

表 地域密着型介護予防サービスの給付費、利用者数、必要サービス量

(年間)

| 種 類                      |         | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>32 年度 | 平成<br>37 年度 |
|--------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 介護予防<br>認知症対応型<br>通所介護   | 給付費(千円) | 25          | 119         | 311         | 752         | 1,394       |
|                          | 回数(回)   | 3           | 14          | 37          | 90          | 167         |
|                          | 人数(人)   | 1           | 4           | 6           | 7           | 8           |
| 介護予防<br>小規模多機能型<br>居宅介護  | 給付費(千円) | 2,555       | 2,743       | 2,934       | 3,236       | 3,514       |
|                          | 人数(人)   | 32          | 34          | 37          | 40          | 44          |
| 介護予防認知症<br>対応型共同生活<br>介護 | 給付費(千円) | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |
|                          | 人数(人)   | 0           | 0           | 0           | 0           | 0           |

[サービスの量の見込みの算定に当たっての考え方]

### ① 介護予防認知症対応型通所介護

要介護認定者数は増加する見込みであることから、平成 29 年度までは利用者数、利用回数ともに、増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向の推計としました。

### ② 介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護認定者数は増加する見込みであることから、平成 29 年度までは利用者数は増加傾向と推計しました。平成 37 年度までも、同様の傾向の推計としました。

### ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

現在までの利用実績から、利用者数は見込んでいません。

**標準給付費**

介護サービス総給付費のほか、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた、平成 27 年度から平成 29 年度、平成 32 年度、平成 37 年度までの標準給付費見込みを以下のように算定しました。

表 標準給付費

単位：(千円)

| 種 類                        | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>32 年度 | 平成<br>37 年度 |
|----------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 標準給付費見込額                   | 3, 407, 153 | 3, 551, 841 | 3, 683, 120 | 3, 940, 845 | 4, 110, 301 |
| 総給付費（一定以上所得者負担の調整後）        | 3, 271, 837 | 3, 421, 757 | 3, 552, 317 | 3, 804, 593 | 3, 964, 373 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後） | 85, 628     | 79, 711     | 79, 737     | 83, 076     | 88, 954     |
| 高額介護サービス費等給付額              | 41, 779     | 42, 354     | 42, 937     | 44, 735     | 47, 902     |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額          | 4, 116      | 4, 173      | 4, 231      | 4, 409      | 4, 722      |
| 算定対象審査支払手数料                | 3, 794      | 3, 846      | 3, 899      | 4, 062      | 4, 350      |

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

( 6 )

なお、予防訪問介護と予防通所介護が平成 28 年度より地域支援事業へと移行することから、その移行分を見込んで算定しています。

単位：(千円)

| 種 類              | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 | 平成<br>32 年度 | 平成<br>37 年度 |
|------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 地域支援事業費          | 129, 941    | 149, 611    | 171, 411    | 218, 193    | 227, 378    |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 34, 071     | 50, 626     | 69, 569     | 110, 683    | 116, 114    |
| 包括の支援事業・任意事業費    | 95, 870     | 98, 985     | 101, 842    | 107, 510    | 111, 258    |

(7)

(7)

ただし、調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。

|         | 介護給付費<br>(施設等) | 介護給付費<br>(その他サービス) | 地域支援事業費 |                 |
|---------|----------------|--------------------|---------|-----------------|
|         |                |                    | 介護予防事業  | 包括的支援事業<br>任意事業 |
| 国       | 15.0%          | 20.0%              | 25.0%   | 39.0%           |
| 国調整交付金  | 5.0%           | 5.0%               | —       | —               |
| 県       | 17.5%          | 12.5%              | 12.5%   | 19.5%           |
| 市町村     | 12.5%          | 12.5%              | 12.5%   | 19.5%           |
| 第1号被保険者 | 22.0%          | 22.0%              | 22.0%   | 22.0%           |
| 第2号被保険者 | 28.0%          | 28.0%              | 28.0%   | —               |
| 合 計     | 100.0%         | 100.0%             | 100.0%  | 100.0%          |

※調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがあります。

## 4 保険料基準額の算定

平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間の標準給付見込額、地域支援事業費等を基に、第 1 号被保険者の保険料を以下のように算定しました。なお、介護保険料の算定に当たっては、第 5 期期間（平成 24～26 年度）中の歳入財源不足に伴う滋賀県介護保険財政安定化基金から受けた借入金の償還分を見込んでいます。

表 保険料基準額の算定

|                                                                    | 平成<br>27 年度  | 平成<br>28 年度  | 平成<br>29 年度  | 合 計           |
|--------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| 標準給付費見込額 (①)                                                       | 3,407,153 千円 | 3,551,841 千円 | 3,683,120 千円 | 10,642,114 千円 |
| 地域支援事業費 (②)                                                        | 129,941 千円   | 134,503 千円   | 138,673 千円   | 403,117 千円    |
| 第 1 号被保険者負担分および<br>調整交付金相当額<br>(③ = ((① + ②) × 22%) + (①<br>× 5%)) | 948,518 千円   | 988,588 千円   | 1,024,951 千円 | 2,962,057 千円  |
| 調整交付金見込額<br>(④ = ① × 各年度交付割合)                                      | 212,606 千円   | 217,373 千円   | 213,989 千円   | 643,968 千円    |
| 財政安定化基金償還金                                                         | 8,000 千円     | 8,000 千円     | 8,000 千円     | 24,000 千円     |
| 介護保険給付準備基金<br>取崩額 (⑥)                                              |              | -            |              | 0 千円          |
| 第 6 期保険料収納必要額<br>(⑦ = ③ - ④ + ⑤ - ⑥)                               | -            |              |              | 2,342,089 千円  |
| 予定保険料収納率 (⑧)                                                       | 99.53%       |              |              | -             |
| 所得段階別加入割合補正後<br>被保険者数 (⑨)                                          | 11,030 人     | 11,087 人     | 11,119 人     | 33,236 人      |
| 年額保険料<br>(⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨)                                               | -            |              |              | 70,800 円      |
| 月額保険料<br>(⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨ ÷ 12)                                          | -            |              |              | 5,900 円       |

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

## 5 所得段階別保険料の設定

第5期（平成 24～26 年度）では、所得段階を 1～9 段階としていましたが、第6期（平成 27～29 年度）においては、保険料の公平性の確保と、被保険者の負担能力に見合ったきめ細かな保険料の設定を行うため、所得段階を 1～11 段階とします。

また、給付費の 50%の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大します。

表 所得段階別加入者数の見込み

| 所得段階    | 対 象 者                                                                          | 平成<br>27 年度 | 平成<br>28 年度 | 平成<br>29 年度 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 第 1 段階  | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人または、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人 | 1,281 人     | 1,287 人     | 1,291 人     |
| 第 2 段階  | 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人                              | 665 人       | 669 人       | 671 人       |
| 第 3 段階  | 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の人                                       | 634 人       | 637 人       | 639 人       |
| 第 4 段階  | 世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人                       | 1,960 人     | 1,970 人     | 1,976 人     |
| 第 5 段階  | 世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超の人                        | 2,183 人     | 2,195 人     | 2,200 人     |
| 第 6 段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人                                                | 1,692 人     | 1,701 人     | 1,706 人     |
| 第 7 段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人                                       | 1,420 人     | 1,427 人     | 1,431 人     |
| 第 8 段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 240 万円未満の人                                       | 454 人       | 457 人       | 458 人       |
| 第 9 段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 240 万円以上 290 万円未満の人                                       | 177 人       | 178 人       | 179 人       |
| 第 10 段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 500 万円未満の人                                       | 254 人       | 255 人       | 256 人       |
| 第 11 段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上の人                                                | 109 人       | 109 人       | 109 人       |

表 所得段階別介護保険料

| 所得段階    | 対 象 者                                                                          | 割合           | 月額保険料<br>(年額保険料)        | 旧段階    | 月額保険料<br>(年額保険料)       |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------|--------|------------------------|
| 第 1 段階  | 生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人または、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人 | 平成 27・28 年度  |                         | 第 1 段階 | 2,043 円<br>(24,516 円)  |
|         |                                                                                | 基準額<br>×0.45 | 2,660 円<br>(31,920 円)   |        |                        |
|         |                                                                                | 平成 29 年度     |                         | 第 2 段階 | 2,554 円<br>(30,648 円)  |
|         |                                                                                | 基準額<br>×0.30 | 1,770 円<br>(21,240 円)   |        |                        |
| 第 2 段階  | 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の人                              | 平成 27・28 年度  |                         | 第 3 段階 | 3,320 円<br>(39,840 円)  |
|         |                                                                                | 基準額<br>×0.75 | 4,430 円<br>(53,160 円)   |        |                        |
|         |                                                                                | 平成 29 年度     |                         |        |                        |
|         |                                                                                | 基準額<br>×0.50 | 2,950 円<br>(35,400 円)   |        |                        |
| 第 3 段階  | 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超の人                                       | 平成 27・28 年度  |                         | 第 4 段階 | 3,831 円<br>(45,972 円)  |
|         |                                                                                | 基準額<br>×0.75 | 4,430 円<br>(53,160 円)   |        |                        |
|         |                                                                                | 平成 29 年度     |                         |        |                        |
|         |                                                                                | 基準額<br>×0.70 | 4,130 円<br>(49,560 円)   |        |                        |
| 第 4 段階  | 世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人                       | 基準額<br>×0.9  | 5,310 円<br>(63,720 円)   | 第 5 段階 | 4,597 円<br>(55,164 円)  |
| 第 5 段階  | 世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超の人                        | 基準額          | 5,900 円<br>(70,800 円)   | 第 6 段階 | 5,108 円<br>(61,296 円)  |
| 第 6 段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人                                                | 基準額<br>×1.2  | 7,080 円<br>(84,960 円)   | 第 7 段階 | 6,385 円<br>(76,620 円)  |
| 第 7 段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人                                       | 基準額<br>×1.3  | 7,670 円<br>(92,040 円)   |        |                        |
| 第 8 段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 240 万円未満の人                                       | 基準額<br>×1.5  | 8,850 円<br>(106,200 円)  | 第 8 段階 | 7,662 円<br>(91,944 円)  |
| 第 9 段階  | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 240 万円以上 290 万円未満の人                                       | 基準額<br>×1.6  | 9,440 円<br>(113,280 円)  |        |                        |
| 第 10 段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上 500 万円未満の人                                       | 基準額<br>×1.7  | 10,030 円<br>(120,360 円) | 第 9 段階 | 8,939 円<br>(107,268 円) |
| 第 11 段階 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上の人                                                | 基準額<br>×1.8  | 10,620 円<br>(127,440 円) |        |                        |

※ 第 1 段階は平成 27 年度から、第 2 段階、第 3 段階は平成 29 年度から軽減措置を行う予定です。

## 第6章 計画の推進体制

## 1 計画に関する啓発・広報の推進

本計画および施策の概要について、高齢者はもとより幅広い市民への周知・啓発を行うため、広報や市ホームページへの掲載、市行事、関係する各種団体・組織等の会合など多様な機会を活用します。

## 2 計画推進体制の整備

(１) 連携および組織の強化 ●●●●●●●●●●●●●●●●

介護保険事業計画・高齢者福祉計画に掲げる幅広い施策を円滑かつ効果的に進め、本計画に掲げる理念の実現につなげるため、庁内や関係機関との連携の充実や組織の強化を行います。

(2) 保健・医療・介護等の多職種・地域住民との協働・・・

地域包括ケアシステムを構築し、円滑に推進するためには、高齢者の個別課題の解決や地域課題の把握について、保健・医療・介護等多職種の協働により取り組むことが重要です。また、地域課題の解決には、地域福祉の重要な担い手となる民生委員児童委員やボランティア、地域住民の自主活動組織等の主体的参画が重要となります。

そのため、行政・事業所や医療機関等の専門職種・地域住民の協働と連帯に基づくパートナーシップを構築します。

(3) 県および近隣市町との連携 ●●●●●●●●●●●●●●

介護保険制度の円滑な運営においては、介護サービスの広域的利用など周辺地域との関わりも大きいため、県や近隣市町との連携が不可欠となります。

そこで、県や近隣市町との情報交換や連絡体制の強化を図り、近隣地域とも一体となった介護保険事業および保健福祉事業の展開を進めます。

### 3 進捗状況の把握と評価の実施

本計画の目標実現に向けて、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、進捗状況の点検、評価を市介護保険運営協議会において実施します。

また、庁内の推進体制として、引き続き高齢者保健、高齢者福祉および介護保険を所管する部および課が中心となり、関係各課や関係機関との緊密な連携の下、計画を推進します。

# 資料編

## 1 米原市介護保険条例（抜粋）

平成 17 年 2 月 14 日

条例第 116 号

改正 平成 17 年 10 月 1 日条例第 286 号

平成 18 年 3 月 28 日条例第 25 号

平成 20 年 2 月 29 日条例第 1 号

平成 20 年 3 月 21 日条例第 19 号

平成 21 年 3 月 27 日条例第 9 号

平成 24 年 3 月 23 日条例第 13 号

平成 25 年 3 月 28 日条例第 10 号

### 目次

第 1 章 市が行う介護保険(第 1 条)

第 2 章 保険給付(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 保健福祉事業(第 4 条)

第 4 章 地域包括支援センター(第 5 条～第 7 条)

第 5 章 保険料(第 8 条～第 16 条)

第 6 章 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防  
サービス事業者(第 17 条)

第 7 章 介護保険運営協議会(第 18 条～第 21 条)

第 8 章 罰則(第 22 条～第 26 条)

第 9 章 雑則(第 27 条)

付則

### 第 7 章 介護保険運営協議会

(介護保険運営協議会の設置)

第 18 条 市の介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、米原市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 19 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委員)

第 20 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 保健医療を代表する者
- (3) 介護の経験を有する者
- (4) 公益を代表する者
- (5) 介護サービス事業者を代表する者

2 市長は、前項第 1 項に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(任期)

第 21 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## 2 米原市介護保険条例施行規則（抜粋）

平成 17 年 2 月 14 日

規則第 94 号

改正 平成 17 年 10 月 1 日規則第 224 号

平成 18 年 4 月 1 日規則第 67 号

平成 20 年 2 月 29 日規則第 6 号

平成 22 年 1 月 5 日規則第 2 号

平成 26 年 3 月 28 日規則第 33 号

### 目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 被保険者(第 2 条～第 8 条)

第 3 章 認定(第 9 条～第 12 条)

第 4 章 保険給付(第 13 条～第 23 条)

第 5 章 保険給付の制限等(第 24 条・第 25 条)

第 6 章 保険料等(第 26 条・第 27 条)

第 7 章 介護保険運営協議会(第 28 条～第 32 条)

付則

### 第 7 章 介護保険運営協議会

(審議事項)

第 28 条 米原市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の審議事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第 117 条に規定する市の介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の進行管理に関すること。
- (2) 事業計画の策定および変更に関すること。
- (3) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの指定基準および介護報酬の設定に関すること。
- (5) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が必要と判断した事項
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、市の介護保険事業の運営に関する重要事項

(会長)

第 29 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が職務を代理する。

(会議)

第 30 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第 31 条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢福祉介護課において処理する。

(協議会の会長への委任)

第 32 条 第 28 条から前条までに規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 3 介護保険運営協議会委員名簿

敬称略

| 分 類                 | 氏 名     | 所 属 等                        | 備 考                  |
|---------------------|---------|------------------------------|----------------------|
| 被保険者を<br>代表する者      | 和 田 倬 也 |                              | 会 長<br>(～H27. 1. 21) |
|                     | 宇於崎 誠 子 |                              |                      |
|                     | 眞 野 美佐子 |                              |                      |
|                     | 西 口 晴 子 |                              |                      |
| 保健医療を<br>代表する者      | 畑 野 秀 樹 | 湖北医師会<br>(地域包括ケアセンター<br>いぶき) |                      |
|                     | 塚 本 隆 弘 | 湖北医師会<br>(大原クリニック)           |                      |
| 介護の経験を<br>有する者      | 西 堀 正 次 |                              | 会 長<br>(H27. 3. 12～) |
|                     | 松 村 武 温 |                              |                      |
|                     | 樋 口 幸 子 |                              |                      |
| 公益を代表する者            | 高 木 明 美 | 米原市民生委員児童委員                  |                      |
|                     | 浦 井 正 明 | 米原市民生委員児童委員                  |                      |
|                     | 野一色 順 子 | 米原市女性の会                      |                      |
| 介護サービス事業<br>者を代表する者 | 吉 田 正 子 | 社会福祉法人<br>米原市社会福祉協議会         | 副会長<br>(H27. 3. 12～) |
|                     | 山 添 久 子 | 社会福祉法人<br>青祥会 坂田青成苑          |                      |

## 4 用語説明

|        | 用 語            | 説 明                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| あ<br>行 | アセスメント         | 高齢者の心身の状態や生活状況を把握した上で、現状を分析し、より良い介護サービス提供等に結び付けるための検討を行うこと。                                                                                                                                                        |
|        | I A D L        | 手段的日常生活動作のことをいい、具体的には、買い物、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物の運転等の日常生活上の複雑な動作をいう。                                                                                                                                                  |
|        | インフォーマルサービス    | 行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式の援助活動が例として該当する。                                                                                                                              |
|        | A D L          | 基本的日常生活動作のことをいい、具体的には、入浴、排せつ、更衣、食事等の動作をいう。                                                                                                                                                                         |
|        | N P O（N P O法人） | Non Profit Organization の略で民間非営利組織をいう。狭義では、特定非営利活動促進法に基づき都道府県知事または内閣総理大臣の認証を受けた N P O 法人（特定非営利活動法人）をいう。                                                                                                            |
| か<br>行 | 介護給付           | 要介護認定により要介護と判定された被保険者に対する保険給付。①居宅サービスの利用、②地域密着型サービスの利用、③特定福祉用具販売、④住宅改修費、⑤居宅介護支援の利用、⑥施設サービスの利用、⑦高額介護サービス費についての保険給付が行われる。⑤、⑦以外は、原則としてサービスの種類ごとに設定される介護報酬の90%が保険給付され、10%は利用者負担となる。                                    |
|        | 介護サービス         | 介護保険法上は、要介護認定者に保険給付するサービスをいう。具体的には、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所サービス、短期入所サービス等の居宅サービス、小規模多機能型居宅介護、グループホーム等の地域密着型サービス、介護保険施設に入所して受ける施設サービス等がある。                                                                               |
|        | 介護報酬           | 介護保険制度において、事業所や施設が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として支払われる報酬をいう。介護報酬は、サービスの種類ごとに、平均的な費用等を勘案して設定されており、原則として、9割が介護保険から支払われ（介護保険給付）、残りの1割が利用者の自己負担となる（例外として、居宅介護支援事業所のケアマネジャーや地域包括支援センターの保健師等によるケアプランの作成については、1割の利用者自己負担はない。）。 |

|        | 用 語      | 説 明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| か<br>行 | 介護保険施設   | 介護保険法による施設サービスを行う施設。指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設（老人保健施設）および指定介護療養型医療施設（療養病床等）の３種類がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        | 介護保険事業計画 | 介護保険法に基づき、保険者である市町村が、厚生労働大臣の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な方針」（参酌基準）に即して、３年ごとに定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。①各年度の日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの入居・入所必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みならびにその見込量の確保のための方策、②各年度における地域支援事業に要する費用の額ならびに地域支援事業の量の見込みおよび見込量の確保のための方策、③介護サービス・介護予防サービス・地域支援事業の円滑な提供を図るための事業、④その他介護保険事業の円滑な実施に必要な事業を定める。その基本的な性格は、サービス基盤の行動計画であるとともに、サービス給付と保険料負担のバランスを決めるものとなる。計画は、要支援・要支援認定者等の実情を勘案して作成するとともに、老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。                                                                                                                           |
|        | 介護保険法    | <p>社会保険方式として平成９年１２月に公布。平成１２年度から施行された。国民の保健医療の向上および福祉の増進を図ることを目的とした法律。介護保険による保険給付の対象となるのは、要支援・要介護と認定された高齢者等の訪問介護、通所介護、短期入所等の利用、特別養護老人ホームや老人保健施設等への入所等である。超高齢社会に備え、①安定した財源の確保、②保険システム導入により各種サービスを利用しやすくする、③介護サービスにおける民間活力の導入、④老人病院や老人保健施設と特別養護老人ホームとの整合を図る等を目的として、介護保険制度が創設された。</p> <p>また、平成１８年４月から「明るく活力ある超高齢社会の構築」、「制度の持続可能性」、「社会保障の総合化」を見直しの基本的視点として、①予防重視型システムへの転換（介護予防給付や地域支援事業の創設等）、②施設給付の見直し（居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置）、③新たなサービス体系の確立（地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設等）、④サービスの質の向上（情報開示の標準化、事業者規制やケアマネジメントの見直し等）、⑤負担の在り方・制度運営の見直し（第１号保険料の見直し、保険者機能の強化、要介護認定の見直し）が施行された。</p> |
|        | 介護保険料    | 保険料参照                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|        | 用 語                 | 説 明                                                                                                                                                                      |
|--------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| か<br>行 | 介護予防・生活支援サービス       | 平成 26 年 6 月 18 日に「地域医療・介護推進法」が成立し、現在、市町村で要支援者に対して実施している予防給付（訪問介護・通所介護）の地域支援事業への移行を進め、平成 27 年度からの経過措置期間を経て、平成 29 年 4 月までに全ての市町村で移行を行う事業のこと。                               |
|        | 介護予防                | 高齢者ができる限り要支援・要介護状態に進むことなく、健康でいきいきした生活を送れるように、また、介護保険で要支援・要介護と認定された場合でも、状態が更に進行しないように支援すること。                                                                              |
|        | 介護療養型医療施設           | 介護保険施設の一つである。入院している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、機能訓練等必要な医療を行う。                                                                                   |
|        | キャラバンメイト            | 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のこと。キャラバンメイトになるためには所定のキャラバンメイト養成研修を受講し登録する必要がある。                                                                                 |
|        | 介護予防支援              | 地域包括支援センターにおいて、要支援認定者が適切なサービスを受けることができるよう計画（ケアプラン）を立て、市や介護サービス事業者などと連絡調整を行う。                                                                                             |
|        | 介護予防事業              | 主として活動的な高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取組を実施する一次予防事業と、要介護（要支援）認定者を除く、生活機能の低下が認められる高齢者を早期に発見し、対応するための取組を実施する二次予防事業で構成する事業のこと。これらの事業は、平成 26 年の法改正により、一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業に変更された。 |
|        | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | 介護保険施設の一つ。施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う。                                                                                                  |
|        | 介護老人保健施設            | 介護保険施設の一つ。施設サービス計画に基づいて、看護、医療的管理の下における介護および機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。                                                                                                    |
|        | 介護療養型医療施設           | 急性期の治療を終え、長期の療養が必要な人に対して、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護などを行うサービス。                                                                                                     |
|        | かかりつけ医              | 家庭の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医師のこと。また、入院や検査が必要な場合などに、適切な病院・診療所を指示、紹介してもらうことができる。                                                                                               |
|        | 居宅介護支援              | ケアマネジメント参照                                                                                                                                                               |

|        | 用 語                           | 説 明                                                                                                                                                                                                                                              |
|--------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| か<br>行 | 居宅療養管理指導                      | 介護保険の給付対象になる居宅サービスの一つ。居宅要介護認定者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、管理栄養士、薬剤師、歯科衛生士等が、通院の困難な利用者を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行い、在宅療養生活の質の向上を図るものをいう。要支援認定者に対する同様のサービスを介護予防居宅療養管理指導という。                                        |
|        | グループホーム                       | 認知症対応型共同生活介護参照                                                                                                                                                                                                                                   |
|        | ケアマネジャー<br>(介護支援専門員)          | 利用者の身体的状態等に合わせ、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との調整や、プラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う者。資格は、保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者が、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって得られる。                                                                                                      |
|        | ケアプラン(居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画) | 在宅の要介護者等が、介護サービスを適切に利用できるように、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間および事業者を定めた計画のこと。                                                                                                                                                            |
|        | ケアマネジメント                      | 主に老人介護の分野で、福祉や医療等のサービスとそれを必要とする人のニーズをつなぐ仕事のこと。この用語は、日本では平成12年4月から導入された介護保険制度により一般的となった。それまでは、社会福祉学者から「ケースマネジメント」や「ケアマネジメント」、看護学者から「ケアコーディネーション」と、同様の言葉が乱立し・提案されていたが、それぞれが同様の意味であることから、厚生省(当時)が「ケアマネジメント」の用語を採用し、その従事者をケアマネジャー(介護支援専門員)と呼ぶようになった。 |
|        | 権利擁護                          | 認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。                                                                                                                 |
|        | 高齢介護サービス費                     | 要支援・要介護認定者が居宅サービスや施設サービスを利用して保険給付を受け、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給される介護給付。超えた分が払い戻されることにより、負担が一定額を上回らないよう自己負担額の軽減が図られる。                                                                                                                                 |

|        | 用 語             | 説 明                                                                                                                                                                                         |
|--------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| か<br>行 | 後期高齢者           | 高齢者を 65 歳以上と定義する場合、90 歳、100 歳以上に至るまでの幅広い年齢層を包含することになるが、そのうち 75 歳以上の人をいう。それに対して 65 歳以上 75 歳未満は前期高齢者と区分している。後期高齢者は要介護の発生率が高いことから、介護保険の調整交付金の算定には各市町村の高齢者中の後期高齢者の割合が考慮される。                     |
|        | 高齢化率            | 総人口に占める高齢者（65 歳以上）人口の割合                                                                                                                                                                     |
|        | 高齢者             | 一般的には 65 歳以上の人をいう。                                                                                                                                                                          |
|        | 高齢社会            | 総人口に対して高齢者（65 歳以上の者）の割合が高くなっている社会をいう。国際連合の分類では、65 歳以上人口の比率が 7 %を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会としている。                                                                                                |
|        | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 高齢期における適切な医療を確保し、それにより国民保健の向上や、高齢者福祉の増進を図ることを目的とし、医療費の適正化を推進するための計画作成や、保険者（市町村）による健康診査の実施に関する方策、国民の支え合いの理念に基づいた前期高齢者に関わる保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に適切な医療を給付するため必要な制度について定めた法律。2007 年（平成 19 年）10 月公布 |
| さ<br>行 | 在宅介護            | 施設への入所や、病院への入院によらずに、それぞれの生活の場である自宅で介護を行うこと。介護保険法では「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」とされており、在宅介護を理念の一つとしている。                                                       |
|        | 在宅サービス          | 介護保険サービスのうち、利用者が在宅で生活しながら受けるサービス（訪問介護や通所介護など）をいう。                                                                                                                                           |
|        | 避難行動要支援者        | 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動をとることが特に困難な人々のこと。具体的には、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児を対象にしている。                                                                                  |
|        | 施設・居住系サービス      | 介護保険サービスのうち、利用者が施設などに入所・入居して受けるサービス（認知症対応型共同生活介護や介護老人福祉施設など）をいう。                                                                                                                            |
|        | 施設サービス          | 介護保険サービスの類型であり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設または介護療養型医療施設に入所して受けるサービスをいう。                                                                                                                                |
|        | 住宅改修            | 日常生活の自立を支援するための住宅改修（手すりの取付けや段差の解消など）の費用の一部を助成する。                                                                                                                                            |

|        | 用 語                 | 説 明                                                                                                                                                                                                                |
|--------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さ<br>行 | 社会福祉協議会             | 社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。都道府県、市町村にそれぞれ組織されている。                                                                                                                                                           |
|        | 準備基金                | 第 1 期・第 2 期介護保険事業計画期間の第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料の剰余金をいう。準備基金は、次期以降の第 1 号被保険者の保険料の高騰を避けるためや、計画より実際が上回り保険料不足に陥った時等のため取り崩す性質のものである。                                                                                        |
|        | 小規模多機能型居宅介護         | 介護保険の地域密着型サービスの一つ。中重度となっても住み慣れた自宅や地域において在宅生活を継続することを支える観点から、「通い」を中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供するサービス                                                                                                   |
|        | 自立支援                | 加齢や疾病に伴い、自立して生活することに不安のある高齢者に対して、自らの意思に基づきその能力と状態に応じた日常生活ができるように支援すること。                                                                                                                                            |
|        | シルバー人材センター          | 健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的・短期的な就業またはその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、提供することにより、生きがいの充実および福祉の増進を図り、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設立した公共的な法人                                                                                        |
|        | 審査支払手数料             | 介護保険法においては、介護サービス提供事業者が行ったサービスの費用の請求に関する診査および支払を都道府県国民健康保健団体連合会に委託して行うことができる」とされている。この委託料を審査支払手数料という。                                                                                                              |
|        | 生活習慣病               | これまで「加齢」という要素に着目して用いられてきた「成人病」を生活習慣という要素に着目して捉え直し、再定義された概念。平成 8 年 12 月の公衆衛生審議会の意見具申において、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義された。                                                                          |
|        | 成年後見制度（せいねんこうけんせいど） | 認知症や障がいにより判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する法定後見制度と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上相談や財産管理についての契約を結んでおく任意後見制度がある。 |
|        | 前期高齢者               | 65 歳以上 75 歳未満の人                                                                                                                                                                                                    |

|        | 用 語                        | 説 明                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| さ<br>行 | 総合事業                       | 平成 23 年に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、地域支援事業の中に創設された「介護予防・生活支援サービス事業」のこと。市町村の主体性を重視し、地域支援事業において、多様なマンパワーや社会資源の活用などを図りながら、要支援者等に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供することができる事業               |
|        | 第 1 号被保険者                  | 65 歳以上の方。40～64 歳の方は第 2 号被保険者を指す。                                                                                                                                                                                      |
| た<br>行 | 団塊の世代                      | 昭和 22 年から昭和 24 年までのベビーブーム期に生まれた人を指し、今の日本の人口比率で最も高い世代であり、またこれから高齢者へとなる世代                                                                                                                                               |
|        | 短期集中訪問型介護予防サービス            | 体力の改善に向けた支援や A D L・I A D L の改善に向けた支援が必要な人が、保健師等による居宅での相談指導等を 3～6 か月の短期間で行うサービス                                                                                                                                        |
|        | 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ） | 寝たきり高齢者、認知症高齢者等の介護者が、病気、休養、冠婚葬祭等のために家庭で介護できなくなった場合、一時的に要介護者を介護老人福祉施設、介護老人保健施設等に短期入所できるサービス                                                                                                                            |
|        | 地域支援事業                     | 地域支援事業の目的は、被保険者が要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防（高齢者人口の 5 %）するとともに、要介護状態等になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務および包括的・継続的マネジメント支援業務をいう。）およびその他の地域支援事業を行う。 |
|        | 地域福祉計画                     | 社会福祉法に基づき策定する。地域に住む誰もが地域社会を構成する一員としていきいきと日常生活を営むことができるよう、市民が福祉や健康を始めとした生活課題に自ら取り組み、互いに支え合うことができる地域福祉を推進している。                                                                                                          |
|        | 地域包括支援センター                 | 高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関                                                                                               |
|        | 地域包括支援センター運営協議会            | 地域包括支援センターの運営を地域の関係者全体で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価をしていく場。地域包括ケアの基盤整備や地域の関係者間のネットワーク構築を行うなど、地域包括支援センターの運営や活動を支援していく役割もある。                                                                                          |

|        | 用 語                    | 説 明                                                                                                                                                                   |
|--------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| た<br>行 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護   | 定員が 29 人以下の特別養護老人ホームにおいて、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練、療養上の世話を行う介護保険のサービス                                                                                                       |
|        | 地域密着型サービス              | 住み慣れた地域で要介護者の生活を支えることを目的として、平成 18 年の介護保険法の改正により新たに設けられたサービス。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護がある。                   |
|        | 地域密着型特定施設入居者生活介護       | 地域密着型サービスの一つで、入居定員 29 人以下の特別養護老人ホームにおいて受ける介護サービスをいう。要支援認定者は利用できない。                                                                                                    |
|        | 地域リハビリテーション活動支援事業      | 介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を行う事業                                                                                                         |
|        | 調整交付金                  | 市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために国が交付するもの。国が負担する給付費の 25%のうち 5%が、第 1 号被保険者の年齢別分布状況、所得分布状況等を考慮し、調整して配分される。                                                                       |
|        | 通所介護（デイサービス）（介護予防通所介護） | 在来の虚弱高齢者や寝たきり高齢者等を、デイサービスセンターにおいて、生活指導、日常生活動作訓練、健康チェック、入浴、給食等を提供するサービス。これらのサービスを通じて、高齢者と家族の身体的精神的な負担の軽減を図ることを目的としている。                                                 |
|        | 通所サービス B 型             | 住民主体による要支援者を中心とする自主的な憩いの場づくりを目的としたサービス                                                                                                                                |
|        | 特定施設                   | 有料老人ホーム、ケアハウス等で一定の人員配置等を行ったものが、入居者に介護サービスを提供する場合には「特定施設」として介護保険給付の対象となる。施設が介護サービスを提供し、要介護者だけが入居可能な施設が介護専用特定施設。同様に施設が介護サービスを提供するが、要介護者だけでなく要介護でない者も入居可能な施設が混合型特定施設である。 |
|        | 特定施設入居者生活介護            | 有料老人ホームなどにおいて、要介護（要支援）認定者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練を行う介護保険のサービス。事業者が自ら介護を行う「一般型」と、事業者はケアプランの作成などの業務を行い、介護を他の事業所に委託する「外部サービス利用型」がある。                                      |
|        | 特別養護老人ホーム              | 介護老人福祉施設参照                                                                                                                                                            |
| な<br>行 | 日常生活圏域                 | 市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備、その他の条件を総合的に勘案して定める区域                                                                             |

|        | 用 語          | 説 明                                                                                                                                                                                     |
|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| な<br>行 | 任意事業         | 地域支援事業として定められている任意事業は、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他事業があり、その経費は介護保険から支払われる。                                                                                                                  |
|        | 認知症          | アルツハイマー病や脳血管障がい等により脳の機能が低下することで、「もの忘れ」や「判断力低下」などが起こる病気。その結果、他人とのコミュニケーションがとりにくくなったり、周りの状況に合わせた行動ができなくなったりする。認知症の人は、何も分からなくなることではなく、本人も自分が情けないと思ったり、自分が崩れていくような不安を感じるなど、大きなストレスにさらされている。 |
|        | 認知症高齢者       | 脳の知的な働きが、広範な器質的障がい等の後天的な病気により、持続的に低下した高齢者で「認知症症状」を示している高齢者                                                                                                                              |
|        | 認知症ケアパス      | 認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障がいが増進していく中で、その進行状況に合わせていつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ標準的に決めておくこと。                                                                                         |
|        | 認知症サポーター     | 地域で暮らす認知症の人や家族をそれぞれの生活場面でサポートしたり、地域の様々な社会資源をつなげる窓口となる役割を担う人                                                                                                                             |
|        | 認知症サポーター養成講座 | 地域住民、職域、学校、広域の団体・企業などの従事者などを対象に、認知症とはどういうものか、認知症の症状、認知症の診断・治療、認知症の人と接するときの心構えがまえなどを講義する講座。受講した人が認知症サポーターとなり、目印となるシンボルグッズの「オレンジリング」が授与される。                                               |
|        | 認知症対応型共同生活介護 | 認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス                                                                                                                            |
|        | 認知症対応型通所介護   | 地域密着型サービスの一つで、認知症の要介護認定者を対象とするデイサービス。要支援認定者に対する同様のサービスを介護予防認知症対応型通所介護という。                                                                                                               |
|        | 認知症初期集中支援チーム | 認知症サポート医と医療系職員、介護系職員などの複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。                                                   |
|        | 認知症地域支援推進員   | 認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う人                                                                                   |

|        | 用 語          | 説 明                                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| な<br>行 | 寝たきり         | 一般に、寝たきりで6か月以上を経過し、日常生活を行う上で介護を必要とすることをいう。障がい老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準においては、寝たきりをランクBおよびランクCに分け、ランクBは「屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが座位を保つ」、ランクCは「1日中ベッドの上で過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する」とされている。 |
|        | 被保険者         | 保険に加入している本人をいう。介護保険制度においては、①市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人（第1号被保険者）、②市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）を被保険者としている。                                                                             |
| は<br>行 | 福祉用具         | 心身の機能が低下し、日常生活を営む上で支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具および要介護者等の機能訓練の為の用具。特殊寝台等の起居関連用具、車いすなどの移動関連用具、排せつ関連用具、入浴関連用具などが含まれる。介護保険制度では福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与による品目と特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売対象となる品目がそれぞれ定められている。    |
|        | 包括的支援事業      | 地域のケアマネジメントを総合的に行うために、介護予防ケアマネジメント、総合相談や支援、権利擁護事業、ケアマネジメント支援、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備などを実施する事業                                                                          |
|        | 訪問介護（ホームヘルプ） | ホームヘルパー（訪問介護員）が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介助や調理、洗濯、掃除などの生活援助を行うサービス                                                                                                                                |
|        | 訪問型介護予防事業    | 認知症や閉じこもり、うつなどの恐れがある特定高齢者を対象にして、保健師などが家に訪問し、必要な指導・相談などを行う事業のこと。閉じこもり予防事業やうつ予防、認知症予防などがある。                                                                                                    |
|        | 訪問看護         | 病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師などが医師の指示により居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス                                                                                                                              |
|        | 訪問サービスB型     | 地域の住民によるボランティア主体の自主活動として行う生活援助等のサービス                                                                                                                                                         |
|        | 訪問サービスD型     | 移送前後の生活支援のこと。介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援なども含まれる。                                                                                                                                              |

|        | 用 語         | 説 明                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| は<br>行 | 訪問系のサービス    | 介護保険においては、訪問介護・介護予防訪問介護、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護、訪問看護・介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導および夜間対応型訪問介護をいう。                                                                                                                |
|        | 訪問入浴介護      | 浴槽を積んだ移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービス。                                                                                                                                                                                                       |
|        | 訪問リハビリテーション | 介護保険の給付対象となる居宅サービスの一つ。病状が安定期にある要介護認定者の居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、診療に基づく計画的な医学管理の下に行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションをいう。要支援認定者に対する同様のサービスを介護予防訪問リハビリテーションという。                                                                         |
|        | 配食サービス      | 高齢者や介護の必要な人などに、栄養バランスの取れた食事を定期的に宅配するサービス                                                                                                                                                                                                 |
|        | パブリックコメント   | 国民・住民・市民等公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。<br>パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度等を決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民等）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのことである。                                            |
|        | 保険者         | 保険事業を行う主体をいう。介護保険の保険者は市町村（特別区を含む）と規定されている。保険者としての役割は、被保険者の管理、要介護認定、保険給付の支払事務、サービス基盤整備を推進するための市町村介護事業計画の策定、介護保険特別会計の設置・運営、普通徴収による保険料の徴収がある。                                                                                               |
|        | 保険料         | 保険加入者（被保険者）が保険者に支払う保険料金。市町村が徴収すべき介護保険事業に要する保険料は、公費負担分と第2号被保険者が負担すべき保険料を除いた第1号被保険者分である。第2号被保険者については、医療保険の保険料と一括徴収される。また、第1号被保険者と第2号被保険者の保険料の負担割合は、全国平均の1人当たりの保険料が同じ水準になるように設定されている。第1号被保険者の保険料の徴収方法は、年金からの特別徴収（天引き）と市町村が直接徴収する普通徴収の方法がある。 |

|        | 用 語       | 説 明                                                                                                                                                                                      |
|--------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| は<br>行 | 保険料基準額    | 介護保険において、所得段階別保険料の設定の基準になる保険料額をいう。基準額は3年ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第1号被保険者数で除して得た額である。この基準額は、いわゆる所得段階別保険料の第4段階保険料該当（住民税課税世帯の本人非課税者）に当たる保険料となる。保険料基準額は、保険給付水準等の違いにより、保険者である市町村ごとに異なる。 |
|        | ボランティア    | ボランティアをする人、または行為全般を表す言葉。個人の自由意志に基づき、その技能や時間等を進んで提供し、社会に貢献すること。                                                                                                                           |
| ま<br>行 | 民生委員児童委員  | 民生委員法により、住民の立場に立って生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ね、地域住民の福祉の増進を図る重要な役割を担っている。                                                               |
| や<br>行 | 夜間対応型訪問介護 | 夜間において、定期的な巡回や通報によりホームヘルパーなどが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護を行う介護保険のサービス。                                                                                                                          |
|        | ユニット      | 10人以内の少人数で構成される「生活単位」のこと。認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）の場合は、「9人以下」を1ユニットとしている。                                                                                                                 |
|        | 要介護       | 介護保険法では、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。要介護状態は、要支援状態よりも介護の必要の程度が重度であり、その区分は介護の必要度によって5段階に区分（要介護状態区分）されている。                       |
|        | 要介護認定     | 介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果等に基づき認定する。介護の必要度（要介護度）は「要支援1～2」「要介護1～5」に分かれる。                                                                 |
|        | 要支援       | 要介護状態区分を指す「要介護1～5」に対応して、要支援認定を指し、「要支援1・要支援2」に区分される。要支援は、要介護より介護の程度が軽度であり、介護予防サービスが給付される。                                                                                                 |

|        | 用 語    | 説 明                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| や<br>行 | 予防給付   | 要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付。介護給付と比べると施設サービスと一部の地域密着型サービスが給付対象とならない点で異なる。①介護予防居宅サービスの利用、②特定介護予防福祉用具販売、③介護予防住宅改修費、④介護予防認知症対応型通所介護、⑤介護予防小規模多機能居宅介護、⑥介護予防認知症対応型共同生活介護、⑦介護予防支援の利用、⑧高額介護サービス費についての保険給付が行われる。⑦、⑧以外は、サービスの種類ごとに設定される介護報酬の 90%が保険給付され、10%が自己負担となる。    |
|        | 老人福祉法  | 老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持および生活の安定のために必要な措置を行うことにより、老人の福祉を図ることを目的とする法律。市町村は、要援護高齢者がやむを得ない事由により、介護保険法に規定するサービスを利用することが著しく困難であると認めるときは、居宅における介護、特別養護老人ホームへの入所等の措置を執ることができる。更に、養護老人ホームへの入所措置、老人健康保持事業の実施等が定められ、都道府県および市町村に老人福祉計画の策定を義務付けている。 |
| ら<br>行 | 老人ホーム  | 老人福祉法に規定されている入所施設として、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームおよび有料老人ホームがある。介護保険法においては、特別養護老人ホームは介護保険施設とされ、養護老人ホーム、軽費老人ホームおよび有料老人ホームは居宅とみなされる。                                                                                                                         |
|        | 老人福祉施設 | 病状が安定期にある要介護認定者がに対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行う施設として、都道府県知事の許可を受けたもの。従来は老人保健法に規定されていた老人保健施設について、介護保険法に移されたもので、医療法上の病院や診療所ではないが、医療法や健康保険法上は同様に取り扱われ、例えば、管理者や解説者の規定は医療法を準用するとされている。                                          |



**いきいき高齢者プランまいばら  
第6期介護保険事業計画/高齢者福祉計画**

平成27年3月発行

発行者／米原市

編集／健康福祉部高齢福祉介護課

〒521-0292 米原市長岡1206番地

電話：0749-55-8103





# いきいき高齢者プランまいばら

第6期介護保険事業計画/高齢者福祉計画